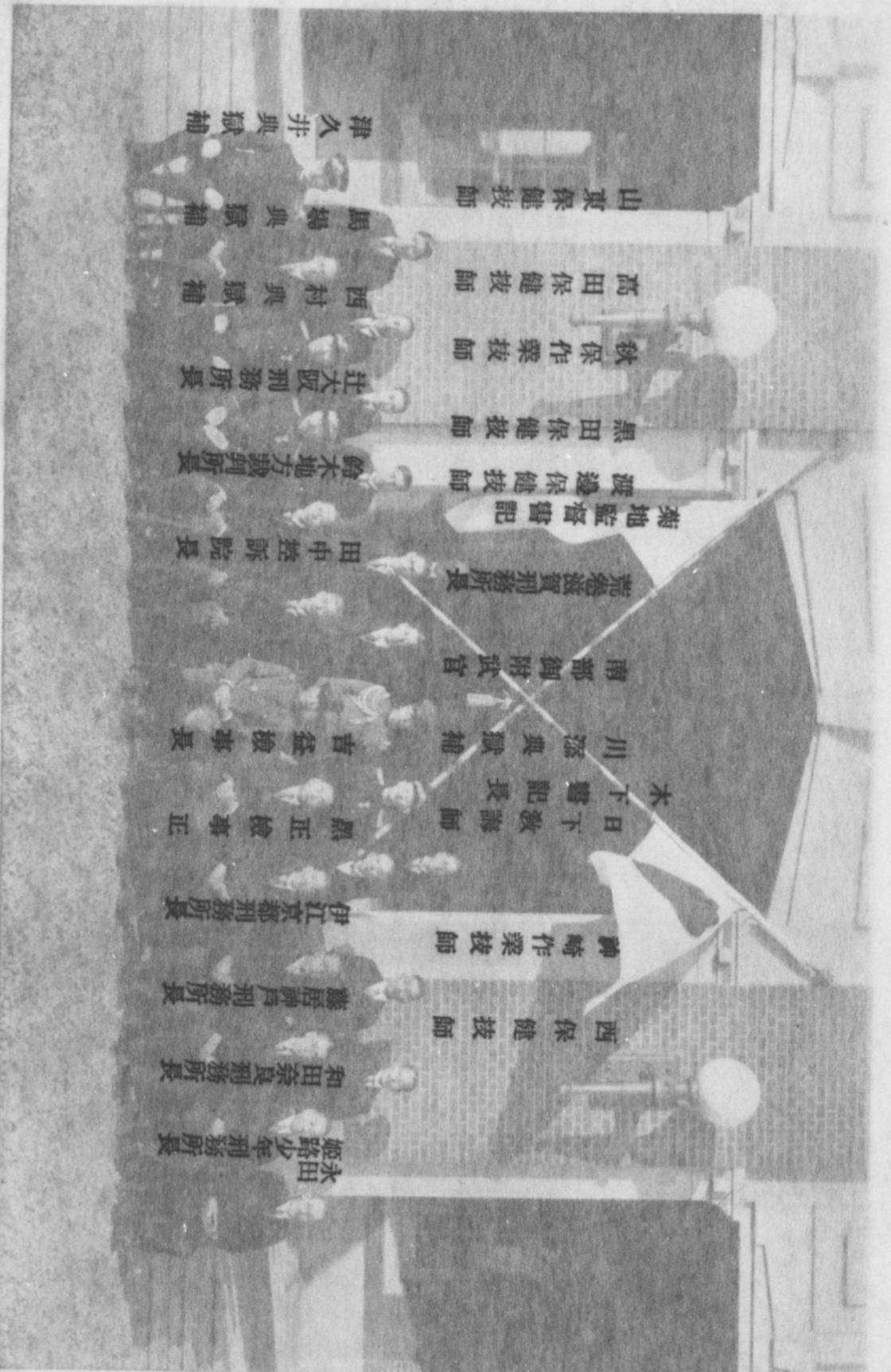


# 刑 政

昭和十一年二月四日印刷 昭和十一年二月七日發行

號 二 第		號 月 二		卷九十四第		
雜 報	新 刊 紹 介	行 刑 自 足 の 原 則  寺 光  忠 49	懲 罰 の 使 命 と 其 の 運 用  中 尾 文 策 27	第 十 一 回 國 際 刑 務 及 刑 法 會 議  牧 野 英 一 8	東 久 邇 宮 殿 下 御 巡 閣 の 光 榮 に 浴 し て  辻 敬 助 5	行 刑 の 個 別 處 遇 と 檢 事 同 一 體 の 原 則 （ 卷 頭 言 ）  正 木 亮 2
財團法人 刑務協會 發行						



永田 姫路少年刑務所長

和田奈良刑務所長

藤原神戶刑務所長

西保健技師

神崎作樂技師

伊江京都刑務所長

黒正検事正

木下 日下 教諭師

吉益 検事長

川添 典獄補

南部 御附武官

荒巻 滋賀刑務所長

田中 控訴院長

菊地 監督書記

鈴木 地方裁判所長

渡邊 保健技師

黒田 保健技師

辻 大阪刑務所長

秋保 作樂技師

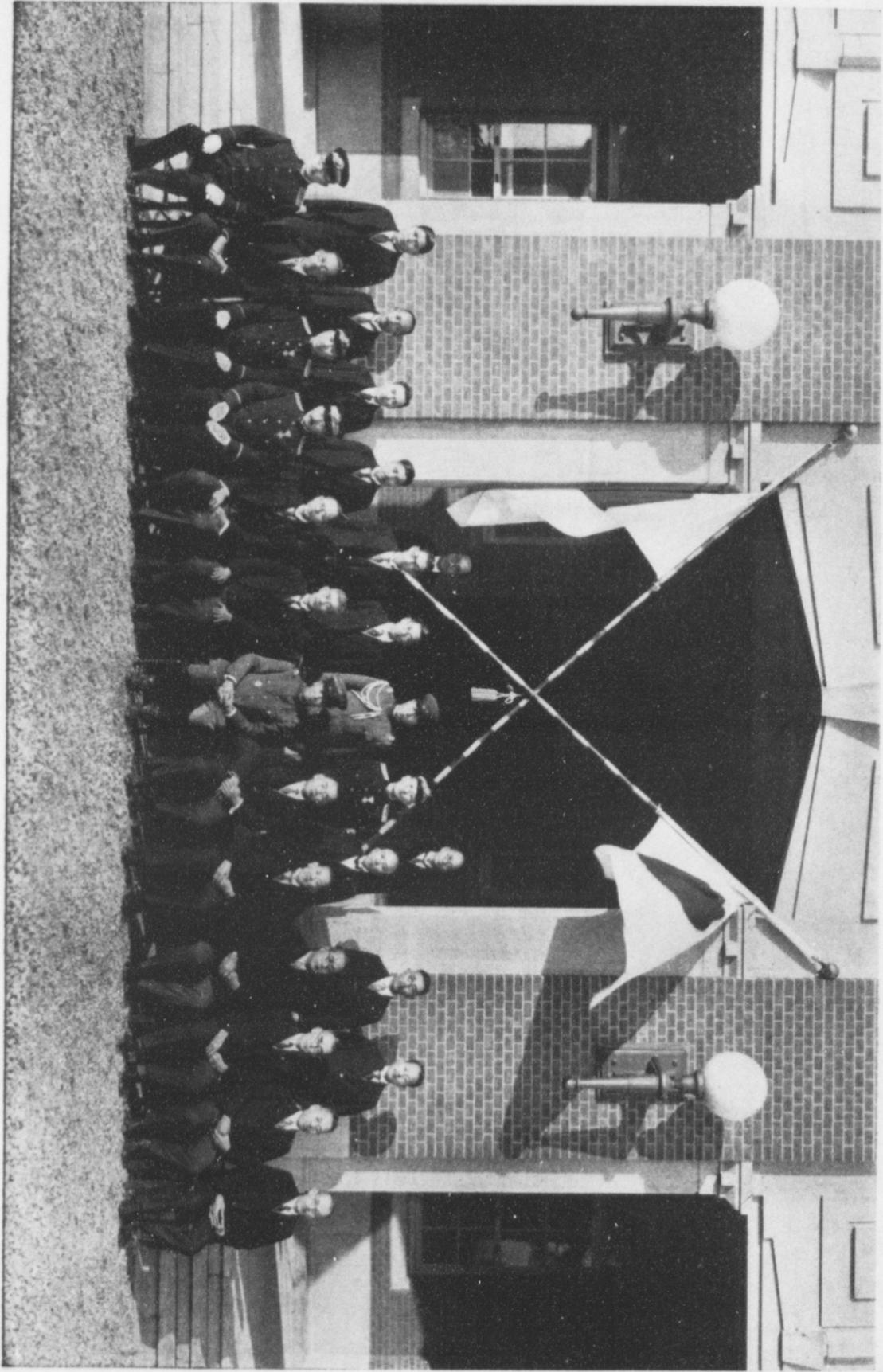
西村 典獄補

高田 保健技師

馬場 典獄補

山東 保健技師

津久井 典獄補



- |         |           |
|---------|-----------|
| 山東尉 尉 補 | 聶人 典 尉 補  |
| 高田尉 尉 補 | 舘 尉 典 尉 補 |
| 崎 尉 尉 補 | 西 林 典 尉 補 |
| 黒田尉 尉 補 | 吉 大 尉 尉 補 |
| 齋 尉 尉 補 | 鏡 木 尉 尉 補 |
| 藤 尉 尉 補 | 田 中 尉 尉 補 |
| 荒 尉 尉 補 |           |
| 南 尉 尉 補 |           |
| 川 尉 尉 補 | 吉 益 尉 尉 補 |
| 木 尉 尉 補 | 黒 五 尉 尉 補 |
| 日 尉 尉 補 | 母 五 尉 尉 補 |
| 崎 尉 尉 補 | 瀧 尉 尉 補   |
| 西 尉 尉 補 | 味 田 尉 尉 補 |
|         | 藤 田 尉 尉 補 |



## 行刑の個別處遇と検事同一體の原則

最近刑事學界の一角より検事同一體の原則が批評されるやうになつた。検事同一體の原則といふのは檢事が上より下に至るまで一體となつてその職責に當ることを刑事訴訟法上の原則と爲すといふのである。従つて檢事はその公訴の運用に付て判事のそれの如く絶対独自の權能を有することがない爲めに往々にしてその所見を異にする上官の命令に服従し、上官の命令の爲にその抱く信念を抛棄せねばならぬ場合を生ずるに至るのである。

捜査の技術を離れ、一般豫防より眼を轉じて刑罰の特別豫防作用に重點を置いて考察するとき検事同一體の原則は茲に考へ直されねばならぬとされるのである。檢事の地位、身分及びその職務上の指導監督等行政的意味に於ける上官と下官との關係が判事と異つて存する點に付ては敢て不思議はない。しかし、苟も公訴權の運用に付て被告事件に最も緊密なる關係を有し、且被告人に關する一切の事情を知り盡したる當該檢事が所謂檢事同一體の原則に左右されて心にもない公訴を提起したり、或は心にもない公訴權の抛棄を爲すことが刑事訴訟の精神より當然であるとされる今日の制度は、刑事訴訟と刑罰目的とを無縁に終らしめる危険があるから、この際この點に付て考へ直す必要があるとされるのである。

抑も檢事は刑事訴訟法上の當事者であるが同時に又公益の代表者であるのである。否、公益の代表者といふよりも、如何にすれば犯罪を防壓し再犯を未然に防止することが出来るかといふことを高所から眺めねばならぬクリミナリストでなければならぬのである。その意味よりすれば檢事が独自の見解に基いて立

て得たところの犯人の犯罪性の濃度、探及の結果に基いて歸納した犯人の個性の如きは上官の權力を以てしても之を如何ともすべきではないのであつて、従つて之に基いて決せらるべき起訴不起訴は専ら當該檢事の所見を中心にするべきである。換言すれば、かやうな點より今日の刑事訴訟法に於ては檢事同一體の原則は判事の自由裁量と同じ立場に推移すべき運命にあるといふのが最近の批評の理由を爲すに至つたことを閑却してはならぬ。

わたくしは最近屢々檢事に對する批難の聲を聞く。それは、檢事が徒らに犯罪證明にあせつて人權を蹂躪し、或は被告人の心情を害すること等があげられるのである。しかし、事實はかかる批難の當らないことを證明し得るに十分であるが、兎に角、かかる批難のよつて生ずる所以は之を檢事同一體の原則に照して考へ得る場合が尠くないのである。即ち、檢事同一體の原則があるが故に下級檢事は動もすれば刑事政策上最も重要なべき被告人の個性その他の身分關係を明かにするよりも犯罪關係に専念して以て檢事の職務を犯罪關係の捜査に限定し行刑上最も必要する個別處遇の基礎を閑却せしめるに至る處れがあるのである。

檢事は敵役ではない。敵役であつてならぬことは刑事訴訟法が檢事の不起訴處分に關する基準を定め、又監獄法が檢事の監獄巡視に關する規定を設けて居る點より之を肯定することが出来る。即ち、檢事は公訴を行ふに際して犯人の個性その他を詳知して救ふべきは救はねばならぬし、收容者に對して刑の執行の妥當なりや否やを判斷する責務を負担せしめられるのである。この責務負擔は決して檢事同一體の原則からは完全に生れ出るものではないのである。檢事が各個に事件に對する信念と刑罰目的を眞に把握してこそ之を達することが出来るのである。

輓近の刑事政策に於て所謂刑務委員會制度が行刑の中心を爲すべきものであるとされるのは衆知の事實である。而して、その構成員として必ず判事と検事とが擧げられつつあるのであるが、それは要するに兩者が審理の間に於て囚人の人格を十分に知つて居るといふ前提の下に於てであるのである。否囚人の人格を知るばかりでなく此等の判事検事がその囚人の再犯を防止せんとする確信を持つて居るといふ前提の下に於てであるのである。

この假定は正に検事同一體の原則を検事の自由裁量主義に導かうとする具體的手段ではあるまいか。試みに考へよ、他人の指圖によつて起訴した囚人にどうして眞劍味のある行刑關與が出来得よう。換言すれば、刑務委員會と検事との關係は茲に或る程度に於て、検事同一體の思想を否定せんとする今日の思想的傾向を肯定したことになるのである。

わたくしは今直ちに検事同一體の原則を批難しようとするのではないが、尠くとも行刑の立場よりすれば今日の検事同一體の原則は緩和されて然るべきだといふことを主張して置き度いと思ふ。

正 木 亮

昭和十一年一月廿日夜

### 東久邇宮殿下御巡閱の光榮に浴して

辻 敬 助

今回の御巡閱に於て咫尺の間に御尊容を拜し且數々の御下問を賜り殿下の御仁徳をしみじみと味ふことを得ましたのは、實に千歳一遇の光榮でありまして、無限の歡喜感激にひたつて居る次第であります。此處に畏多いことながら當日の感激の一端を謹記することに致します。

(1) 最初控訴院に於ける單獨拜謁の場合及當所及北區支所に於て言上の際は、全く御威嚴に壓されてたゞ、恐懼致したやうな次第であります。構内御巡閱中は殿下に於かせられては誠に御氣輕に御下問を賜り極めて拙劣不充分なる私の奉答に對しても一々「さうか」「さうだらう」など御慈愛の籠つた御言葉を賜り、御歸り近くなどは御諸謹さへ交へさせられて、畏多いことではあります。眞に慈父の如き温かさ柔和さを拜し、實に忝けなく難有く今尙感激の新たなるものがあります。

大阪三百萬市民が父とも母とも仰ぎ奉り御慕ひ申上ぐるのも無理からぬことと思ひました。  
(2) 次に一驚致しましたのは殿下の御服裝の御質素にあらせらるゝ事であります。御帽子でも御服でも古ぼけたすり切れた時代ものゝやうに拜したのであります。私は殿下を御迎へする爲に最近制服上衣を新調し、これを得々として着用致したことを誠に恥かしく恐懼致した次第であります。畏多いことながら御官邸などの御調度品なども世の人々の想像も及ばぬ程の御質素であらせられる事などを思ひ合せ、畏き御思召の程を拜察して深く深く反

省致したことであります。

(3) 次に御下問の跡を顧みると極めて簡単な御下問も實は頗る含蓄の深いもののみで皆急所をつかれてゐるのであつて、無言の裡に非常に難有御教訓の數々をいただいた事と、殊に作業訓練と朝鮮同胞竝に病者の上に特に難有い御尊慮を拜した事を今更のやうに感激を深ふ致して居ります。

(4) 當所御出發時間は午後三時と豫定されてゐたのでありますが、御着が幾分遅延した關係などもあり病舎前にて既に御豫定時間を過ぎてゐたので、私は恐る／＼大體の御巡閱終了ありたるも病舎が残こされてある旨を言上致しました處、特に御豫定時間を繰延させられ病舎にも御歩を運ばせ給ひ、御慈愛溢るゝばかりの御温容を以て病床に打臥せる人々の病狀等御下問あり、又病人の敬禮に對しては一々御會釋を賜りたるに、中には感激の餘り落涙する者さへ見受けられたのは洵に感激の極みであります。

(5) 殿下は世間周知のやうに極めて御闊達に涉らせられ、其の活潑潑地如何にも御元氣にみちみちて常に活動してやまざる御態度と氣持よきまでに規律的な御生活とは、誠に畏きことながら吾々の眠れる心をゆすぶり醒まし稍もすれば萎縮し勝な吾々の氣力を鼓舞したまひ、又同時に兎角ゆるみ勝な刑務所内の規律的生活に對して大なる御鞭撻を賜り、刑務所全體の士氣は之が爲に大に喚起せられ且全體の空氣が朗かさを著しく増したやうに看取されるのであります。御巡閱當日以來既に十數日を經過せる今日まだ一名の規律違反者を出さないことは、とりも直さずこの事を裏書するものと確信するものであります。

(6) 尙當日は收容者の作業状態を親しく御巡閱を賜り度いと存じまして、工場内では特に號令を用ひざる旨豫め宮家の御許を得ましたので、收容者にもなるべく平常の状態で、乍併極めて嚴肅なる氣分と感謝至誠の態度で御迎へ申上ぐるやうに豫め訓諭して置いたのであるが、收容者もよく私の氣持を諒解し呉れて謹慎の内にも平靜を失はず沈着に作業に精勵し、何等の事故もなく御巡閱を了し御機嫌殊の外御麗しく、御歸還被遊ました事は眞に慶賀に堪へない次第であります。

皇族殿下の御巡閱は當所としては全く初めての事であり、殊に私は元來愚直の質であるので萬一御無禮不始末の事なかりしや、御巡閱の跡を顧みてそのみ懸念せられ六日の夜はまんじりともしませんでした。翌日宮家池田事務官を御訪ねして御歸邸後の御機嫌を奉伺したるに、何等の御咎めもなく當日は殊の外御機嫌麗はしかりし趣を拜聞致し胸なで下ろしたやうな次第であります。

誠に恐れ多い事ではありますが殿下の囚れの人々の上に垂れ賜つた溢るゝばかりの御慈愛御温容は、百の理論を越え萬卷の著書にも優りて偉大なる教訓と深甚なる感激とを職員及收容者に與へたまひ、何ものも到底及ばざる偉大なる力として燦然として當刑務所の上に永久にかゞやく事と確信致します。

# 第十一回國際刑務及刑法會議

牧野英一

- 一 この會議とわが學界
- 二 議題と決議
- 三 斷種問題と受刑者處遇問題
- 四 四相の演説

一九三五年の國際刑務及刑法會議は、ベルリンで、八月十九日から二十四日まで開かれた。これが第十一回目のものである。大戦後これで三回目になる。一九二五年のロンドン會議については、わたくしが記事を書いた（拙著『刑法における重點の變遷』第三三三頁以下）。一九三〇年のプライグ會議については、木村（亀二）教授が記事をかかれた（木村教授『刑事政策の諸問題』第四五四頁以下）。それでは、今度は、このベルリン會議について、わたくしが記事を書く順番になつた。序ながら、この國際會議のながい沿革については、木村教授の貴重な記述がある（木村教授『刑事政策の諸問題』第三七二頁以下）。いふまでもなく、わたくしは、ヨーロッパからの便りに依つて、この小さな記事を書くのである。ドイツから來た記事としては、グライスパハ教授のがある。これは『刑政』に譯載されてゐる（刑政

第四八卷第一二號第三七頁以下）。グライスパハ氏が、ナチスの刑法教授として、ベルリン大學の重鎮であることは、いふまでもない。これにむしろ反對な立場に立つものとしては、わたくしは、レオン・コルニル氏のベルジックからの記事をおもしろく讀んだ。コルニル氏は、ブリュクセル大學の刑法教授であられるが、その本職は、検事總長である。この人の學說には、大に尊重すべきものがある。曾て紹介したことがある。この人が、グライスパハ氏とは全く趣を異にする立場から、事態を観察してゐられるのを、わたくしは、特に興味深いものに考へたのである。この記事は、ただわが邦には紹介されてゐないらしい。さうして、第三としては、スイスの判事ヘーベルリン氏の記事である。スイスでは、會議の成績につき、三人で分擔して、報告が爲されてゐる。その最も重要な部分が、ヘーベルリン氏に依つて書かれてゐるのである。グライスパハ氏及びコルニル氏との比較において、これをながめると、これは中立的なものだといひ得ようか。ヘーベルリン氏の報告の一部、しかし、その重要な一部分は、これまた、すでにわが國に紹介されたことである（大塚氏『教育刑と國際刑務及刑法會議』法律時報第七卷第二二號第三七頁以下）。さて、わたくしは、かやうな二三の記事を參酌しつつ、會議の次第は、かうでもあつたらうかと、ここに想像して見るのである。（資料の間に、彼これ、喰ひちがひのある點がある。それは、さし當り、わたくしだけの立場で選擇を試みておいた。）

國際刑務及刑法委員會は、最近に發行したその『刑法及刑務資料』において、今次の會議の決議を公にした。議事録は追つて公刊せらるべしとのことである。詳しくはそれを待つ外のいと勿論である。

二 會議はかくベルリンで開かれた。いふまでもなく、開催の地がナチス・ドイツの地であつたといふことにおいて、何人も特に事を重要視したのである。

一九三〇年に今回の開催地がベルリンと決定されたときは、今のナチス政府の成立がまだ想像されてゐないときであつた。今次の會議に參同した人人の間には誤解があつて、ナチス政府は、特にそのナチスの刑法觀を世界に宣傳するがために、會議をこの地で開くことにしたのである。考へてゐたのがあつたといふことであるが、それは間違であらう。しかし、その後國際刑務及刑法委員會が議題を決定するに至つたときには、ナチス政府はすでに成立してゐたのである。さうして、今次の會議において特に問題とされたもの、すなはち、受刑者處遇の問題と斷種の問題とは、右の國際委員會においてドイツの委員が特に主張したところだといふことである。

この會議において、最もやかましく討論されたのは、受刑者處遇の問題であつた。わたくしは、これについて、わたくしが別にかの地に所見を發表しておいたことをことわつておきたい。ベルリン大學のコールラウシュ教授は、特に書を寄せて、この問題に關する日本の立場を、その全刑法雜誌において明かにせむことを求められた。わたくしは、從來、いかなる意味においても、わが國の立場を代表するといふ地位に立つてゐるのでない。しかし、わたくしとしては、わが國における刑政の發展について、わたくしだけの觀察をしてゐる。それで、それを書いて送つたのである。全刑法雜誌は、今次の會議のために特別號を發行したのであつた。諸國の學者が寄稿されたのであつたが、意外にも、この重要な問題については、論文が、キールのシャッフスタイン教授のと、わたくしのと二編しか見えてゐない。さうしてシャッフスタイン教授のが、あくまでもナチ

ス的な威嚇刑論であるのに對し、わたくしのは全く對蹠的に教育刑論である。幸にもわたくしの學友は、この兩者を比較検討しつすでにわが國に紹介してくれられたことである（大塚氏『教育刑思想における進展的と退嬰的』法律時報第七卷第一一號第二六頁以下）。

三 その他の問題について、われわれは、意見をかの地に發表するの機會を得なかつた。しかし、幸にも、從來、法學志林の誌上において、數年來、わたくしの繼續しつあつた小さな國際的事業は、會衆の一部の間に記憶されてゐたのである。ただ、不幸にして、志林の發行者たる法政大學の新らしい當局者はかやうな仕事を無用視することになつた。わたくしのそのささやかな企は、新らしく發展せしめられる代りに、全く廢絶せしめられたのであつた。

それは兎もあれ、國內的に、われわれは、會議の問題に關して若干の研究を公にして見たことである。第一部の『立法』問題の中に、行刑に關する裁判官の權限がいかなるべきかに關して中尾法學士の研究がある（中尾學士『行刑に對する裁判官の地位』刑政第四八卷第九號乃至第一一號）。第二部の『行政』問題の中に、受刑者の生活標準といふことがあるが、これについてはわたくしが少しばかりを論じてゐる（拙稿『行刑における「生活標準」問題』刑政第四八卷第七號）。さうして、第三部の『豫防』問題中の斷種に關しては木村教授が大に論じてゐるのである（木村教授『斷種立法に關する法律上の諸問題』國家學會雜誌第四九卷第五號）。

われわれのかやうな努力は木村教授に依つて鳥瞰的に考察されてゐる。木村教授は、そのために特に論文をかかれた（木村教授『教育刑の原理の再認識』刑政第四九卷第一號第四頁以下）。しかし、わが學界一般が、この會議についていかなる關心を持つてゐるか、依然として問題である、といひ得よう。

今次の會議においては、ナチス・ドイツは、これを、その應報刑論の宣傳に利用したのであつた。わたくしは、わが國の刑法論者中、特に應報刑を高調して、われわれの教育刑論を叱咤してゐる人人が、この機會に若干の議論を發表されるであらうとおもつたが、この人人は、この會議にあらはれてゐる従來の國際的思潮に對して風馬牛も相及ばざるが如きものがあると共に、今次の會議についても、全く相關せざるが如きものあるのを見受けるのである。

一

一 議題と決議との詳細については、別に之を説述することにしよう。しかし、要點については若干を明かにせねばならぬであらう。——議題とそれに對するわが政府の意見とは別に發表されてゐる（刑政第四八卷第一〇號第五六頁以下）。

第一部が『立法』である。これには問題が三種あつた。その第一問は『刑の執行において刑事裁判官の権限はいかにあるべきか』であつた。蓋し、裁判官が行刑に關與することは、一方において行刑の合法性を全うするゆゑであると同時に、他方において、裁判官に刑政の運用に關し知るところあらしめることになるにちがひないといふのであつた。さうして、その外に、ナチス・ドイツに特別な理由としては、行刑が裁判官の手を離れることに因つて弛緩するといふ議論があつたのである。決議は次の如し。第一に、行刑に關して、判事、檢事又は裁判官に依つて主宰せられる委員會が關與することは適當である。第二に、刑の執行の猶豫を受けたる者の觀察に關し、適當な組織を定め、裁判官の権限を擴張することにすることがいい。第三に、刑事裁判官の専門化が望

ましい。さうして、犯罪學及び行刑論に關するその興味を刺戟するために、すべての監獄を視察するの權を付與し、できるだけ、一定の時期において監獄内において研究を爲すの制度を定めることにしたい。

第二問は、『いはゆる怪物訴訟を簡單化するについてはいかなる方法が採らるべきであるか』である。刑事訴訟における現下の煩瑣な手續に依つては、訴訟が意外に永引くことになる。これに對する救済如何といふのである。決議の要旨に曰く、訴訟の結果に關係のない起訴を省略すること、せねばならぬ、證據申出の採否について裁判官に權限が認められねばならぬ、辯護人は二人を限度とすべきである、裁判官は檢事の論告と辯護人の辯論との時間を制限する權能を持つべきである、中間裁判は終局裁判と共に爲さるべし、と。

第三問は、『刑事法規が軽く變更されたる場合においては、それは執行力ある裁判に影響を及ぼすべきであるか。行刑法規の變更は、その變更前宣告せられ、すでに執行の開始せられたる刑に對しいかなる影響を持つべきであるか』。決議の要旨に曰く、第一の點については、新法はかやうな場合にも影響あるべきである。その影響あるべき場合は新法上之を明かにすべきである。例へば、死刑に代へて無期刑の規定せられるに至つたとき、五年以上の刑に處すとあつたものが一年以下の刑とされるに至つたとき、又、刑の最上限が宣告せられた刑よりも低き場合といふが如し。新法が名譽刑を科してゐなければ之は科せらるべきでない。又、一時的法律については右の諸點は適用がない。右の緩和化は受刑者又は檢事の請求に基づき特別の手續に依つて爲さるべきである。第二の點については、新法は、重いと軽いとにかかはらず、常に溯及すると。

二 第二部の『行政』に移る。第一問は上に一言した受刑者處遇の問題である。『犯罪人を教育し改善するの目的の下に、行刑上適用せられたる方法強き人道化、廣い寛典、累進制における強制の著しき緩和化』は、豫期された結果を發生すべきものなりや又かやうな趨向は一般的に適當なるものなりや。これに對しては決議は成立しなかつた。その次第は後段に述べることにする。

第二問は生活標準の問題である。曰く、『工業的及び農業的の失業は、危機の場合において、受刑者の作業にいかなる關係を持つべきであるか、さうして、これに由來する有害なる結果を避くべき方法如何。受刑者の生活標準を定めるにつき一般民家の生活標準を參酌すべきであるか』と。これに對する決議の要旨に曰く、危機に方つて、失業が監獄作業に影響を及ぼすことは疑ない。しかし、監獄作業は自由刑の基礎であつて、仕事がないといふことは受刑者の性格にも情操にも不良な影響を及ぼすものであるから、受刑者には十分な勞働を與へねばならぬ。それで、一、法規に依つて監獄作業を保護し、特に國の需要に屬するものの一部は受刑者をして供給せしめることにすべきである。例へば古い材料を利用する場合とか、監獄の製品が行政官廳の需要品であるとかいふやうな場合に之を見るであらう。二、土木事業につき受刑者を用ひる途を擴めること、特に農業とか、開墾とかいふ仕事について之を見ることを得る。この場合にも、一般の民衆の勞働力を參酌せねばならぬ。三、できるだけ手工作業を機械作業にせねばならぬ。但し、企業の性質を考へ、製品の性質に不良な影響のないやうにし、兼ねて受刑者の職業的教育といふことを忘れてはならぬ。四、止むを得ない場合においては、一人當りの作業時間を縮めて、大多數の受刑者に仕事を分配することにせねばならぬ。さて、受刑者の工業的作業は、できるだけその種類を

多様ならしめ、競争から生ずる不利益を避けることにせねばならぬ。又、失業に由來する困難が避けられない場合においては、他の肉體的及び精神的の仕事に従事せしめることにせねばならぬ。例へば、學校的授業を増すとか、讀書に變化を與へるとか、散歩の時間を求めるとか、スポーツをやらせるとか等。受刑者の生活状態を定めるのについては、一般民衆のそれを參酌せねばならぬ。又、それは、できるだけ質素のものたることを要するのであるが、すべてを健康に保持し、従事する仕事に適合するやうにすることを要する。

第三問、『自由刑の執行は、自由の剝奪を伴ふ保安處分の執行といかに區別せらるべきであるか。累進制は保安處分についてなほ考慮せらるべきであるか』。理論上刑罰と保安處分とは區別せらるべきものとされてゐて、しかし、その理論を深めるとき、その區別が明かでないことになり、更に實際上その區別が明かでないことになる、と當局者は説明するのである。さうして、刑の補充處分として保安處分が科せられる場合及び保安處分に對する累進制の適用を考へるとき特にしかりとしてゐるのである。いふまでもなくこれは普通の犯罪人についてのことである。そこで、決議の要旨に曰く、一、刑と保安處分との決定的な差異は、兩者がその基礎とする觀念に在る。二、原理上の差異は、保安處分の目的を危ふくしない限り、適用上の差異に因つて明かにされるであらう。三、それで、保安處分は監獄と區別された特別の施設において執行せらるべきである。四、保安處分の執行を受ける者の處遇は、重い性質の自由刑を受ける者の處遇と、明かに區別されねばならぬ。五、その他衣服、賞與、讀書の選擇及び分量等において區別が設けらるべきである。さあ、保安處分に付せられた者は多様なものであるから、保安處分の執行について

の細目を概括的に規定することはできない。次に、今日までに得られた経験では、累進制が保安處分に對して適當なりやを明かにするまでになつてゐない。

三 第三部『豫防』に移らう。第一問が斷種である。『現代刑罰組織において、いかなる場合に、又、いかなる規定に従ひ、去勢その他の方法に依る斷種を行ふことが適當であるか』。これに對する決議の要旨。一、法律の明文において斷種(ステリリゼーション)と去勢(カストラクション)とは區別されねばならぬ、それは性質においても種類においても、又作用においても相異つたものである。二、去勢が犯罪的性異狀に對し治療的及び豫防的の良好な結果を持つといふことは、諸國をして、その法律を變更し又は補充してこの手術を行はしめるやうにすることになる。この手術は手術を受ける者の請求に因り又はその承諾を経て爲さるべきである。三、健康上又は優生上の理由に因り、斷種の手術を、その手術を受ける者の承諾を経て爲す場合につき亦同じ。四、強制去勢は現行法上認められてゐる保安處分と同様に考へられるべきである。優生的理由に因る強制斷種は豫防方法として推奨すべきである。斷種に因つて不正常者の數が減ぜられることにならう、その不正常者の間に多くの犯罪人があるのである。五、健康上又は優生上の理由に因る斷種及び危険な又は累犯的な性的犯罪人の去勢に關する保安處分を設けることは適當である、但し手術を爲すことの正當なることが間違のないやうに適當な保障が認められねばならぬ。六、犯罪人に對する斷種と一般の人に對する健康上の又は優生上の斷種との間に原理上區別なし。七、諸國の法律は、去勢及び斷種が十分の注意をもつて且つ一定の手續に従つて爲されることにつき保障を全うせねばならぬ、その手續として醫師及び法律家から成る委員會が事を審査せね

ばならぬ。

第二問『刑事法上、自己の業務に關聯して罪を犯したる者に對し、その業務を禁止するの權能を裁判官に認めることにするの適當なりや』。その禁止の種類如何。如何にしてその禁止の効果を全うすべきであるか。決議の要旨。一、かやうな禁止を爲すの權能を裁判所に認めるのは、いふ。二、この禁止を爲すについての條件は、犯罪が業務若は營業の濫用に基くか又は業務若は營業の命する義務に著しく違反した場合たること、その犯罪が相當に重いものたること、その禁止が社會に對する危険を豫防するに必要なるものたることを要する。三、この禁止の效果としては、自己又は他人のためにこの業務又は營業を爲すことを得ないことになり、及び自らこの業務若は營業を爲し又は自己に從屬する者をしてこの業務若は營業を爲さしめることを得ないことになる。四、業務禁止は有期なるべし、五年を超えらることを得ない。五、法律的に論じて業務禁止は保安處分である。六、業務禁止の執行を有效ならしめるために、その違反を犯罪とし、之に懲役、禁錮又は罰金を科することにすべきである、その他、警察が禁止の守らるるや否やを監視すべきである。

第三問『免囚に對しホームを創設することは望まじきや』。しかりとせば、その組織、收容すべき免囚の種類、從事せしむべき作業如何。諸國における狀況如何。これに對する決議の要旨。免囚に對する扶助は、その者の社會的更生に對し必要である。その扶助は作業を設けることに因つて爲さるべきである。先づ、免囚に對し普通の勞働の地位を得させることに盡力せねばならぬ。これが出來ない場合においては、免囚殊に改善の見込あり且つ勞働を欲する者に對し、それ

が労働所又はホームに收容せられるやう方法を講ずべきである。特別な場合殊に適當な合宿所ホームの数が十分でないとき又は免囚の模様により之をそのホームに收容することが、その者若はすでに收容されてゐる者のために適當でないときには、小さな特別なホームの創設されるべきことが望ましい。なほ、いかなる點から見ても、免囚に對し特別なホームに依るの實驗を試みることにについては、原理上、反對すべきものがない。

四 次に、第四部『少年』第一問『少年裁判所に對し、ひとり墮落した少青年に對するばかりでなく、なほ、道徳上危険な地位にゐる少青年に對しても、處分を言渡し得ることにするのは適當なりや。少年裁判所は、なほ、責務を全うしない兩親に對し親權の喪失を決定すべきではないか』決議の要旨。少年裁判所には、かやうな權限を付與すべきである。なほ、社會的豫防の特別な組織が活動すべく、それが裁判所と緊密に協力せねばならぬ。外に、少年裁判所は親權者の失權と後見人の解任とに對し權限を持つべきである。

第二問『未成年者の勾留の組織において、訴訟手續の要求と拘禁に對し未成年者を道徳的に保護すべき必要との間に調和を全うする方法如何』決議の要旨。一、未成年者に對する勾留は豫審上必要でないときは避けられねばならぬ。重大な不便のない限り、少年は兩親又は後見人の手許に置かるべきである。二、若し拘禁の必要があるときには、未成年者は、犯罪少年又は遺棄せられたる少年の監護と教育のため特に設けられた公又は私の施設に收容せらるべきである。三、右の施設は、少年の身體的、精神的及び社會的の狀況を審査するに必要な設備と道具と役員とを持たねばならぬ。四、この施設に收容せられたときは、少年は、そこに家庭と學校と工場とを

見出すことにならねばならぬ。五、かやうな施設を持つてゐない地方については、その少年を、かやうな施設を有する地に送致するやうに法規が制定されねばならぬ。六、適當な施設もなく、右のやうな送致もできない場合においてのみ、拘禁が考へられることになる。この場合においては、特別な區劃を定め、成年者及び少年受刑者から區別し、且つ獨居に免れがたき缺點から救ふこと、特に仕事を與へることが考へられねばならぬ。

第三問『裁判所の命に依り學校その他の施設に收容されたる少青年に對し、その出所後、その者に對し精神的及び物質的の扶助を爲すについては、これをいかに組織立てるべきか、何人に依り、いかに、この扶助が實現せらるべきであるか』決議の要旨。一、保護は公私の協力に依つて爲さるべく、處分實行中においてすでに之を準備することが必要である。二、でき得る場合には、施設の役員がその保護の任に當るべきである。それが出來ないときには、特別な公私の施設がなければならぬ。三、考查期を設ける必要がある。或は被收容者を半自由の状態におくこと、或は施設に歸り來ることの條件の下に釋放を爲すこと、その他事情に依りてこの兩者を爲すことが適當である。考查期は何時にても之を終了せしめ得る。四、保護員は監督者でなくして、扶助者である。みづから進んで行動すべきで、相談を受けるのを待つべきでない。殊に、親しく被保護者の生活及び労働の狀態を明かにせねばならぬ。一時的扶助を爲すに足る資金を有することを要すべし。五、できるだけ社會的扶助の一般的組織を利用すべきである。

一 この會議において、ナチス・ドイツの特に要點をおいたのは、斷種問題と受刑者處遇問題とであつた。斷種問題についてはナチス・ドイツはその新法制を誇りとしてゐるのであるし、受刑者處遇問題については、ナチス・ドイツは、その一九二七年の行刑法案が世界的模範となつたのもかかはらず、これを抛擲して、新らしく威嚇刑應報刑を唱へることになつた。若しこの兩者がこの會議において否定されることになるならば、この會議がナチス・ドイツの地において開催されたことと全く喰ひちがふわけにならう。されば、ドイツ側の參會者は、その絶對的な多數にもかかはらず、他の問題については相當に讓歩もし、妥協もしたらしい。さうして、この二種の問題に全力を集中した。例へば、怪物訴訟問題に關し、ナチス・ドイツの主張した權力主義は相當に斥けられた。特に控訴審廢止論は採用されなかつた。免囚保護に關するホーム問題についても、ドイツの委員はその不必要論を唱へたけれども容れられなかつた。かやうにして、右に擧げた決議の中に、免囚に對しホームの制度を試みることは原理上異論あるべきでないと言明されたのであつた。さうして、免囚の社會的復歸の提言されたことなどは、ナチス・ドイツの本旨とするところではなかつたとされてゐる。なほ、少年に對して勾留が避けられねばならぬといふやうな提言も、外國の委員の特に提議したところだとされてゐる。固より、ナチス・ドイツの刑法理論も、少年に對する刑罰の教育的でなければならぬことはこれを認めるのであるし、わが國の應報刑論者の間にも、威嚇刑と免囚保護との併用に依つて刑法の解決ができるやうに論じてゐられることがあることを考へねばならぬのである。しかし、兎にかく、ナチス・ドイツは、この機會において、刑法における權威主義を特に高調せむとしたのである。

二 斷種問題については、外國の委員の間にも有力な賛成があつた。反對論の要點は、必しも、かの宗教的又は哲學的なものではなく、全く科學的に斷種の必要なることがまだ證明されてゐないといふ點にあつた。ベルジツクの代表者は、この理由で斷種に反對した。しかし、スイスの代表者が賛成を表示して、決議が成立したばかりでなく、優生論的理由に因る強制斷種までが肯定されたのであつた。

三 しかし、受刑者處遇問題については、ベルジツクの代表者が特にナチスの見解に反對して、イギリス、北米合衆國及びフランスの支持を得たのであつた。さうして、議長の大審院長ブムケ氏と司法長官のギェルトナー氏とから、共に、最も重要な問題とされたこの點につき、決議は終にまとまらなかつたのである。

われわれの立場から考へれば、議題の用語が妥當を缺いてゐる。問題の要點は、教育刑か威嚇刑かといふ點に在るのである。それに對して、『強いつい人道化』とか『廣いつい寛典』とかいふ語が用ひられてゐるが、かやうな用語は、行刑の弛緩をこそ聯想せしめるものがあれ、眞摯な行動としての教育刑を適當に理解せしめるものではない。現に、わが國においても、應報刑論者の間には、刑は應報としての害惡なるべし、しかし、できるだけ人道的なるべし、などとしてゐるのがある。われわれはそんな意味での人道化を意味してゐるのでない。若し夫れ、『累進制における強制の著しき緩和化』といふが如きに至つては、累進制の精神がいづこに存立するかを無視したものといつてもいいであらう。かやうな不満は、教育刑の原理を支持し、この會議の傳統を尊重する人人の間に、やはり、あつた

らしいのである。さうして、まづイギリスの代表者がナチスドイツの應報刑論に反対した。イギリスでは、一九二五年のロンドン會議の際、當時の内務長官ジョインソン・ヒックスの開會の辭があつて、特に會衆と學界との注意を引いたのであつた。さうして、そこでは、教育刑の原理に依つて不定期刑が承認されたのであつた。されば、イギリスは、どうしても、ナチスの威嚇刑論をそのまま承認し得るわけのものでない。なほ、外に最も強く奮闘したのはベルジックの代表者であつた。

この問題は、右に述べたやうに第二部に屬した。決議の際、議事規程に依り、出席者別の投票の外、國別の投票が要求され、教育刑論賛成が十國四十七人、應報刑論賛成が九國百三十七人と報告された。部會の議長は北米合衆國の代表者であつた。さうして、決議は國別投票に依るべきものとしたのであつたが、ドイツ側から反對があつた。その結果、事はそのまま事務局に移された。會議の議長ブムケ大審院長は、この問題につき決議は成立しなかつたと決定した。ドイツ側の報告は、ナチスの威嚇刑論がかくして國際刑務及刑法會議においても著しい程度において承認を得ることになつたとし、刑の本質としての害悪性はその中核を爲すものだ、とするのであるが、列國側は、この會議の傳統が、ナチスドイツのいはゆる權威に依り、ナチスドイツの地においても、終に破壊されるに至らなかつたとするるのである。なほ、ナチスドイツが、一方において斷種を高調し、自然科學的な立場を論じつつ、受刑者處遇問題においては、自由意思論を基本とする贖罪論を説いてゐるのは、その間の聯絡をいかに理解すべきであるか、といふやうな批評をしてゐる者もある。いふまでもなく、その自然科學的な立場は、更に廣く受刑者の處遇一般に適用して考へ

られ、そこにその人道的乃至倫理的の意義が反省されてしかるべしといふことになるのである。

四

一 右に一言したやうに、一九二五年の會議には、先づジョインソン・ヒックスの演説が會衆の注意を引いた。一九三〇年の會議の折には、マイスナー法相とベネシ外相とが演説をした。今次の會議では、ライヒの司法長官ギェルトナー氏と、司法省のフライスラー氏とドイツ法律學士院長フランク氏と宣傳相のゲッペルス氏とが講演をした。

ギェルトナー氏は、傳統的な罪刑法定主義を批評し、『法律なければ罪なし』に對し新らしく『刑なき罪なし』といふことを説いた。論述の要點は、刑事責任の觀念を、法律的形式的に論定しないで、實質的に民族協同體を本位として理解せねばならぬ、といふのに在つた。さうして、續いて、その意思刑法論を説き、從來の侵害刑法に對して、行爲者の意思が刑罰の對象でなければならぬ、とした。すなはち、結局のところ、刑罰は害悪として行爲にはたらき、その累犯の意思を控制するといふことになるのである。いふまでもなく、われわれはこの演説の前半に賛成する。しかし、それは、その後半に見えてゐるやうな單純な一般豫防論に歸著すべきではないはずである。

フライスラーの演説は、國民社會主義の基本觀念としての民族の本質を説くところに要點があつたらしい。個人は、民族の一要素として、國民の全體の間にその使命を全うすることを宿命とするものである。されば、個人は國民に包容し盡されるところにそのレーゾン・デートルがある。國民社會主義において、自由とは、このレーゾン・デートルを満足せしめるの可能を意味する

のである。かやうな國家観においてフューラーに依る統一と民族の有機性と純粹性とが重要視される、といふやうなことを説いたのであるらしい。惟ふに、國民と國家との融合といふことは、われわれも、亦、國家理論としての文化國理念を主張するところに明かにしてゐることである。われわれは、その故に教育刑論を高調するのであるし、ナチス・ドイツでは、その故に刑法は權威的でなければならぬとされてゐるのである。

フランク氏の演説は、ドイツ法律學士院の總會で爲されたもので、その制服をまとつた上でのものであつた。國際刑務及刑法會議は、この總會に招待せられ、その席上において、フランク氏の國際刑事政策論を聴いたわけである。犯罪に對する鎮壓が國際的に共同されねばならぬことを論じ、なほ國際司法裁判所にも論及してゐる（八木法學士『ナチス・ドイツの國際刑法政策』法律時報第八卷第二號所收）。ここでも、わたくしは刑法における國際運動の重要性が、いかなる意味においてもナチス・ドイツの創見でないことをことわつておかねばならぬ。國際刑事學協會の事業を繼受した國際刑法會議が主張して、今、刑法國際統一會議といふのがその仕事を進めつつあると同時に、國際聯盟が各種の統一事業に力を致してゐる事實は、特に擧げるまでもない。

最後に閉會の前日國務長官たるゲッペルス氏が宣傳相として『内部から見たドイツ・ナチス國家の構成的仕事』について演説した。

二 わたくしは、シャッフスタイン教授が、その論文において、ナチス・ドイツの刑法理論がその固有な獨特な世界觀に基いてゐることを説き、諸國と全く趣を異にするのだと主張したのを見、ナチス・ドイツは、その理論に對し世界的理解を要求しないのかともおもつた。又、現に、批評家の

或者は、ナチス・ドイツの立場から犯罪鬭争の國際的共同などを説くのは果して矛盾でなきを得るか、とまでいつてゐるのである。しかし、わたくしは、ナチス・ドイツの人人が、この會議において、その自説を固執すべく努力したことはそれとして、しかし、ナチス・ドイツの立場につき、中外に對して理解を求めべく、又最善を盡くしたことを注意せねばならぬ。ナチス・ドイツの法律理論は、ナチス・ドイツにおける非常時の現下におけるものとして批判されねばならぬ。しかし、その主張の間には、われわれとして學ぶべき多くのものを包藏してゐるのである。わたくしは、無條件に罪刑法定主義を捨てようとはおもはないが、少くとも『法律なければ罪なし』の外に、『刑なき罪なし』といふ原理の成立せねばならぬことを考へるのであるし、個人の地位が國家に融合し盡されるといふところに、むしろ、法治國に對する文化國の思想を看取し得るものとするのである。かくして、ナチス・ドイツの理論は、これに對して比較法學的な磨きをかけることに因つて、やはり、國際的刑事政策上、その地位を占めることができるのである。されば、われわれは、やはり、今次の會議からも幾多のものを學びとつたといふべきであらう。全人間の進化は、必しも敏速なるを得ないし、必しも率直なるを得ないが、しかし、やはり、そこに進化を看取することに因つて、價値を把握することができるといふことになるのであるまいか。

會議が終つてから、例に依りエキスカーションがあつた。監獄が數多參觀に供せられたのである。その結果監獄は、外部から想像したほどには威嚇的なものでないといふことであつた。ただ、コンチエントラテイオン・スラーガーは參觀することが許されなかつたさうである。コンチエントラテイオン・スラーガーは一種の訓練を施すところではあるが、行刑の施設ではない、と

いふのが理由であつたらしい。しかし、外國人としては、政治上の理由から拘禁が施されるといふその一種の設備に特別の好奇心を持つてゐたのが多かつたといふわけにならう。さあ、今、ドイツは革命時であることを、われわれとしては心得ておかねばならぬ。資料が十分でない。わたくしはただ、遠くから會議の模様を想像したのに止まることを、重ねてことわつておく。(昭和十一年一月二十三日)

### 懲罰の使命と其の運用

#### 中國憲法 尾 田 文 策

- 一 刑罰との類似點と相違點
- 二 累進處遇上の制裁との關係
- 三 刑事政策的見地に於ける運用
- 四 結 論

懲罰は監獄の世界に於ける刑罰と言ひ得るであらう。社會が刑罰を以て遂行せんとする目的を、監獄は懲罰に依つて到達せんことを期して居る。これ、學者が、懲罰を以て監獄に於ける刑罰と爲す所以である(1)。然し乍ら之を詳細に研究するならば、懲罰には矢張り懲罰としての特色があり、其の性質と使命とに於て必ずしも刑罰と全然同一なものであると言ふことは出来ないであらう。それは、懲罰の行はるゝ監獄の世界が刑罰の行はれる自由の社會に比較して、其の生活條件と構成員の質との點に於て甚しく異なるものがあると言ふ理由に基いて居る。此の點を明かにすることは、懲罰の運用、其の構成等を考慮するに付き重要なことと思はれる。

近時普及し來れる累進制度の實施に伴ひ、其の中に行はれる諸種の制裁、即ち階級降下滯級其の他の處分に就ての理論構成が問題とせられるに至つた。之等は受刑者に不利益を與へるものであるから、一見甚だ懲罰と相似せるものがあり、現に或學者は之を懲罰と爲し(2)、又實際之を懲罰とせる立法例があつた(3)。然し此の累進制度上の制裁と本來の懲罰との關係に就ては尙研究を要するものがあると考へられるので、必ずしも右の見解を無條件には承

認するを得ないのである。本稿が之を第二の問題として取上げた理由は茲に在る。

懲罰は一定の目的を達せんとして課せられる手段である以上、其處には其の合目的性の見地よりして、諸種の政策が存在しなければならぬ。然るに従來懲罰に就ては、其の政策の研究に於て行刑の他の部分に比較し稍閑却せられた感があり(4)、此の方面には今日尙相當研究を要するものがある。本稿に於て問題としたものは其の中の極めて一部分であり、單に其の弾力性の點を考察せんとするものである。

(1) 正木亮氏「行刑上の諸問題」(昭和四年)第二〇六頁 *Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde*, 1912, S. 169.

(2) *Curt Bondy, Pädagogische Probleme im Jugendstrafvollzug*, 1925, S. 83

(3) ソヴィエット・ロシア並びにイギリスの舊法。之につき正木氏前掲書、第二一三頁。

(4) 例へば國際刑法並びに監獄會議に上程せられる議題は其の問題に對する諸國の關心を示すものであるが、刑務作業、拘禁、累進制度等が繰返し論議せらるゝに反し殆ど懲罰の問題が議せられた事が無い。又一般に之に關する研究の發表も少く、行刑論の著作にして故意か偶然か懲罰の部分の省略せられたものが多い。

懲罰が受刑者(1)の改善を目的として科せられること、即ち特別豫防を目的とせることに於ては刑罰と異なる所が無い。自由の世界に於ては監獄が改善の使命を果し、監獄の中に於ては懲罰が其の使命を果すのである。此の懲罰の改善作用は既に古くより自覺せられて居り(3)現に

多くの學者實際家に依つて認められ、殆ど定説と成つて居るものである(4)。即ち受刑者が或程度の規律違反に依り監獄法第五十九條(現在以上に深刻なる悪性を表示したる時に、現在刑罰が剝奪しつゝあるものより以上の法益剝奪を之に課することに依つて、其の悪性を矯正せんとする。これ學者が懲罰の特別豫防作用と稱する所のものである。

懲罰に右の如き特別豫防の使命のあること、而して之が最も重要なものであることは疑ひの無い所であるが、更に懲罰は之に加へて一般豫防作用即ち受刑者一般に對する他戒作用をも其の使命の中に包含するものであると私は考へる。此の點は刑罰とは其の趣を異にするのであつて、社會に於ては犯罪に對する一般豫防的作用は大體に於て之を一般的社會政策其の他の手段に委ね、刑罰は主として特別豫防作用に其の重點を置き得るものであり(5)、假に之に一般豫防の職能を認めるとしても、それは第二次的な軽い意味に於てであるか、又は單に之が事實として肯定せられ得るものであるに過ぎない。然るに懲罰に於ては其の一般豫防的性質はしかく輕視するを得ないものであつて、私は、一般豫防を以て、懲罰の性質上必然的に特別豫防と並立して、懲罰の使命たる可きものであると解するのである。勿論斯く言へばとて決して懲罰に於ける其の特別豫防的作用を輕視するものでは無く、それが極めて重要な職能として、可及的此の方向に徹底し、以て其の一般豫防的色彩の除去せられんことを希望するのであるが、少く共抽象論としては、懲罰には刑罰とは著しく異つた強い一般豫防的作用の存在することを否定し得ない。

其の理由は前述せる如く、懲罰の行はれる場所と人とが刑罰に於けるそれとは著しく異つて居る爲に、監獄内に起つた非行と自由社會に起つた非行との價値に大きな懸隔があり、其の非行(犯罪)に依つて監獄の受ける脅威が頗る大きいからである。

抑々社會が犯罪より受ける脅威は、其の社會が犯罪に對して有する抵抗力の大きさに反比例するものである。抵抗力の小さな社會程、強力なる對策を以て犯罪の脅威に對抗する必要がある。従つて其の刑罰が一般豫防的性質を帯びるのは眞に止むを得ないのである(6)。監獄は後述する如き理由に依つて犯罪に對する抵抗力は極めて弱いのであり、而して監獄の性質上永久に其の弱者たる地位から解放せらるゝを得ない運命の下に在る。監獄が其の犯罪對策たる懲罰をして、敢て其の本來の目的たる特別豫防と兩立し難き一般豫防の作用を営ましめんとする理由は實に茲に在る。

- (1) 言ふ迄も無く懲罰の對象と成つて居る者には受刑者の外に尙刑事被告人があるが、此處では問題の性質上受刑者のみに就て述べる。
- (2) Philip Klein, *Prison methods in New York State*, 1920, p. 201
- (3) 明治五年大政官達第三百七十八號監獄則並圖式中懲役十二條第八條によれば第一則(棒鎖)ノ罰ヲ受ケ改心セザル者本等ヲ貶シ(貶等)ノ(第二則)、閤室の罰に處せられたる者若シ改心セバ其ノ限ニ滿タスト雖モ免シテ之ヲ出ス旨規定があつた(第五則)のは明かに懲罰に反則者の改善目的を定立せるものである。尙小原重哉氏は懲罰を定義して既に次の如く説明して居られる。懲罰ハ監獄中ノ董督衛ニシテ在

監者ヲ導化シ其悍強ヲ禁シ訛弊ヲ糾シ覺非ノ感動ヲ起サシムルノ方ナリ(同氏、監獄則註釋明治十五年、第三八四頁)。

- (4) 小河滋次郎氏監獄法講義(明治四十五年)第五六〇頁。正木氏前掲書第二〇六頁。  
Bondy, a. a. O. S. 78, A. Starke, *Disciplin und Hausstrafen* "Frede-Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927", S. 167.
- (5) 牧野英一氏「刑法改正の諸問題」(昭和十年)第一一四號。
- (6) 牧野英一氏「日本刑法」(昭和七年)第四二——四三頁。

然らば監獄が其の犯罪對抗力に於て脆弱であると言ふ理由は奈邊に在るか。

先づ監獄の社會は自由の社會に比し其の構成員の比率に於て欠陥がある。自由社會は惡の分子を其の構成員の中に持つとしても、其の善の分子に對する比率に於ては、原則として惡性の矯正未だ完からざる受刑者のみに依つて構成せられた監獄の社會に於ける其れとは、比較に成らぬ程の差違がある。故に、兩者の社會内に於て惹起せられた犯罪の持つ影響には多大な差があるものであつて、即ち一は其の巨大なる善の力を以て其の非行を抱擁同化することに依り、其の犠牲を最小限度に止め得る可能性が多い(7)のに反し、之には殆ど其の抱擁力が無く、犯罪發生の都度少からぬ動搖と犠牲とを受け乍ら、其の社會の平和と教育的雰圍氣 *pädagogische Atmosphäre* との保持に苦慮するのである。

第二には、監獄の社會が自由のそれに比較して、頗る狭小で限られた範圍のものである上に、其の生活條件が單調無變化なる爲に、如何なる些細な事件と雖も其の世界に對し影響力を持つ可能性があると云ふことである。故に自由社會に於ては、世の片隅に起つた事件として看過し得

る程度の小事件と雖も、監獄内に於ては常に其の影響を考慮することを要し、容易に看過するを得ないのである。

第三の點は、監獄に於て實施し得る犯罪對策の僅少なることである。前述の如く監獄内の生活條件なるものが其の性質上頗る簡易無變化なるが爲に、其の内部に發生せる犯罪に對して採り得る對策が、其の種類と程度とに於て、自由社會とは比較に成らぬ程狭い範圍内に限られて居り、従つて其の範圍内に於て、發見し得る所の少數の對策に、自ら要求が過大なものと成らざるを得ない。自由社會に於ては、犯罪に對する一般豫防の方法として必ずしも直ちに刑罰の處置に出る必要が無く、社會政策、教育、文化施設の改善等の方法を以て其の目的を達成し得るのであるが、監獄内に於ては其等の方法に依る一般豫防達成の可能性が少い上に、斯る間接的な効果の發生を待つ違が無く、勢ひ懲罰の方法に其の使命の遂行を托するに至る。

第四には、監獄が犯罪對策の最後の場所である關係上、其の中に發生せる犯罪分子を其の社會から除外するを得ないと言ふ特殊の事情に基くものである。自由社會に於ては例へば會社には解雇があり、學校には放校があり<sup>(8)</sup>、尙一般には最後の手段として自由刑、生命刑がある。然るに監獄は其の如何なる犯罪分子をも之を監獄自身の中から放逐することを得ぬのであり<sup>(9)</sup>、何處迄も之を自己の痛とし乍ら擔つて行かなければならぬと言ふ致命的な欠點(?)を有するが爲に、犯罪分子の持つ破壊力が大きく成るのである。

第五に、主觀的な事情としては、監獄社會の構成員たる受刑者自身が社會人に對し劣等且つ危

險な者であり、従つて其の社會に發生せる非行が、之等の者に對し如何なる影響と刺戟とを持つかと言ふことに就ては、樂觀を許さぬものがあると言ふことである。自由社會に於ては確かに、人が犯罪せざるは刑罰に對する恐怖嫌忌の情の如き、客觀的他動的壓迫に原因するものでは無く、寧ろ其の主觀的自動的な良心の自制に依るものが大部分であると斷言し得るけれ共、既に其の自動的な自制に失敗して受刑者と成つた監獄内部の者に對しては、勿論之を自主的に犯罪より遠ざかり得る普通社會人の状態に迄訓練す可き理想は理想として、さし當りは、犯罪の脅威に直面せる緊急状態の中に於て之等低度の自制状態に在る者を一般に警戒し教育するには、刑罰なる非常手段に訴ふるの外は無いであらう。例へば今日の自由社會に於ては、ジャンヴァルジヤンを不起訴又は少く共執行猶豫の程度に處置したとしても、それが一般人に對し、將來同種犯罪の頻發を刺戟する原因と成らぬことは殆ど確實であるが<sup>(10)</sup>、監獄に於ては受刑者の道德的良心的水準が著しく低い爲之を放置する時は、同種犯罪の頻發を刺戟する虞れが充分に在る。大體以上の如き理由よりして、懲罰は、反則者の改善なる特別豫防に重點を置きつゝも、同時に一般豫防を其の重要なフアクターとして考慮することを要求せられるのである。

(7) 現に年々多數の犯罪があつても、種々なる國家機關の段階に於て課刑より除かれ結局眞に刑罰に處せられるのは其の一部分である。

(8) 近年多くの専門學校大學は赤化學生の放逐に依つて自らを防護することが出来たけれ共、監獄には其の方法が無い。

(9) 其のせめてもの對策は、受刑者の分類拘禁の制度である。

(10) 勿論之は普通人以上を標準としてのことである。此の事實に依つて犯罪の刺戟を受ける様な者はもと／＼其の社會性に欠陥のある者で、當然行刑の對象とならなければならぬ。

懲罰が一般豫防を其の使命の中に含む結果として、懲罰を課するに當つては、單に反則者の主觀的悪性を判定するのみを以ては足りないと言ふことに成る。其の反則行爲の客觀的結果、受刑者一般の感情の如き點を詳細考慮したる上其の分量を決定す可きものであり<sup>(11)</sup>、此の點は刑罰に於けるよりも一層其の必要の度が高い<sup>(12)</sup>。

次に、一般豫防の性質上、懲罰は苦痛として受刑者に感ぜられ得るものでなければならぬ<sup>(13)</sup>、勿論一般豫防の要求のみに依つて懲罰の性質を着色することは本末顛倒であるが、もと／＼反則直後に於ける特別豫防方法としての懲罰は、事實上苦痛の賦課以外に發見することを得ないから、此の點に對する兩者の要求は一致して居るのである。これ刑罰と異なる所である。刑罰に於ては其の性質必ずしも苦痛たるの要は無く<sup>(14)</sup>、第一の目的は犯罪者の改善であり、唯其の改善の具體的方法としては、他に之に替るものがさし當り見出せない爲に、止むを得ず、不必要な苦痛や不合理な法益侵害を隨伴し易い自由刑の如きものが刑罰として採用せられるに至つて居るのである<sup>(15)</sup>。従つて自由刑に於ける苦痛は一種反射的な事實であるに止まり、而して之は刑罰の特別豫防的性質が深く認識せられる程益々其の方向に徹底して行く可き必然性の下に在るが<sup>(16)</sup>、懲罰は之と異なり、最初より意識的に苦痛の賦課を其の本質として選ばれるのである。其の理由は、反則者に對する急速なる反省の強要には苦痛の賦課が必要であるとの特別豫防的要

求に加へて、前述せる如く、一般を警戒する必要あるが爲に、懲罰は苦痛であるとの意識を全受刑者に徹底せしめ、其の胸底に在る應報感情と之に依つて支へられる道德感情とを適宜に尊重し刺戟する必要があるからである。抑々人が其の道德哲學に於て應報感情を超克し得るのは、相當高度の教養が積まれた後に於て望まれることであるが、現在到底其の域に達して居ない受刑者をして、反則の結果が苦痛乃至惡報として其の者に歸しないと云ふことを、まのあたりに見せることは、甚だ危險である。

斯く言ふことは決して行刑を戒護主義、壓制主義の色彩を以て覆はんとすることを意味せざること勿論である。抑々懲罰の如き、本來は特別豫防にのみ其の効果の集中を期待す可き例外的、派生的方法に依つて、一般を積極的に教化し得ざることとは極めて明白であつて、私は、唯消極的に、受刑者の道義心の動搖を防止せんとする意味に於て、懲罰が苦痛として構成せられることを要すると言ふのである。

されば、懲罰は、特別豫防に於ては積極的の、一般豫防としては消極的の使命を有するものでありと結論し得るであらう。

(11) イタリア新刑務法 (Die italienische Dienstordnung für Sicherungs- und Strafanstalten vom 18. Juni 1931, übersetzt von Erich Köhrlein "Sonderheft zu Bd. 64 der Blätter für Gefängniskunde")

による) 第六十八條第二項は、懲罰の量定に就て指針を與へ、實行ノ方法、與へタル損害、收容者ノ危險性、並ビニ規律ニ對スル其ノ一般的态度考慮をして決定すべきものとして居る。前半の二

項目は客觀的事情である。

- (12) 勿論刑罰に於ても一般豫防的考慮が拂はれて居り現に我國刑法改正草案第五十七條に於て刑の適用に付き特に考慮す可き點として犯罪手段とか事實とかが擧げられて居る。然し之とても刑法が客觀的な事實を追はずして犯人の人格を目標として居るとする解釋を妨げるものではない。之に付、牧野氏「諸問題」(前掲書)第一三頁以下。

- (13) こゝに、一般豫防と言ふことゝ苦痛と言ふことゝは勿論別箇のものである。唯、懲罰による一般豫防の場合には其處に苦痛が織り込まれることを要すると云ふのである。

- (14) 刑罰の目的を達する爲に、苦痛を課することを必要とする者には苦痛を課する。罰金、科料の如き刑は之であり、又自由刑も、人と時とに依つて必然的に苦痛と成る。

- (15) 正木亮氏「法制上より見たる自由刑の本質」(法學志林)(昭和六年十一月號)第七七頁。

- (16) もつとも、今日之に逆行しつゝある流れもある。ナチス勢力下のドイツは、刑罰を苦痛として構成す可しとして居る。之に付、正木亮氏「ナチスの刑罰制度と現代刑事學」(刑政、昭和十年二月號)第七頁以下。

二

累進制度には、其の技術上の制裁として用ひられる處置の中に、頗る懲罰に類似せのものがあ

る。

之を我國に就て見るならば、滯級行刑累進處遇令第二十七條第二項、進級停止第八十條、階級低下第八十四條、累進處遇適用除外第八十六條、優遇停止第三十八條第二項があり、尙第三十八條第二項の如き正文は無いが、拘禁戒護以外の章に規定せられた優遇之を例へば、圖書室の出入、運動會、集團散步の參加、自辨物品の使用等に對しても之を停止し得るものと解せられるが(1)、之も利益の剝奪たる點に於て多分に懲罰的色彩を帶ぶるものと言はなければならぬ。之等の處分と懲罰との關係は、之を如何様に解釋す可きであるか。

先づ私は、優遇の停止は總べて懲罰の實質を有するものと解する。従つて、形式上は之が懲罰と規定せられて居らぬとしても實質上懲罰たるの性質に欠くる所が無いのであり(2)、其の限りに於ては懲罰に於けると同様の顧慮の拂はれることを必要とする。懲罰は其の實質的意味に於ては受刑者の非行に對して課せられる苦痛又は不利益であつて、此の實質的性質から見るならば、例へば運動停止の懲罰、監獄法第六十條第一項八號と、運動會、競技處遇令第五十八條又は集團散步(同第五十九條)の參加停止と、或は賞遇停止による自辨襦衣着用停止(監獄法同前の懲罰と自辨物品使用處遇令第七十三條)停止の處分とは、單に其の一方が法律上懲罰として定められて居ると言ふに止まり、其處には何等性質上の差異と認められる可きものが無い。

右の如き考へ方に對して人或は言ふであらう。累進處遇に於て制裁の對象と成る之等のものは、本來は受刑者として享受し得ざるものを、階級の進むに連れて恩惠的に賦與したる優遇で

あつて、謂はば附加物的處遇であり、従つて受刑者にして此の優遇の享受に値せざる者ある場合、之を剝奪したりとて、それは何等受刑者の利益を積極的に侵害するものでは無く、單に恩惠的優遇を奪つて受刑者本來の状態に還すものであるから、これは實質的意味に於ても懲罰ではないと。

然し乍ら、先づ形式的方面より見て、監獄法が以て懲罰の對象として選んで居るもの、中にも優遇的性質のものがある。例へば、賞遇監獄法施行規則第一百五十四條の如きは明白に之であつて、若し累進制度に於ける處遇の上進が優遇であると解せられるならば(3)、賞遇が優遇で無い理由は毫末も無い(4)。

次に嚴密なる法律論として、斯くの如き處遇の上進が、果して恩惠的なる優遇其物なりやに就ては重大なる疑ひがある。蓋し國家が受刑者に對して加ふる法益侵害の程度は其の悪性の程度に比例す可きものであるとするならば、受刑者の悪性減退するに従つて國家の壓迫が退却すると同時に、受刑者の自由と責任との範圍が擴大して來るのは當然のことであつて、累進制度に於ける處遇の上進は受刑者に對して國家が積極的に利益を與ふるものに非ずして、消極的に受刑者の利益の漸進的恢復を國家が認めることである(5)。

されば累進制度に於ける此の種の所謂優遇の停止は、監獄法が明文を以て懲罰と規定せるものと全く同一の法律的性質を持つものと言はなければならぬ。

(1) 形式的には之等の所謂優遇は「許スコトヲ得ル」と規定されて居り、實質的には、拘禁

戒護上の優遇と其他の部分の優遇とを區別す可き何等の理由も無い。従つて之等に就き停止處分を爲すことは合法的である。

(2) 故に私は、嚴密に言へば之等のものは懲罰として法律に規定せられる必要があると考へる。

(3) 眞の意味に於ては、累進處遇に於ては受刑者の責任が増大するのであつて、優遇の上進は唯其の結果たるに過ぎない。之に付、正木亮氏監獄法概論(昭和九年)第八六頁以下。 Clara Maria Liepmann, Die Selbstverwaltung der Gefangenen, 1928, S. 5. 賞遇に就ても同様のことが言はれ得る。

(4) 現に、兩者は觀念上實際上無用の紛淆を來すものであるとの理由に依り、昭和十年の刑務所長會同に於て賞遇廢止の件が議題として討議せられた。

(5) 此の點は拙稿行刑に對する裁判官の地位(刑政昭和十年九月號)第二九頁以下参照)抑々懲罰の種類は、其の課し方の點より見て、之を二つの系統に大別することを得る。一は積極的に苦痛又は不利益を課するもので、我監獄法に就て言へば作業賞與金減削、減食、屏禁罰が之であり、二は消極的に慰安又は特典を剝奪するものであつて、我監獄法に於ける前者以外の懲罰は總べて之に屬する(6)。歴史的に見れば、懲罰は先づ前者の積極的苦痛の賦課に始まり、後世受刑者に對し漸次優遇が附與せられるに至つて前者による懲罰の方法は次第に其の數と分量とを減少し、後者によるそれが増加する傾向がある。現に我國に就て之を見ると、前述明治五年の

監獄則並圖式による懲罰の種類は、棒鎖、貶等、鐵丸、擔重、闇室、懲鞭の六種であつて(懲役十二條第八條)其の悉くが積極的苦痛の賦課であるが、明治十四年の監獄則に於ては、信書接見の禁止(第三百三條第一號)賞表褫奪(第八條)の如き後者の系統に屬する懲罰の方法が現はれるに至り、爾來此の方法が發達して今日に至つて居ることは立法の上に明かなことである。累進制度實施以來は、一層此の後者に依る懲罰の對象と成る可きものが増加したのであつて、懲罰が此の方向に其の範圍を擴大して行くことは必然の勢である。

(6) cf. Klein, *ibid.*, p. 201 然し乍ら之も嚴密に論ずるならば、慰安と言ひ特典と云ふも本來受刑者のものが其の手に歸したのであるから、その利益と苦痛賦課の對象と成るそれとの間に性質上の差異は無く、従つて懲罰の性質に差異は無いが、説明の便宜上暫く通説に従つて置く。

累進處遇上の制裁にして懲罰たるものに尙進級停止の處分がある。之は受刑者の行刑成績に對して、累進の基礎と成る所得點數の計算を停止し其の責任點數消却力を奪ふのであるから受刑者に積極的な不利益を與へるものであつて、私は之を實質的に懲罰に該當するものと考へる。受刑者に反則行爲のあつた場合には、當然それが本人の責任觀念、操行の得點に影響して、此の部分に關する限り事實としては殆ど點數計算停止と同様の効果を見るのであるが、進級停止處分の場合には更に之が作業上の得點にも影響して、其月の全所得點數を零とする積極的なものであるから、之はそれ自身懲罰である。

累進制度に於ける其他の制裁、即ち滯級、階級降下、累進處遇適用除外の處分は、受刑者の社會的能力の單なる客觀的表示であつて、積極的に受刑者に苦痛又は不利益を課せんとするものではないから、之は懲罰とは異なるものであり、又之を以て懲罰の手段とす可きものではない(7)。滯級は本人の社會的能力が未だ上級に進むに足らない場合に於て、其能力の充足を待つものであり、階級降下は其の能力が上級に留まるに適せざる爲に之を其の適當なる階級に置き直すものであり、適用除外は、累進制度を適用する程度の能力を欠く爲に、之を他のカテゴリーの受刑者の中に移し、其處に於て有効なる訓練を行はんとするものである。即ち之等の處遇は恰も社會の試験に於ける落第の處分が、消極的に受験者の能力を表示するのみであつて、其處に何等懲戒の意味の無いのと同様である(8)。學者が「階級の昇降は要するに生活方法の變化である」と説明し(9)或は「階級の高低は成績 *Erziehungserfolge* に相應す可きものである」と爲す(10)所以である。さきに階級降下を懲罰手段として用ひたロシヤも(11)、イギリスも(12)、共に其の新法に於て此の方針を捨てたことは、誠に故ありと言はなければならぬ。

(7) 正木氏諸問題(前掲書)第二一三頁。Stark, a. a. O. S. 108 然るにボンデューは之を懲

罰として認め、滯級、階級降下の如き懲罰は、作業賞與金減削、屏禁罰の如く受刑者に不名譽を感ぜしめずして、然も受刑者に對する打撃が大きいとの理由から、此の手段の價値を認めて居る。Bondy, a. a. O. S. 83

(8) シュタルケの説明をかりて言へば、それは、——彼は階級降下 *Rückversetzung* に就ての

8. み言つて居るが——形成的 konstitutiv なものに非ずして確認的 deklaratorisch なものである。 Starke, a. a. O. S. 169

(9) 正木氏諸問題「前掲書」第二一三頁。

(10) Starke, a. a. O. S. 168

(11) Reinhart Mautach, Der neue Straf Vollzug in Sowjetrußland, "Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform," 1933, SS. 713, 737.

(12) Erik Wolf, Die Neuordnung des Gefängniswesens in England, "Blätter für Gefängniskunde," 1935, S. 123 ff.

III

刑罰の運用に刑事政策がある如く、懲罰の運用に於ても亦其の政策が考へられなければならない(1)。其の運用の巧拙に依つて、懲罰は、或は生きて反則者の改善を完了すると共に一般を警戒し、或は死して却て兩者を害するのである。私は、次に、懲罰の弾力性に關係ある運用方法に就て考察することにする。

イ、起訴猶豫。刑罰に於ては、我刑事訴訟法第二百七十九條の規定があつて、検事は諸種の事情を考慮したる上、之を起訴せざるを得る。監獄法には此の規定は無いが、さりとて積極的に起訴を強制する合法主義を採つた跡も無いから(2)、此の方法を實行するに躊躇す可きでは無い。現に各刑務所に於ては「看守長限り」又は「戒護主任限りの訓戒等の形式に於て、此の起訴便宜主義

が實行せられて居る様であるが、それが特別豫防として相當の効果を擧げて居ることは否定するを得ない。

ロ、宣告猶豫。之に就ては別に積極的にも消極的にも何等規定が無いが、明文を以て之を禁止するものが無い限り、現行法の下に於て之を實行し得るものと解する。現に、前述せる如き理由に依つて、累進制度に於ける進級停止は懲罰であるが、其の懲罰たる進級停止に處遇令が言渡猶豫の方法を是認したことは(3)、間接に、一般懲罰に就き此の方法を採用することの合法性を支持するものである。

而して宣告猶豫の具體的方法としては、豫め課す可き懲罰を定めて之を受刑者に知らしめたる後、其の懲罰を課する豫定の下に、唯其の宣告を猶豫する旨言渡すのが效果的である。其の懲罰は單に豫定であるから、其後の猶豫期間中の受刑者の態度に依り或は膨脹し或は縮少する。此の點、執行猶豫と異なつて居る(4)。

ハ、執行猶豫。一旦懲罰の言渡しがあつたのであるから、其の言渡しに依つて生じた懲罰の執行力を阻止するには、法律の特に之を許すものが無ければならぬ。然るに監獄法は其の第六十二條第一項に依り執行の停止を認めて居るのであるから、懲罰言渡しの直後に於て其の停止の言渡しを爲す時は執行猶豫と同一の効果を現はすことゝ成るが、法律が之を許すや否やに就ては議論のある所である。

之を許さずとする消極説は二つの論據の上に立つて居る(5)。其の一は、懲罰の停止は疾病其

他懲罰執行上の障害と成る可き特別なる事由ある場合にのみ之を許し、決して執行猶豫の如き場合を豫想したるものではないとする。けれ共、假に立法當時に於ける法意が其の通り狭いものであつたとしても、既に「其他特別ノ事由」なる字句が、文理解釋としても、相當廣義の解釋を容れ得るものである以上、何時迄も立法者の内面的意志に左右せられて、有效なる政策の運用を躊躇する必要は無いと思ふ(6)。第二は、監獄法施行規則に「懲罰ハ言渡シノ後直チニ之ヲ執行スヘシ」(第六十條)とあるのを捉へて、執行の猶豫を許す餘地無きものとするのであるが、然し之も、其の執行す可きものは直ちに執行す可きことを規定したものであつて、執行力其物の運命には觸れて居ないものとも解し得るが故に、之を以て必ずしも執行猶豫の反對的論據のみと爲すのは當らない。然し此の問題に關する監獄局長通牒は消極説の立場を採り「刑法ニ於ケル處ノ執行猶豫ト同一ノ取扱ヒヲ以テ懲罰執行ヲ猶豫スルコトヲ得ス」となし「懲罰ノ免除ノ言渡ヲ爲スニ非レハ其の執行力を阻止するを得ぬものとして居る(7)。

私は、監獄法施行規則の「直チニ執行ス可シ」を右の如くに解し得るものとするが故に、監獄法第六十二條第一項の停止處分によるが如き迂遠なる方法を用ひず共、懲罰言渡しと同時に執行猶豫を言渡すことに依り、簡單明瞭に之を實行し得るものと考へるし、若し此の解釋が許されないものとするならば、少く共同條活用による執行猶豫の可能を信じるが、前掲通牒の廢止せられぬ限り如何ともすることが出来ない(8)。従つて、前述の宣告猶豫の方法を活用するの外は無いであらう。

ニ、假免除。之は刑罰に於ける假釋放に相當する方法である。勿論監獄法に此の規定は無し。然し私は、其の第六十二條を次の如く運用することに依り、實際上は假釋放と同様の効果を擧げ得るものであると考へる。假に之を假免除と呼ぶこととする。

懲罰の執行に着手したる後受刑者にして未だ第六十二條第二項の「改悛ノ狀著シキトキ」には至らぬ迄も、相當程度に迄改悛が現はれたる時は、第一項の「其他特別ノ事由アルトキ」に該當するものとして先づ其の懲罰の執行を停止する。勿論監獄法は此の「特別ノ事由アルトキ」の中に斯くの如き場合を豫定したものに非ざることとは明かであるが、前述の如く、少く共文理解釋として此の見解を立てることが可能なる以上、其の刑事政策的運用に躊躇す可きでは無い。此の停止の場合、其の停止期間を定めて特に綿密なる行狀視察の方法を講じるのを適當とする。尙停止期間は之を不定期とすることが出来る。

斯くて其の期間中の改悛の程度を仔細に視察したる後若し改悛確實なりとせば、茲に第二項の「改悛著シキトキ」に該當するものとして免除の言渡しを爲す可く(9)、改悛の狀認められざる場合は直ちに停止の言渡しを取消して殘罰を執行し、或は更に假免除の如き處分を無視したと言ふ點で新たな懲罰を課することも出来る。斯くすることに依つて懲罰にも假釋放の方法が運用せられ得るに至るのである。

(1) 懲罰の政策的運用を論じたるものとしては正木亮氏「刑事政策より見たる懲罰の將來」(刑政昭和六年三月、四月號)に注目することを要する。本稿に於ては單に其の

一部分に觸れたに止まる。

(2) Kriegsmann, a. a. O. S. 172

(3) 累進處遇上の制裁に於て、進級停止にのみ懲罰上の政策たる言渡猶豫が認められて他のものに認められなかつたことは、進級停止の懲罰的性質が是認められたこととに因るものと言はねばならぬ。蓋し、滞級、階級降下の如き處分は前述の如く能力の客觀的確認であるから、之には言渡猶豫の如き政策的運用の考慮せられる餘地が無い。

(4) 執行猶豫に於ては既に懲罰の言渡しがあつたのであるから、唯其れが執行せられるかせられないかの何れか一つであるが、宣告猶豫に於ては之に加へて懲罰の種類と分量が不確定である。

(5) 辻敬助氏監獄法提要(昭和四年)第一六二頁参照。

(6) 茲に、監獄法の解釋に對する自由法論の立場を想起する必要がある。正木氏「概論」(前掲書)はしがき第二頁以下参照。

(7) 「懲罰ノ執行停止ニ關スル件」明治四十三年八月監獄局長通牒監甲第九八七號。

(8) 然し乍ら此の通牒の精神が當時に於ける唯一の見解で無かつたことは小河博士の積極説に依つて之を知り得るし(小河氏前掲書第五八六頁)尙、當時、監獄法起草委員會に於て特に此の問題を審議したる結果、執行停止の名の下に、當然執行猶豫を

爲し得るものとしたと言ふ事實(小河氏前掲箇所)によつて明かである。

(9) 之に依つて假釋放の實質を帯びるが、唯、假免除期間中刑期の進行せざる點が假釋放と異なる。實際問題としては、懲罰期間は刑期に比し遙かに短いのであるから、假免除中に期間の進行することは妥當で無い。

さて、以上に擧げた如き種々なる方法に依る懲罰の運用は實際に當つて如何に考慮せらる可きであらうか。

先づ、それが特別豫防を最高の立場として考慮せられることを要するのは當然である。故に一般受刑者に對し特別なる衝動を與へた様な者に非ざる限り、可及的廣範圍に之を運用し、以て反則者改善手段としての懲罰に弾力性を發揮せしむ可きである。

次に、懲罰が其の賦課に當り一般豫防の要求を考慮せざる可からざる結果、特別豫防の要求に反して、懲罰から救ひ得る者を救ひ得なかつたり、軽く處理し得る者を重く處罰する必要に迫られることがある。右の運用方法は、之等に對する安全辨としても活用せらるゝを得可く、換言すれば一般豫防に對する特別豫防の活路を提供するのである。其の詳説は後述の如くである。第三に、累進制度上の制裁中、前述の懲罰たるものにも、進んで此の政策的運用を活用し、懲罰としての使命を遺憾無く遂行せしむ可きである。

四

凡そ其の用ひ方の如何により、懲罰程全く相反する兩極端の結果を來すものは少い。それが善用せらるゝ場合には教育刑に於ける最有力なる補助手段の一と成るが、不幸にして之が悪用の武器と化するとき、監獄は文字通りの監獄と成る。まことに懲罰は双刃の劍であつて其の使命に對する充分なる理解と而して賢明なる其の運用とは、我々に課せられた重大任務である。懲罰の問題は廣汎であつて到底以上に盡くるものでは無い。其の種類と分量の問題、審理の手續効果、其後の處置等に就ても尙研究す可きものが多數あり、私は其等に關する研究が續々現はれんことを切望するものである。

## 行刑自足の原則 (二)

寺 光 忠

### 目 次

- はしがき
- 一 懲役刑とその經濟的目的
- 二 行刑自足原則の展開
  - (1) 自足主義をめぐる論争(以上本號)
  - (2) 自足行刑の意義
  - (3) 刑務作業に於ける經營上の制約
  - (4) 行刑自足の限界
- 三 わが刑務作業の収益性について
- むすび

### はしがき

昭和九年度に於けるわが刑務作業は、實に、八百三十二萬三千九百餘圓といふ收入高を擧げた。(一) その十年來、六百萬圓を上下してゐた作業収入が一躍して約七百八十萬圓にまで上昇したのは昭和八年度のことであつた。(二) それが、昭和九年度に於いて、さらに、八百萬圓臺にまで進展して來たのである。しかして、この進展はこれを單に一時的な

る異常現象として輕視することの出来ないものがあると思ふ。

わが刑務作業の經營が近時益々合理化せられつつあること及び刑務作業が今日なほ一層充實進展せしむるの餘地があるとせられて居る點を綜合すればこの成績が決して一時的でないことを信ずることが出来るのである。しかるに、他面に於いて、今日の行刑思想は刑務作業の目的を經濟と教化との兩面より相關的に確立すべきものとする<sup>(三)</sup>。

この作業目的に於ける教化的目的に反することなく且經濟的目的を達成せしめようといふ課題を、その經濟的目的を中心として解決しようとするのが、本稿の意圖である。

受刑者が自由剝奪の期間中終始國民の恩恵と負擔との下に「生活」することにわれわれは甚だしい矛盾を感じる。犯罪者がその有罪判決確定後に於いても尙國家の財政上の重荷となるといふことは、まことに、『泥棒に追錢』<sup>(四)</sup>である。プリミティヴな此の言葉に現代に通ずるところの眞實があるのである。勞働にその經濟的價值と併せて倫理的價值を認めて居る現代の文化は、やがて、懲役刑による犯人の改善に強い意義を發見し、その自覺に基いて、受刑者をしてせめてその拘禁生活に要する經費を捻出し得るやうに働かしめようといふのである。

かくて近代の監獄殊に現時の行刑組織に於いては、監獄勞働のとりわけて經濟的目的なるものが意識的に考慮せられるに至つたのであるが、この問題を論じて特に顯著なるものは、わが國に、正木亮氏の自給自足主義<sup>(五)</sup>があり、また、牧野博士は屢々行刑上の三位一體といふことを説いて自給自足の事を叫ばれてゐる。<sup>(六)</sup>アメリカに於いては、J. I. Gillin の Principle of self-supporting system <sup>(七)</sup>がある。これらに對して、若干の、異論と反對論も存在する。

(一) 昭和十年十一月刑務所長會同に於ける行刑局長指示事項參照。

(二) 第三十五行刑統計年報(昭和八年)參照。

(三) 正木亮氏「行刑に於ける三大目的」(刑政第四八卷第七號、卷頭言)を參照。

(四) ギリンによれば“A premium for crime (犯罪に對する割増金)” Gillin, Criminology and Penology, 1935, P. 334.

(五) 最も平易に論述せられたるものとして、正木氏「刑事政策上より觀たる刑罰制度の矛盾」(昭和九年、東京中央講演會發行)。

(六) 最近には、牧野氏「教育刑の矛盾」(警察研究第六卷第一二號第一八頁)。

(七) Gillin, *Ibid.*, P. 340. 又、他に Sutherland, *Criminology*, 1924, P. 456. Parmelee, *Criminology*, 1918, P. 427.

本稿を次の如く構成する。

自足行刑は、その問題の發生を近代自由刑の誕生に俟つてゐる。そこで、われわれは先づ、近代自由刑の誕生殊にアムステルダム行刑と近代自由刑のその發達殊にオーバーン行刑とを、それぞれの時代の背景たる社會經濟的なるもの若干とあはせて、回顧しなければならぬ(第一章)。次に、自足行刑のための理論的研究として、自足主義に關して爲されたる從來の論争を一般的に跡づけ、さらに自足行刑そのものの持つ教化的價值を考察し、進んで刑務作業に於けるその經營上の制約とこゝに所謂自足行刑の限界とを論じよう(第二章)。自足行刑の見地よりしてわが刑務作業の實際を分析し反省して自足行刑の實際論に及び、併せて自足行刑に達するがために要望せられねばならない諸種の行刑制度についてもその二三に論及して見たい(第三章)。

## 一 懲役刑とその經濟的目的

『500の時代にも自由剝奪の刑はあつた。……しかしながら、ふるき法の形成物と近代自由刑との間の連絡は全く缺けてゐる』<sup>(一)</sup>近代の自由刑について説くものは、先づその第一頁をアムステルダムの懲治場制度から始めるのが一般である。現代の自由刑に關する制度の第一形態はアムステルダム懲治場に見出されるとすることはいはゆる通説である。最近三世紀の自由刑の發達は、結局、その醇乎たる形態をアムステルダムに發見するのである。

アムステルダムの懲治場は十六世紀の末年一五九六年に開設せられた。<sup>(二)</sup>被拘禁者は主として労働嫌疑者、浮浪人、淫賣婦乃至竊盜犯人であつた。その基本的労働としては、法律によつて懲治場の獨占作業とせられた木挽が課せられた。懲治場は豫期以上の効果を擧げ、刑事制度發達の過程に於いて偉大なる地位を占めるに至つてゐる。

この懲治場を生んだものは何であつたか。『十五六世紀はヨーロッパに於いて資本主義經濟の序幕の切つて落された時代であつた』。經濟組織のあたらしい變革期がそこにあつた。さらに、直接的には、當時、三十年戰爭は多數の失業者、浮浪人、乞食を生産し著しく犯罪を増加させた。こゝにも、リープマンの「戰爭犯罪」といはるべきものがあつたわけである。<sup>(三)</sup>當時のオランダは宗教國であつた。啓蒙思想の洗禮を受けた新興國ではあつたが、しかし、それは新教同盟（所謂ウトレヒト同盟）の上に築き固められた宗教國であつた。しかも、この犯罪者群の激増に直面しては、現實的なる、強制労働による勤勞教育といふ思想が芽生え、やがてそれが懲治場の發生と發達とを導いたのであつた。そこでは、怠惰こそはあらゆる悪行の原因であると考へられるに至つた。<sup>(四)</sup>まことにそれは犯罪原因論に關する近代的なる解釋のあらはれであつた。

しかるに、特に近代自由刑に於ける教化目的をその發生に於いてみようとするものは、その教化目的を強調するの餘りに、その懲治場が唯一に「秩序と労働への教育」をその精神とし、<sup>(五)</sup>その財政的獨立をば考慮するところがなかつた。

たとせられる。<sup>(六)</sup>しかしながら、近代の經濟組織の發生をかんがへ、又その「秩序と労働への教育」といふその労働の近代的意義を思ひ及ぶならば、教化目的を強調するの餘りに、懲治場の労働の目的から収益といふことを度外視することは妥當ではあるまい。近代懲役刑の發達はその近代社會經濟の發達と相伴ひ、竟に現今の刑罰組織に於いて自由刑をしてその支配的地位を占むるに至らしめたとかんがへられるのである。<sup>(七)</sup>かくて、監獄労働は發生的にも亦その後の發達に於いても、ついに、收支勘定から離れることは出来なかつたと解せられる。それは、實に、有用労働一般に必至的なるものである。

(一) Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde, 1912, S. 1-2.

(二) アムステルダム懲治場の詳細については、瀧川幸辰氏「近代的自由刑の誕生」(行刑論集及刑法史の或る斷層面所收)参照。

(三) 小川太郎氏「刑事社會學に於ける問題」(刑政第四八卷第四一〇號、殊に第七號第四三頁)参照。

(四) 瀧川氏前掲「近代的自由刑」(論集第七二頁)。

(五) 瀧川氏前掲「近代的自由刑」(論集第八四頁)、及び、同氏「近代的拘禁制度の成立まで」(前掲斷層面所收、第一一九頁)参照。

(六) 當時の文献が懲治場の財政的獨立を強調したことがその後の懲治場に惡影響を與へたとせられてゐるものに、瀧川氏前掲「近代的自由刑」(論集第八四頁)。

(七) 同じその瀧川氏は他の箇所では次の如く云はれてもゐる。『自由刑の發達は、この刑罰が刑事政策乃至財政上、優れて居ることに原因する。(中略)強制労働を採用したときに、失業者の労働力が生きて來るし、不必要な刑罰の執行に要した費用が浮いて來る』前掲「近代的拘禁制度」(第一二二頁)。

アムステルダム(八)の輝かしい足跡は、ヨーロッパ諸國の其の後の監獄制度を支配するに至り、現代の各國の行刑にまで引繼がれて來たのであるが、その三世紀の間に、このアムステルダム(九)以來の謂はば傳統的なる、刑務作業の經濟的目的乃至作業訓練の思想と實踐に對して、翻された反旗があるにはあつた。その一つは、刑務作業の民業或ひは自由勞働への壓迫といふ點で、他の一つは、作業中心の思想に對する反動思想であつた。前者は、「非有用勞働」への轉廻となつてイギリスにあらはれ、後者は、所謂ペンシルヴェニヤ制となつてアメリカにあらはれたのであつた。受刑者に對して有用なる經濟的目的を持たぬ課程乃至動作を課するといふことは、中世以前の歴史に屬すべきものとせられる。イギリスに於いても、アムステルダムの思想に従つて、監獄勞働の主たる目的は監獄の維持といふ經濟的目的と囚人に對する教化的目的とにあるとせられてゐたのであるが、十九世紀の始めに至つて、監獄を維持しようといふ利益目的は教化的目的と一致し難いものがあると強く考へられるに至り、利益をもたらす作業に囚人を就けることに對して種々の角度からの反對が爲された末、一八一八年以後、一時、監獄から生産勞働が驅逐せられるに至つた。民業及び自由勞働からの反對がその背景であつた。そして、強役の手段としては非生産的なる踏車 Treadwheel などが用ひられた。しかしながら、この現象は所詮永續すべき生命を持ち得なかつた。一八九八年、新たな監獄法が制定せられて、囚人は入所後一ヶ月間の獨居の後は共同作業による生産勞働に就かしめられることになつたのである。(一〇)

一般的に云つて、『十九世紀に於ける行刑思想は、生理學的なまた經濟的な問題に囚はれるよりも、宗教的にして心理學的な心の問題に執着されて居た』といふ傾向を看取し得る。ペンシルヴェニヤ制(一一)（一七九〇年以後）は、かのウイリヤム・ペンによつて培はれ彼によつて監獄改良に着眼したクエーカー宗徒の信仰に基き、その宗教的確信に

於いて創設せられた。彼等は戦争と奴隸と死刑とを非難した。彼等は囚人に向つて獨居瞑想することによつて神を見出しそれによつて自らの改善を爲し遂げよと叫んだ。こゝでは、囚人その人の精神の困惑を避けるがためには作業さへもが許されなかつた。そこには、唯、消極的なる、心の淨化といふことのみがあつたのである。(一二)すなはち、アムステルダム以來二百年後の社會に於いて勞働の輕視といふ逆行現象が生れたのである。(一三)こゝに於いてか、ペンシルヴェニヤ制は、ヨーロッパ諸國に於いてはなかなか喧傳せられたのであつたが、アメリカに於いてはその生命を保つこと極めて短かく、幾干もなくしてこれに代るものとしてのオーバーン制が生れて、アムステルダムの精神を復活するに至つた。消極的より積極的なる感化手段へ。『哲學的に、また宗教的に囚人を改善しようとする者にとつては、ペンシルヴェニヤ制がその本城であらねばならぬし、それに社會學的な要素を加へて改善しようとする者にはオーバーン制が貴重な歴史の材料として考へられる』のであるが、そのオーバーン制が建てられるに至つた根本思想としては三つのが考へられるとせられる。(一四)第一に、囚人の墮落防止の方法は不經濟なる獨居主義以外にないわけではないといふこと。第二に、監獄費は可及的に囚人に拂はすべきだといふこと。第三に、釋放後の自活のために作業によつて勞働精神を養成すべきであるといふことである。オーバーン制(一五)（一八二二年以後）は當然に勞働を重視した。オーバーン制には、たとへば別名を沈黙制 Silent system といはれるが如き多くの欠陥を藏してはゐたが、しかし、勞働を中心とした行刑によつて、ペンシルヴェニヤ制に對抗し、ひとりアメリカ行刑のみならずひろく一般の行刑思想に一つの進化をもたらしたのである。

かくてアメリカ初期の監獄勞働一般の問題は、たゞ、オーバーン制の下に建てられた監獄についてのみ存在するわけである。しかし、オーバーン監獄に於いては、すでに、一八二八年、その典獄パワース等によつて、監獄經營の

(一五) 經濟的可能性がしめされたといはれる。その後、一八三〇年頃のアメリカに於いては、監獄労働はひろく受負作業の形式に於いて行はれ、爾來、作業の形式には幾多の消長があつたけれども、結局、非生産的なる強役は、こゝでは、見ることが出来なくなつた。

- (八) Gillin, *ibid.* P. 305-308 and P. 344.
- (九) 正木氏「アメリカに於ける行刑の重點」(法學志林第三一卷第八號第五一頁)。
- (一〇) Gillin, *ibid.* P. 276.
- (一一) 正木氏前掲「アメリカ行刑」(法學志林前掲號第五三頁)參照。
- (一二) 正木氏前掲、第四一頁。
- (一三) 正木氏前掲、第五五頁參照。尙、Gillin, *ibid.* P. 280.
- (一四) Gillin, *ibid.* P. 279.
- (一五) Gillin, *ibid.* P. 310.
- (一六) その變遷を詳細に述べたものとして、B. McKelvey, *The Prison Labor Problem* (Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. XXV, P. 254. Jan.-Feb., 1935.)

わが國の監獄の沿革を説くものは、その近代的なるものとして、しかもまたわが行刑史上最も驚嘆すべき事蹟として、一七九〇年(寛政二年)の人足寄場制度を擧げる。『(前略)御府内の花も葉もしげりたるによつて諸國より集り來る者多し、其中には理辨の徒は少く、放埒だじやくの族ありて、後に非人に成下るなり、……ケ様の族を召捕つて、……身分相應の産業ををしへ、雜費の外は其者共の徳分と爲し致、錢財をたまたしめ、居を爲し持渡世を爲し致

なばよかるべし、』といふのが、有名なるその設立の趣旨であつた。そこには、あたかも、アムステルダムの懲治場に於けるものと微妙なる符合がある。怠惰を以て犯罪行為の原因と見、強制労働と職業訓練と自足主義との趣意が認められるのである。しかも、當時凶悪なる犯罪者群の激増があつたとせられて居るし、また、その一七九〇年は、明治の新社會組織の誕生に遡る七十年といふ時代でもあつた。それはヨーロッパに於ける一五九六年的なる時代であつたといへるのである。

結局、近代自由刑は労働といふことをその主要なる要素として發生し且發達し來つたのであり、強制労働を伴はな自由刑を排せんとする所謂刑名單一論が、かくて、唱へられるのである。われわれは、近代自由刑の目的を奈邊に置いて之を如何に論ずるとも、竟に、その經濟的目的を無視することを得ないとする。

明治以後のわが監獄制度は全く人足寄場制度と無關係に徒らに歐米のそのの踏襲であつたのであるが、こゝでは、その詳細を述べることを止め、その刑務作業に關して知り得るところの一の成績表を掲げるとどめよう。(一七)

年 度	刑務所收入	就 業 費	收 容 費	一日平均在監受刑者數
明治三三年度	五八五、五三七 円	二一七、〇四七 円	一、五一〇、六〇五 円	五一、六〇〇 人
〃 三四 〃	一、二二六、一八六	三四九、三七五	二、六二二、六九〇	四九、二四七
〃 三五 〃	一、〇八二、二七三	三三九、八三八	二、八五〇、九〇一	五〇、六三二
〃 三六 〃	九九六、五六一	二九〇、〇八九	二、八九三、九三二	五二、九五〇
〃 三七 〃	一、〇〇八、八九四	二八七、五五八	二、四〇〇、二八九	五四、七二〇

〃	三八	〃	一、一四六、二六二	三八二、三六三	二、四一五、六九四	四九、八〇三
〃	三九	〃	一、一六六、六八八	三八四、〇三四	二、四七五、一四七	四九、〇九六
〃	四〇	〃	一、二四四、五六七	三七九、八六六	二、六五三、八九六	四八、六一一
〃	四一	〃	一、二五三、三四〇	三五〇、一七一	二、五五一、五六六	四七、三二二
〃	四二	〃	一、三三三、六九六	三三五、八〇六	二、九一六、九四九	五五、八七〇
〃	四三	〃	一、四二一、六〇三	三二一、八一八	三、〇二六、二四八	六四、五一八
〃	四四	〃	一、五三四、八三一	三〇二、九八三	三、三二二、一九七	六四、四六六
大正	元年度	〃	一、五七四、六〇七	二九一、九〇九	三、三一〇、二八八	六〇、四一七
〃	二	〃	一、五九五、四五七	二八〇、一〇一	三、〇一三、二九三	五七、八八四
〃	三	〃	一、四五〇、〇四〇	三六〇、八八八	二、九八七、三五七	五三、八一四
〃	四	〃	一、四九六、五九九	四二八、五八八	二、六〇五、二八九	五一、五六九
〃	五	〃	一、六六六、九六三	四七二、七三八	二、六七一、一〇九	四八、四八八
〃	六	〃	二、〇三四、九八八	五四九、三九〇	三、二六八、八四九	四九、六九〇
〃	七	〃	二、八三七、三二六	八一八、五〇六	五、二〇四、六五二	五二、九七九
〃	八	〃	三、七五二、六一八	九七三、一四五	六、三一三、一四七	五三、五三二
〃	九	〃	五、一六一、二六七	一、三五四、四七六	六、一四九、二八〇	五〇、一〇四
〃	一〇	〃	六、〇四二、七三九	一、七二三、七三九	五、五七〇、三二三	四五、九二一
〃	一一	〃	六、九九四、〇六三	一、九一三、二〇三	五、八四六、〇九七	四二、五〇二

〃	一二	〃	五、九七九、七三八	一、八六〇、三〇一	五、八三六、三九三	三九、九〇六
〃	一三	〃	五、九二八、九七二	二、四〇九、三四二	七、一三一、四四七	三六、〇四八
〃	一四	〃	六、二三一、〇二九	三、〇一五、二六三	七、七一九、〇一七	三七、九一二
昭和	元年度	〃	六、四八七、七三八	二、八四一、二六三	七、五三〇、三六〇	三九、五二九
〃	二	〃	六、五〇一、五五六	二、九五〇、三八二	七、二八九、八四五	三七、六三三
〃	三	〃	六、四九六、一五二	二、九八三、八七八	七、四九八、一〇六	三七、三六八
〃	四	〃	六、三二一、一一八	二、八一二、三〇二	七、二〇〇、六三四	三五、七八六
〃	五	〃	五、六二三、八五三	二、七〇六、二四〇	六、九二一、五一三	三九、〇三〇
〃	六	〃	五、三五六、六二五	二、五六二、七八〇	六、三八六、九八八	四一、九八一
〃	七	〃	五、九四一、四〇六	二、九四五、六五一	六、八四〇、四八一	四三、四〇四
〃	八	〃	七、七九六、九三八	四、五二四、一四六	九、三六七、九〇一	四八、〇六二
〃	九	〃	八、三二三、九一四	四、五五一、九〇八	九、七二三、八六五	四七、四五五

〔表ノ一〕

(一七) 本表は、監獄局統計年報、監獄統計年報、行刑統計年報等による。明治三十三年度以前は、その後のものと統一的に統計にあらはすことが出来ない。收容費中には就業費を含む。

監獄法第二四條は監獄勞働に關し、その經濟的顧慮の下に、規定して曰く、「作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス」と。しかして、わが刑務法豫備草案(昭和二年)第三十九條はさらに強く刑務作業の經濟的目的を重視するの趣旨を明確にして、次の如く規定してゐる。曰く「作業ノ經營及施

設ニ付テハ衛生、教化及經濟ノ關係ヲ考慮スヘシ」と。

### 二 行刑自足原則の展開

#### 一 自足主義をめぐる論争

先づ自足行刑といふことに對してなされたる反對論を擧げることから始めよう。反對論の根據は必らずしも同一ではない。そしてそれは必らずしも多くはない。抑々自足行刑といふことに關しては文献の徴すべきものが少いのである。刑事政策が、特に、自足主義なるものをそれとして採り上げたのが比較的あたらしいことに屬するからである。

反對論者の第一の立場は、監獄の費用はすべて當然に國家に於いて負擔すべきものであるとする。反對論としても謂はば最も素朴的なるものであるであらう。『刑罰は元來社會公益のために之を行ふものであるから、その費用は國家に於て負擔すべきが當然である』と小野博士はいはれるのである。

監獄の費用は財政上それほど多額ではないといふが反對論者の第二の立場である。クリーグスマンは、『作業に關する』(一) 財政的顧慮は、今日、決定的な意義を持たない。行刑の費用は國家財政上それほど重きをなしてゐないのである』といふ。

第三の立場は、自足行刑を強調することの結果は民業壓迫の弊をさらに深うするといふにある。民業壓迫の非難は、自足行刑といふことと無關係にも、監獄勞働一般に對して、早くから、擧げられた聲であつた。

自足行刑の原則に對して最も強く反對するものは、自足主義が教化目的と矛盾するとする第四の立場である。嘗つて、クリーグスマンは、『行刑の費用をなるべく作業の収益によつて填補することを是認せむとする傾向は、ともす

れば監獄勞働の教化價值を忽せにするの結果となる』(四) といひ、また、小野博士は更につよく、『私は、自給自足主義なるものが教育刑主義といかなる點まで一致するものであるかに疑を懷き、實際上自給自足主義の高調に因り作業賞與金が永久に現狀に止まり、或はそれ以下に低下せねばならぬことがないかを恐るるものである。……教育なる觀念を極めて漠然たる意味に用ひ、其の理想的色彩を以て現在の搾取的事實を蔽ふことに終らしむることは宜しくなす。……私は、自給自足主義が餘りにもつよく教育刑論の中心意識を支配してゐることに疑を懷くものであり、遡つて其の市民國家的功利主義に疑を懷かざるを得ないものである』(五) ともなげかれてゐる。

- (一) 小野清一郎氏「行刑法改正の基本問題」(法律時報第三卷第四號第一頁)。但し、その同じ箇所において、一面には、『私  
は一概に經濟的目的を否定するものではない。否、出来る限り行刑に依る國家の財政的負擔を輕減することは何人も異存  
がない筈である』とも述懐せられてゐることをわれわれは諒解しなければならぬ。
- (二) Kriegsman, a. a. O. S. 208.
- (三) Gilling, ibid. P. 310.
- (四) Kriegsman, a. a. O. S. 208.
- (五) 小野氏前掲「基本問題」第一頁。

自足主義を主張し行刑自足の原則を支持するものは、右に對して、次の如く答へるのである。

國家は犯人の自由を剝奪しこれをして無爲徒食良民の膏血に飽食せしむべからざるの義務を負擔する。すなはち、正木氏によれば、『經濟的に觀察する作業目的は、必らずしも、それによつて國家が利益せねばならぬといふのではない。しかしながら、犯人が國家の費用を以て晏然飽食すべきでないことも亦勿論である。故に、經濟的に觀察する作業目的は犯人自らの働くところにより監獄の費用を補償することにあらねばならぬ。換言すれば、監獄の自給自足は作業の經濟的目的でなければならぬ』(六) であり、又、いはば素朴的なる反對論に對する回答として、牧野博士は、『す

すべての事業は、事業の経営自體において、出来るだけ費用を支辨することを考へてしかるべきではあるまいか。(七) (中略) 國家は、行刑が公益事業たるの故を以て、受刑者の活動を無爲に浪費すべきではない。それを適當に組織し、適當に指導することに因つて、少くとも自給自足の方針を樹立すべきである。(八) といはれる。受刑者は國家に對して、むしろ、その勞働權を主張し得べきものであり、一九二七年のドイツ行刑法草案の如きは、その受刑者の勞働權といふことにつき規律して、「各受刑者ハ繼續シテ有益且教育的ナル作業ニ従事セシメラルベシ (第七十八條第一項)」としてゐる。(九) 即ち、受刑者は卓越せる經營組織の下に於いてその勞働能率を最高度に發揮すべきである。(一〇)

行刑費用が國家財政上重大なる意義を有しないといふことは、歐洲大戰前に於けるクリーグスマンの時代に於いては然りとしても、今日に於いてはわれわれの理解し難いところでなければならぬ。しかも、その額の多少をいはずとも、われわれは、行刑の自足といふことそのことに教化的價值を發見せんとするものであるに於てをや。いま、試みに、昭和九年度のわが刑務所經費の豫算をみて、最近のわが行刑費用の一斑を窺へば、

年度		昭和九年度
經費		豫算
經常部	給費	604,178
	業務費	6,264,384
	收容費	6,919,899
	諸支出金	12,453
計		13,800,914
臨時部	營繕費	503,031
	災害費	216,823
	臨時刑務費	200,121
	恩赦執行費	5,202
計		925,177
總計		14,726,091

〔表ノ二〕

昭和八年度の決算は約千六百八十萬圓であつた。右表の昭和九年度豫算は、その決算に於いて、結局千七百五十萬圓を超えた數字を示すであらうことが豫想せられる。(一一) しかして、この數字は國家財政上決してしかく輕視せらるるに値するものではない。

刑務作業に對して爲される民業壓迫の非難は相當に根強い。彼のイギリスに於ける十九世紀初期の監獄勞働の非有用勞働への退却に關しては既に述べたところである。その他の諸國に於いてもこの非難を免れることは出来なかつた。諸國に於いては民間事業及び自由勞働への壓迫として難ぜられるのであり、我が國に於いてはその特殊事情によつて民間事業への壓迫として専ら難ぜられる。(一二)

しかしながら、生産勞働でない勞働なるものは勞働の語義に矛盾する。この故に、近代に於ける監獄勞働としては一般には非有用勞働を課することがなかつた。(一三) それが民業壓迫の聲に壓せられて一時苦痛と應報と以外の何物でもあり得ない勞役に就かしめられたことはあつたが、それは、單に一時的な現象としてとどまつたのである。たゞ、刑務作業は徒らにユートイリズム第一にのみ趨るべからざるものであり、それは教化目的に背反することなきを要すると共に、また、民業との「不正競業」を避けなければならぬことは云ふを俟たない。その民業壓迫乃至「不正競業」となることから可及的にのがれようとして、今日の刑務作業はその經營に於いて二つの指導方針を持つてゐる。官言葉主義を以てその一とし、官用主義を以てその二とする。監獄に於ける勞働條件を一般社會の勞働條件に同じくしようとする新らしい要請をさらにその三として加へるべきであらう。今日の、そして、こゝに謂ふところの自足行刑の原則は、その上に建てられねばならないのである。(一四)

アメリカ行刑の經驗はアメリカに於いてすでに經濟自足と改善とが雙生の理想であつたと教へてゐる。今日に於いて

は、自足行刑といふことは單なる經濟上の問題たるにとどまらずまた倫理上看過すべからざるものであることがいはれてゐるのである。<sup>(一五)</sup> 牧野博士は、この點について、『行刑の經濟化は、單に物質上の意義のものたるに止まらず、又、實に、受刑者の改善に對して多くを寄與し得る性質のものであることを考へることが出來よう』<sup>(一六)</sup>とせられる。自足行刑によつて改善の目的が害せられるといふことは、賃貸制の如き作業形態を捨ててしまつた今日の行刑に於いては理解し難いところではなければならぬ。

その現在の刑務作業を批判してそこに擇取的事實をみるとせられるのは、實は、現在の刑務作業を諒解することの甚だうすいことを示すものである。一の歪曲。そこには宗教的慨嘆と逃避とをみる。まことに、わが國についてみても、刑務作業の収入高は年と共に増加しつゝあるのであるが、しかし、それをはてしなく増加せしめることが可能であるであらうか、また、それをはてしなく増加せしめることが妥當であらうかといふ經營上の制約の問題と自足の限界の問題とはある。しかしながら、われわれは、刑務作業の現状を分析することによつて、その擇取的事實などいふことを止めて作業の經營ひいて行刑一般のよき合理化に轉すべきであると考へるのである。刑務作業は未だ『擇取的』なるものとはほど遠いからである。自足行刑達成の曉にこそ、はじめて、擇取か否かがわれわれの課題となるであらうとする。

要するに、自足主義に對して爲された反對は實はむしろこの自足主義への反對ではなくして、自給自足の遂行といふことが或ひは他の行刑上の教化手段のいろいろを害することなきやをおそれる結果である。消極論者といへども、結局、自足主義に對して根本的に反對すべき理由を持ち得ないのである。積極論者は消極論者のおそれを單に杞憂たるものとなし、今日に於いては行刑の經濟的自足が教化目的に反するが如きことなくむしろ自足といふことそのこと

に教化的價值あるべきものとする。『』

(六) 正木氏「新訂増補監獄法概論」第一二四頁。

(七) 牧野氏「行刑における技術化、經濟化、教育化及び法律化」(刑政第四六卷第二二號第二二頁)。

(八) 牧野氏前掲第一五頁。

尙、Gillin, *ibid.* P. 340. Parnelee, *ibid.* P. 427.

(九) この草案については、木村龜二氏「行刑の上より見たる刑罰の本質」(法學志林第三〇卷第一〇・一一號)参照。

(一〇) 牧野氏前掲第一三頁参照。

(一一) 昭和九年度決算は未發表。その他は、第三五行刑統計年報による。

(一二) 但し、特殊なる研究として、山田盛太郎氏「日本資本主義分析」第三〇・三一頁参照。

(一三) 『わたくしは、行刑作業としての「有用なる勞働」といふ語をもつて、むしろ重複的なるものと考へる』(牧野氏、前掲第一四頁)。また、斯かる論據として、マルクスのゴータ綱領批判の一句たる『いづれにしても、人人は(自由勞働

との)競争を恐れて、普通の犯人を牛馬同様に取扱ひ、かくして特に彼等の唯一の改善手段たる生産的勞働を彼等から奪ひ去らしむべきでないことを明言せねばならぬ、』を引用したるものに、木村氏「教育刑と監獄勞働」(法律時報

第三卷第四號第二四頁)。

尙、Gillin, *ibid.* P. 310.

(一四) Gillin, *ibid.* P. 345.

(一五) 正木氏前掲「三大目的」(刑政第四八卷第七號、卷頭言)参照。

(一六) 牧野氏前掲第一五頁。

### 東久邇軍事參議官の宮を迎へ奉りて

大阪刑務所 吉永聰夫

東久邇宮稔彦王殿下御臺臨！ 空前の光榮！ 躍動する感激！！ 眞に胸の高鳴を禁じ得ざる次第であります。殿下には第四師團長の宮として御在阪中の御生活に於て畏れ多き事ながら單に部下將兵に慈父の如き御仁徳を垂れさせられたのみならず、客歳の風水害に於て又は御日常の御消息を通じ師團管下全住民に對し限りなき御仁慈を賜り敬仰の的と爲らせられ、爲に錦城の光燦として輝きを加へ、全住民は「吾等の宮様」として御敬慕申上げたのであります。然るに 殿下の御仁愛は一再到らず、吾等に迄及び、曩に本年十月十日より三日間に亙る阪神防空演習に獨立せる一分團を組織し統監の宮として仰ぎ奉り演習終了の同月十三日には堺市大濱公園に於て大刑分團として親しく御簡閱を蒙り、今は更に親しく御巡閱の御沙汰を拜し、眞に夢想だにせざる絶大の光榮に

職員一統感激措く處を知らなかつた次第であります。就ては斯の如き光榮を全刑務官に御知らせ致す爲に左に當日御巡閱の概況を御報告致します。

#### 御巡閱次第

- 一、十月六日午後零時五分北區刑務支所御成り本所長御案内職員竝に支所長扈從舍房、運動場、筆記所御巡閱親しく御下問を蒙り本所長御説明申上ぐ零時十七分御退出被遊
- 一、大阪市中央公會堂に御成り本支所高等官同待遇者一同出席御陪食
- 一、同一時三十分公會堂御出發一路堺本所に向はせられ午後正二時御着高等官同待遇者及判任官一同玄關西側に竝立御出迎御着車と同時に一同敬禮中を所長御先導御休憩室（所長室）に入らせらる
- 一、御着席と共に所長廳員を代表して御成御禮言上竝に親王殿下御降誕に對し奉り宮中御慶事御祝詞言上、引續き刑務所一般狀況に付言上此間約十五分
- 一、尙所長よりブロック内刑務所長に單獨拜謁竝に別室に於て當所高等官同待遇者及判任官同待遇者代表に列立賜謁差許されたま旨言上直に御許を得て夫々拜謁謁

す

- 一、午後二時二十五分より構内御巡閱、各管區に亙り舍房、工場、運動場、教誨堂、作業製品陳列場御巡閱此間御聰明なる御天性と御高邁なる御性格を隨所に流露せられ畏くも御研鑽驚くばかりの御下問を賜る所長一々御説明申上ぐ而して職員は素より收容者に至る迄御答禮御會釋を賜り一同感激す
- 一、御豫定時間を繰延べさせられ病舎に御歩を枉げさせられ御悲愛溢るゝ御溫容を以て病者に對し病狀の御下問を賜る一同恐懼感激措く處を知らず病者感極まつて流涕す
- 一、午後二時五十五分廳舎玄關に於て附近五所長竝に當所高等官同待遇者一同と共に御撮影を差許さる
- 一、一旦御休憩室に入らせられ直に御出發午後三時五分判任官以上奉送裡に御機嫌麗しく輜重第四大隊に向はせらる



#### 漢詩 五篇

雪中遊山寺

江村 宕川

疎籬雪沒石階平 玉樹蕭々竹有聲  
 噉茗爐邊與僧語 晚鐘閑聽梵王城

雨江獨釣

何人橋畔泊孤篷 一醉伴鷗蓑笠翁  
 雪點枯蘆寒月上 悠々無夢到三公

途上遇雪

飄花滿目舞狂風 數點寒鴉暮雪中  
 檣竹未埋林徑白 模糊山影一川東

早梅

茅舍荒籬玉一條 半橫溪路半溪橋  
 疎々影蘸寒流水 脈々清光雪未消

盆梅

年々相見淡粧人 來倚牀頭詩思新  
 不用江南千樹雪 一盆凍蕊識花神

# 噫、第二快天丸

## 悲壯を極めたその遭難記

一

日本にたつた一つしかない少年受刑者達の『海上刑務所』神奈川縣浦賀港にある小田原少年刑務所浦賀支所(廢艦大和)では舊臘五日、これも日本にたつた一つ少年受刑者達の付屬遠洋漁業船、第二快天丸(七五噸)に大原春二船長以下職員十三名と、少年受刑者二十名が乗り組み約三週間の豫定を以て鮪の遠洋漁業に出漁しての歸途、廿八日午前零時すぎ伊豆七島中の無人島鵜渡根島附近に於て、荒天と濃霧のため遭難し、船は同島東岸の絶壁に激突、軸から眞二つになつて沈没、一同は暗夜激浪の中を漸く百餘尺の崖壁を攀ち登つて上陸したが、受刑者の一人愛知縣生れ鈴木喜興は遂に波に吞まれて行方不明となつてしまつた。噫、何たる惨事ぞ。何たる天魔の悪戯ぞ。昨年

四月新造したばかりの瀟洒たる海の白島、幾多年若き受刑者達の希望を培ひし夢の城、第二快天丸は、かくして果敢き最後を遂げたのであつた。噫、悲しい哉。

しかも、九死に一生を得た一同は、それから三日の間食糧もなく水もない荒涼たる無人島に、激しい氷雨に叩かれながら、まるでロビンソン・クルソー物語そのまゝな日を送つたのであるが、卅日朝に至り看守部長鈴木賢二氏の機轉によつて辛うじてあげた狼火が、幸ひにも附近の利島沖で漁撈中の三宅島笹本平吉氏所有漁船成田丸(一九噸)の發見するところとなつて、逆巻く怒濤の中を前後六時間に互る決死的救助作業の結果全部成田丸に收容、卅日午後九時助けたものも助けられたものも、何れも疲勞の極の悲壯な姿で浦賀港の母船大和に辿りついた

のであつた。一同の遭難談はまことに突きつめられた人間の涙ぐましい苦闘と叡知と、それに救助船成田丸乗組一青年の命を投げ出しての勇敢な活動などが織り込まれた、一編の尊い人間記録である。

二

遭難の第二快天丸はこんどの出漁で約五千圓近い鮪の漁獲をあげ、勇みに勇んで歸航の途についたのであつたが、途中金華山沖から千葉縣野島崎を経て三崎港に入港の豫定を、針路を誤つて伊豆七島鵜渡根島で遭難したものであつた。島は周圍約二町餘、鎖型の全くの無人島で、遭難の東岸は百尺餘りの切り立つたやうな絶壁である。難破とともに大原船長、鈴木看守部長等職員は、刻々迫る生命への危険に何よりも先づ二十名の少年達を避難せしめる道を考へ、荒れ狂ふ怒濤の中で一同を勵ましつゝ崖壁に一步步手で足場を掘らせながら必死の登攀に成功した。併しこの時、少年達の一人鈴木喜興は遂に波にさらはれたか、姿が見えないことが判明したものの、暗濤たる海上

捜査の手の下しやうもなかつた。一同は襲ひ來る風雨と寒氣に曝されてやつと六尺ばかりの黄楊の本の生え茂つた中にもぐり込み、まる二日間絶望の時を過さなければならなかつた。もとより無人島のことゝて、食糧は勿論飲料水もない。しかし、一同は先づ飢ゑを凌ぐために萱の根を掘つて食べ、また黄楊の樹を傳はつて流れる雫を掌にうけて僅かに喉をうるほした。かうして一同助け合ひながら空しい三日目の卅日の朝を迎へた。

ところがこの朝は、幸ひなことに密雲が破れて太陽の光が見られた。光明を認めたと同はどうかして救ひの手を求め方法がないかと考へた。そのうち看守部長の鈴木賢二氏が懐中深く藏ひ込んでゐた燐寸箱を取り出して『このマッチで狼火をあげることを工夫しよう』と發案した。箱の中にはマッチの棒が三本、しかも波と雨にぐぶ濡れになつて入つてゐた。もちろん發火する筈がない、一同は以前にもまして激しい絶望感に陥つた。だが、その時、鈴木氏の腦裡を電光のやうに走つたのは懐中電燈のレンズであつた。急に活氣づいた鈴木氏はセカ／＼

とレンズをとりはづして折柄照りつける陽の光にかざして太陽光線をレンズの一點に集中した。そしてぐぶ濡れのマッチの燐にあてた。果して發火するか! 生に執する卅三日の眼が、希望の眼が、一心にマッチの燐に凝結する。一分! 二分! 三分! おゝ、希望の火が、生命の火が點いたゾ、シウ! シュツ!! 小さな響きとともに小氣味よく點火したゾ、沸いた! 歡聲が沸いた! めつたに泣かぬ荒くれ男どもの眼から涙が滂沱として……かうして一同は枯草をあつめてS.O.Sの狼火をあげたのだ。丁度卅日午前八時ごろのことであつた。

三

もうこの時は一同疲勞し切つてへとくになつてゐたが、この烽火信號を續けること三十分位で運よく成田丸に發見され、救ひの手がのべられたのであつた。しかし、海はまだく時化で、殊に島の附近は激浪の最もはげしい所である。巨浪逆巻き立つて折角助けに來た成田丸も島に近寄ることが出来ない。一時

はお互に姿を見合ひながら救助も絶望かと思はれたが、その時成田丸乗組員の勇敢な一青年、三宅島阿古村出身の沖山幸一君は決死の勇氣をもつて單身海中へ躍り込み約二町の間、物凄く怒濤と闘ひつゝ、幾度か浪に吞まれようとしながらも辛うじて島に辿りつき、遭難の一同と救助方法の連絡をとつた上、再び海中を泳ぎ切つて本船に戻るなり、こんどは腰にロープをつけて三たび荒れ狂ふ海の中に身を躍らした。

そして疲れ切つた體で島に泳ぎつき、救助船と島との間にロープを張つて傳馬船の誘導索をつくることに成功したのであつた。この身を挺した沖山君の決死的活動によつて成田丸乗組船長谷川祐之助氏以下廿三名力を合せて前後六時間、約十回の傳馬船の往復で遭難者卅三名全部を本船に收容することが出来たのであつた。時に午後二時、浪はいよく激しく、救助船にとつても死を眼前にしての決死的冒險だつたのである。かくて、『希望を明日』の昭和十一年春につなく大晦日の夜九時、漸く一同浦賀港に辿りついたのであつた。

# 官吏服務規律と行刑官吏の心得について

東京控訴院検事長 金 山 季 逸

本文は東京控訴院検事長金山季逸氏が昨春刑務官練習生に對して訓示されたもの、筆記である。文責はすべて記者にある。

網紀肅正といひ、選舉肅正といひ、各内閣は何れも肅正といふことをいふ。何れにしても弛緩した人心を引きしめ、國民生活に一段の緊張味を加へるのが政治の要諦である。内閣の政策は時により場合によつて異なる。財政上に積極政策をとることもあれば消極政策をとることもある。又貿易上に自由主義を採用することもある。保護主義を主張することもある。

大體から見ると、それ等反對の政策をとる内閣が交互に出現するといふのが普通の現象である。しかしながら網紀問題に至つては、何れの内閣を問はず、忽にすべきでない。これは政策といはんよりは政策の依つて以て立つ根本的基礎をなすものである。否廣くいへば立國の基礎をなすものである。網紀肅正すれば政治は自らによくなる。國力は自らに發展する。それ程大切な網紀であり、又何れの

内閣と雖もかつて網紀紊亂を標榜した内閣がないに拘らず、やゝもすれば事實はそれを裏切つてゐる。直接國務に携つてゐる官吏その他公吏等の網紀問題がしばしば世間の問題となる。近年だけでも、内閣に列する人に大官並に著名な政治家等で刑事事件に關聯して刑務所に收容されたやうな人々が相當ある。誠に遺憾千萬なことといはざるを得ない。社會の上位にあり國民の御手本ともなるべき人々にしてさやうなことでは、國家の綱紀と威信とは果してどうなるのであらうか。日本は今日非常時と稱せられ、内外共に多事多端ではあるが、それ等の難關を切り抜け、危機を突破して行くについても、國民の網紀問題がむしろ先行問題である。網紀上の問題が、明るい曙光を見出さない限り、日本の將來はどうなるかわらない。無論網紀問題は國民一般についての問題である。が中でも公人に於てはその責任が倍加する。公人といふ中にも官吏は特にその點に注意しなければなら

(一)

ない。網紀問題といへば、今日主として公人、官吏についていはれる位になつてゐる。言ふまでもなく官吏は日常國家の仕事を取扱つてゐるもので、その影響する所は善惡共に國民全體に及ぶ。政治の舉るのも學らぬのも官吏の心掛け乃至やり方次第であるといつてもいいのである。諸君は官吏としてさうした重い責任を荷つてゐるのである。勿論私から言ふまでもなく、諸君としてその位のことには百も御承知であらう。しかし人間といふものは、餘りに分りきつたことを却つて等閑になりやすいものである。小石には蹟く道理で、平凡なことはやゝもすれば注意を向けずにそのまま看過してしまふ。過誤は却つてさうした小さいところに萌すものである。誰れしも惡事をするのがいゝと思ふものはない。はつきり惡事と分れば大いの人はいを避ける。唯氣の弛みや不注意から、ツイその方へ我れ知らずに迂り込んでしまふ、むしろさうした場合が多いのである。そしてそ

の結果は自他共に傷くことになる。考へて見れば戒心の上にも戒心を加へねばならぬことである。小供は何の惡意もなしにツイわるさをする。それを親が繰返し注意し教育すれば、やがては習慣となつてそれが矯正される。それと同じことで、私も、分り切つたことを諸君にお話しするやうだが、實は分り切つたことであるが故に、特に反覆して諸君の注意を喚起しやうと思ふのである。前にいふ如く、分りきつたことは、ツイ失念しがちなものであるからである。言ひかへれば官吏なるものは、官吏の心得についての再認識、再檢討が常に必要である。分り切つたことだからといつて高閣に束ねておかず、何度も手に取つて見て、考へ直したり、反省したり、さうした心掛が必要なのである。その意味で私は、誠に分り切つたことながら、官吏の心掛けといふことについて、こゝに事新しく諸君に御話して見やうと思ふのである。

(二)

先づ第一に記憶しておかねばならぬことは官吏服務規律である。これはひとり行刑官吏のみでなく官吏全體に共通の規則であるが、諸君としても堅くこれを遵守すべきであることは言を俟たない。この官吏服務規則は明治二十年七月三十日に勅令を以て公布されたもので當時この嚴肅な規則を作つて官吏の地位、職務を正したのである。官吏たるものは、この規則をよく遵守する義務があると共に、一種特別の地位を與へられてもゐるのである。しかし中に書いてあることは極く當り前のことで、常識の外に一步も出てゐない。誰れが考へても、官吏たるものはかうでなければならぬと思ふことのみである。必ずしも勅令に待つ程のことでもないのであるが、しかし現在の官吏の中には、この肝腎な官吏服務規律の存在は知つてゐても、何が書いてあるかちつとも讀んだことがないといふ人が随分多い。甚だしきはその存在をすら知らぬ人さへある。官吏としては實に不心得な

ことであるといはなければならぬ。軍人には軍人の心得があつて任命當初に宣誓をさせられる。普通の官吏は一本の辭令で任用され、別に軍人のやうな讀み聞かせの宣誓はない。その點官吏は軍人に比してやゝゆるやかである。が、やゝもすれば官吏に弛緩の色ある所以はさうした點にも存するのではあるまいか。官吏も軍人と同じく國家に對して特別の義務を負ふてゐるのであるから、任命の形式規律の嚴正さは、軍人の如くあつていゝわけである。刑務官吏の任命の形式等はどうかであるか、或は軍人のやうなものであるか、その點私は知らない。一般の官吏は軍人程八ヶ間しくない。これは八ヶ間しくあつていゝものと思ふ。そこで官吏服務規律には何とあるか、それによつて官吏はいかなる義務を負ふかと再検討して見るに、同規律によると官吏には五つの義務があるので官吏の第一の義務は、服務規律第一條に規定されてある。即ち「凡そ官吏は天皇陛下

及び天皇陛下の政府に對し忠順勤勉を主とし法律命令に従ひ各其の義務を盡すべし」といふのであつて、説明を加へるまでもなく一見直に明瞭である。天皇陛下に忠順、職務に勤勉といふやうなことは必ずしも官吏に限つたことはでなく、一般國民としても忘れてはならぬことであるが、官吏は一般國民に先んじて特にこの義務を直接端的に荷つてゐるわけである。第二の義務は服従の義務で、第二條に規定してある。官吏は其職務に付本屬長官の命令を遵守すべし但其命令に對し意見を述べることを得」とある。これも言を俟たぬことで、官吏が長官の命令に従はないやうでは、事務の統一は保てるものではない。しかし長官の命令だとして一から十までハイ／＼しておれといふのではない、意見があれば述べても差支ない。述べても採用されなければ致し方がない。不平を言ふべきではない。ところが近頃の傾向を見ると、いはゆる下尅上といふ風がある。下のものが、上のものゝ言

をきかず、やゝもすればこれを凌がうとする。新聞等に現れるところを見ても、この傾向は争へないやうである。いつの世にも社會が或危機を孕むときにはこの下尅上の風が著しくなる。言はば社會の病的状態で憂ふべき現象である。同時にこの風は綱紀紊亂の重大なる原因ともなる。少壯の官吏が結束して長官に楯突くといふやうなことをチヨイ／＼聞くが、これ等は第二條の規定を心得ぬ仕業である。官吏としては大に戒心すべきことである。第三は、廉恥を重んずるの義務で、第三條の規定するところである。「官吏は職務の内外を問はず廉恥を重んじ貪汚の所爲あるべからず」と明記してある。官吏は昔でいへば武士に相當する。維新前政治を取つてゐたのは武士であるが、それが今では官吏となつてゐるのである。今日官吏は一般の人民から採用されるも、國家の上層に立ち國民を指導監督して行くといふ點では、昔の武士と同じである。昔の武士は廉恥を重んじ

た。破廉恥的な行爲は武士の致命傷であつた。武士は食はねど高楊子」といふやうな言葉さへあつた。武士は廉潔で公正でなければならぬ。一點卑吝な心を持つてはならない。これが武士の不文律であつた。いはゆる武士道がそれである。廉恥のみが武士道ではないが、最も重要な徳目の一つであつた。武士道は今日でいへば官吏道でなければならぬ。官吏は昔の武士の如く、天晴れな心持を有つてゐなければならぬ。昔の武士とて賄賂を取つたり感心しないものもあつたが概して、思想堅實、廉恥を重んじた。それ故に社會から尊敬されてゐたのである。官吏が墮落したら人民はこれを輕蔑するに至るだらう。それは取りも直さず、國民が國家に服従しないといふことを意味する。それを考へると官吏の責任は實に大きいといはねばならない。第四には謹慎懇切の義務である。即ち第三條第二項に規定するところである。官吏は國家の上層に立ちて一般國民に臨むので

あるから、權力を有つてゐる。ところがこの權力といふものが實はとかく濫用されやすいもので、その點官吏としては特に戒心を要する次第である。權力の濫用は民心離叛の因で、政治の禍根をなすものである。それ故權力の行使には謹慎と懇切とを以てしなければならぬ。この二つの用意は權力の行使をよく調節し、その濫用を防ぐ。民心又これに親しんで、官民融和の實がある。古語に「威あつて猛からず」といふ言葉があるが、官吏として人民に臨む場合には、一種の威信を保つ必要がある。商人のやうに「ヘイ／＼」頭ばかり下げてるわけに行かない。威は必要であるが、しかし猛であつてはいけない。要するに職務を行ふに謹慎懇切であれば、自らにその邊善工夫が出て來る。權力を行使する上の一種のうま味である。諸君の如き行刑官吏に在つては特にこの心掛けが必要と思ふ。受刑者は拘束を受けてゐる身分だから言はゞ弱者である。諸君が威力を以て押へつけやう

とすれば自由に出來る。事實行刑官吏が威權を揮ひすぎるやうな弊が、以前は大にあつたし、最近でもその例がないでもないやうに聞いてゐる。その點諸君としても大に考へてほしいと思ふ。反對に受刑者を甘やかせずとも弊は多いが、威張りすぎるのはよくない。抽象的な言ひ方であるが、いはゆる寛猛宜しきを制すべきである。受刑者の反抗心を挑發するやうなことは慎まねばならぬ。謹慎、懇切といふことは行刑官吏には最も必要であらうと思ふ。普通の官吏ならばさうさうは威張れない。相手の國民の方でも、封建時代とはちがつてさう／＼は役人に威張らしておかないからである。しかし行刑所内では、受刑者相手であるから威權を揮はうと思へば揮へる。それ故に行刑官吏は一般官吏以上にその點戒心を要する。必ずしも囚人を苛めるといふ惡意はなくとも、謹慎を缺き、懇切に至らざるときは、その結果に於て好もしからぬ事件が出態する。不祥事件などがやゝもす

れば持ち上るのは多くはそのためと見て可からう。官吏服務規律のこの條文は行刑官吏としては特に注意すべきことである。第五に官吏は機密を嚴守する義務がある。第四條第五條の條文はそれを規定してゐる。苟も官吏たるものは自己の職務に關すると、同僚の職務に關するとを問はず、官の機密を漏洩してはならない、これ亦言ふを俟たないことである。自己の職務に關して機密を洩してならないことは誰しも思ふことであるが、他人の職務に關することを聞き込んでこれを他へ洩すといふことはともすれば陥りやすいことである。自己の職務ならば相當責任觀念もあついが、他人のこととすると、その觀念がとかく薄らざといふのが人情の自然である。だからこそ官吏はその點に十分の注意を拂はなければならぬ。しかもこの心掛は在官中は勿論のこと、退官後と同様でなければならぬ。この嚴重さは官吏の職務の重大さに附隨的の條件である。同時に裁判所で證人

又は鑑定人として訊問を受けるとき、かれ等は決してウソは言はないと宣誓するのであるが、官吏だけは、その職務上知つたことを訊かれても、直にそれに答ふるの義務がなく、答へるときは本屬長官の許可を要するのである。長官から許可された範圍内で答辯の義務があるのみである。それ位に官吏は官の機密を守ることが必要とするのである。許可を得ざる件につき機密を陳述すれば懲戒處分に處せられるのである。尤も他人の機密を漏洩してならぬのは官吏に限らない。醫者、産婆等他人の機密を知る機會のある人も、本人の承諾ある上でなければ、シャベれないことになつてゐる。が、それは官吏の場合とは意味が少し違ふ。又官吏はその職務に關する未發の文書を發表すること禁ぜられてゐる。例へば鐵道官吏は、鐵道の豫定線等を發表してはならない。さうしたことを關係人に話したりすると、附近の土地の買占めが始まつたり、その他利權問題に絡まつてゐる／＼な弊害が

生ずるのである。近年の疑獄事件と稱するものも、多くは官吏が機密を守らぬことから發生する場合が多いやうである。これは綱紀紊亂の原因をなすもので官吏として大に戒心を要すべき事柄である。

(三)

以上官吏服務規律には、官吏として遵守すべき五つの義務を規定してゐるが、その外に官吏として爲すべからざる三つの禁止事項を規定してゐる。第六條の「官吏は本屬長官の許可なくして擅に職務を離れ及職務上居住の地を離るゝことを得ず」とあるのはその一つで、勝手に職務を離れて旅行などすることは出来ない。一寸郷里へ墓參に歸るとしても本屬長官の許可を得なければならぬ。又日曜を利用して一寸大阪へ行つて來やうといふのにも許可を必要とするのである。日曜だとして勝手に出歩きは出来ないのである。これについて一番嚴格なのは國務大臣である。國務大臣は親任官であるが旅行の際など一寸勅許を必要とするので

ある。尤も大臣が土曜日曜を利用して湘南地方の別荘とか、箱根邊へ出かけるといふのは、これは特別に大目に見られてゐるが、その他の場合には一々陛下の御許しを得て出かけるのである。旅行願を出して御聽届け相成りたるところで、始めて出かける。天皇陛下が夏季那須の御用邸に御避暑になり、大臣が天機奉伺し來向する場合にも、一々御許可を必要とする。それも必ず日歸りしなければならぬ。都合で那須に一日泊る場合にはこれ亦陛下の御許しを乞はなければならぬ。だが、實際は那須に一日は畏れ多いことであるから大ていは日歸りする。親任官はそれ程嚴格なものである。一般下級官吏にもこの風習が及んでゐるかどうか大に疑問である。多くの官吏は、この規律を忘れて、自由に勝手に旅行に出かけてゐるらしく思ふが、これは大に慎むべきことである。或は官吏服務規律を知らないでゐるのかもしれない。時々注意を喚起する必要がある所以である。第二

の禁止事項は、官吏は許可なくして他の職業を兼ねることが出来ないことである。これは第七條第十一條第十三條に規定するところである。官吏は本屬長官の許可なくして營業會社の社長又は従業員となることが出来ない。又第十一條の規定は、商業を營むを禁止してゐるが、下級官吏の家庭等では、細君等が煙草屋や下宿屋をやつてゐる家がある。これ位はまア大目でも見られるが、官吏が他のものに資本を出して収益を得るといふやうなことは綱紀に關することであるから本屬長官の許可を得なければならぬ。又自分の家は代々呉服屋で、廢業するわけに行かないので弟をしてやらせるといふやうな場合にも、嚴格にいへば長官の許可を必要とするのである。しかしこれ等は今日ではどうも亂れてゐるやうである。綱紀紊亂を生じやすいことであるから、嚴格に遵守する必要がある。又第十二條の規程によれば、官吏は取引相場會社の社員たることを得ず、及間接に相場商業

に關係することを得ずとある。これはむしろ上級の官吏にやゝもすればこの弊害が多い。少し巾の利く官吏は、相場に手を出したり、株の賣買をやつたりすることは有りがちなことらしいが、これは非常に危険なことである。殊に大藏省や商工省の役人等は、物價の變動を豫期したり、株式の上下や、公債の低利借替を豫知し得る地位にある。それ等を利用して官吏が利益を得ることになれば、官吏としての職務はメチャクチャになる。従つてこれは特に戒心を要することである。さやうなことをやれば、或場合には犯罪となり、然らざるも懲戒處分に處せられるのである。第十三條の規定は、官吏が報酬を得て他の仕事をする場合には本屬長官の許可を要するといふのである。今日役人が私立大學の講師等をやつてゐることは普通のことのやうになつてゐるが、一々願を出して許可を得てゐるのである。官吏は専心自己の職務に忠實であるべきで、他の仕事等には腕を觸る

、餘裕がない筈である。他の仕事を兼ねればそれだけ、官吏としての職務に熱意を缺くことになりやすいのである。

第三に官吏は他から贈與を受くることを禁ぜられてゐる。受ける場合には一々本屬長官の許可を要するのである。慰勞謝禮其他何等の名義を以てするも、他人から無暗に物を貰つてはならない。これの甚だしいのになると、刑法の瀆職罪を構成する。尤も益暮に一寸した贈答をしたり世話になつたので手土産を持參する位のことには、世間の禮儀といふ點から見ても差支あるまいが、程度を越してはいけない。官吏としては餘程慎むべき事項である。又官吏は外國の君主、政府から、勳章や、俸給、贈與を受くる場合にも一々勅裁を受けなければならぬ。さもなければ國家に對する忠順が疑はるゝやうな場合を生ぜぬとも限らぬのである。次に第九條には饗宴を受けてはならぬ場合を規定してゐる。官廳の工事を請負ふ者、官廳の爲換方又は出納を引受くる者、官廳

の補助金を受くる起業者、官廳の用品を調達する者、並に官廳と諸般の契約を結ぶ者から饗宴にあづかつてはならない。程度を超えれば瀆職罪となり、さうでなくとも處分を受ける。又第十條は、上官と下官との間に贈遺を禁じてゐる。官吏は部下の官吏から物を貰つてはならない。これが一般に行はれるやうになると、弊害を生ずるのである。しかし中元、歳暮等には世間並に贈答の禮といふこともあるから、その程度ならば禮儀の中に入るかもしれぬが、程度を超してはいけない。身分相當といふことがある。身分不相當となると、何か爲めにする所があるわけではない。爲めにするところがあれば品物もだん／＼高價なものになり、弊害が出て来る。商品券などは現金と同様のものである。現在ではこの風習が、弊害を生ずるに至つてゐるでないかと思ふ。すべては常識で判斷して、禮儀若くは社交といふ程度のものなら差支あるまいと思ふ。家族同志交際してゐる

の補助金を受くる起業者、官廳の用品を調達する者、並に官廳と諸般の契約を結ぶ者から饗宴にあづかつてはならない。程度を超えれば瀆職罪となり、さうでなくとも處分を受ける。又第十條は、上官と下官との間に贈遺を禁じてゐる。官吏は部下の官吏から物を貰つてはならない。これが一般に行はれるやうになると、弊害を生ずるのである。しかし中元、歳暮等には世間並に贈答の禮といふこともあるから、その程度ならば禮儀の中に入るかもしれぬが、程度を超してはいけない。身分相當といふことがある。身分不相當となると、何か爲めにする所があるわけではない。爲めにするところがあれば品物もだん／＼高價なものになり、弊害が出て来る。商品券などは現金と同様のものである。現在ではこの風習が、弊害を生ずるに至つてゐるでないかと思ふ。すべては常識で判斷して、禮儀若くは社交といふ程度のものなら差支あるまいと思ふ。家族同志交際してゐる

しれんし、又省線等で或人に無賃乗車券を出してゐるかもしれぬが、これは國家が出してゐるのだから差支ない。私立の會社から貰つてはならないのである。それも果して勵行されてゐるかどうか疑問である。

(四)

禁止事項は右の通りであるが、その外に官吏として過失と認めらるべきことが二つ列擧してある。その一つは第十四條の「浪費して産を破り其の分に應ぜざる負債を爲すものは過失の一たるべし」とあるのがそれである。官吏として忘れてはならぬことの一つである。官吏は生活を維持するために一定の俸給を給せられてゐる。その範圍外に金を費つて借金などしてはならない。借金すれば産を破るにも至る。それでは官吏として地位、體面を保持し得られない。「衣食足つて禮節を知る」といふ通り、生活に破綻を來しては、ツイ禮節も忘れることになら

う。國家の政治は要するに修身齊家に基礎を置かねばならぬ。官吏は、身を以てその範を國民に示さなければならぬ。自分の一身を修め得ず、一家を齊ふること能はずして、どうして國家の政務を處理することが出来るやう。これは殆んど自明の理である。現在の政治家等には、口に治國平天下を唱ふるも、本末顛倒の人が多いやうである。家がおさまらぬから子弟に不良が出る。自家に不良を出して、天下を救ふものでもない。實踐躬行でなければ、千萬言を費すも何等の權威がない。天下を救はんとすれば、身みづから實行して、範を示さなければならぬ。治國平天下は正心、修身、齊家に始まるのである。一身を以て一家に及ぼし、一家を以て天下國家に及ぼす、これが政治の要諦である。官吏は直接に國家の政治に携はるものである。この種の過失には十分に注意しなければならぬ。第二の過失は、局長、所長等が所屬官吏に對する懲戒處分を怠るの過失であ

間柄で、菓子折一つ手土産に持參する位は差支ない。元來人を訪問するに手土産を、といふのは日本人の風習で、西洋人には見ないことである。見やうでは情味があつて一種の美風ともいへるが、とかく程度を超して弊害を生じやすい。土産といふのは讀んで字の如く土地の産物で、昔交通不便の時代に遠方から歸つて來たときなどに、持つて來たものである。起原は床しいことだが、現在のやうに交通の便利な世の中に、土産でもあるまい。況んやヤレ三越、ヤレ松屋と、現金に等しき商品券などを持ち込む如きは要らぬ沙汰である。全く無意味のことである。親友の間柄とか、職務以外に實際のある場合なら別だが、官吏としてのみ知り合つてゐる間に、そんなことは更に必要のないことである。又第十五條の規定によると、官吏は、私立郵船會社又は私立鐵道會社から、無賃乗船切符、無賃乗車切符を貰ふことが出来ないことになつてゐる。この點警察官は或は特例かも

る。第十六條に規定するところである。長官として部下に過失あるもこれを大目に見てやるのは或は一種の美風であるかもしれぬ。許いて以て直とす、といふのは必ずしもほめたことではない。しかし國家の公務を行ふものが、部下なりとしてその失策を隠蔽して知らぬ顔をしてゐては、いはゆる公私混合で、官吏の職務を完全に盡すことは出来ない。部下をかばふといふことは人情味の發現でもあり、場合によつては非常に結構なことではあるが、過失は過失として匡すところがなければ、公器を保つことが出来ない。官吏は天下の公器をあづかつてゐるのである。公の爲めには私情は殺さねばならぬ場合がある。孔明が涙をふるつて馬稷を斬るといふのも其ためである。官吏は常に私を殺して公に殉じなければならぬ。人情は人情として別に施すべきところがあらう。官吏は公職であり、私情を以て律すべきでないといふ事を第一に念頭に置かなければならぬのである。

(五)

官吏服務規律に規定する、官吏の心得とも稱すべきものは大體右の如きものである。官吏たるものはこれ丈の心掛けを以てその職務に當らなければならぬ。近頃はこの心掛けが各方面の官吏の間に可なり緩んで來てゐるやうに思ふ。これは甚だ遺憾なことである。軍人が軍人精神を函養するやうに、官吏も、任命當初に先づこの官吏服務規律をよく熟讀して、これを遵守することを心に誓はねばならぬ。かくして始めて綱紀肅正は所期し得るのである。特に行刑官吏は最も嚴肅なる規律の下に職務を遂行する官吏であるから、この點特に注意を必要とするのである。行刑官は殆んど絶對の力を以て受刑者に接するのであるから、權力の濫用といふことを最も慎まねばならない。威あつて猛からずといふ風に、何事にも懇切謹慎でなければならぬ。諸君の御承知のやうに、行刑は一つの教育である。受刑者の心を改めて、

善に向はしめ、普通の社會人として生活せしめやうといふのがその目的である。受刑者だとして、徒に苛酷に取扱つてはならないのである。一旦誤つて罪を犯したからとて、その罪をにくんでその人を憎まずである。尤も刑罰から、應報の觀念を取り去ることは出來ない。苟も刑である限り、或程度の應報の思想はつきものである。現に輕き罪には輕き刑を科し、重き罪には重き刑を課してゐるのを見てもそれは明白なことである。應報主義は刑法の基礎理論よりいへば間違ひのないことであらうと思はれる。尤もこれにはいろ／＼の議論もあらうが、私はさう考へてゐる。しかしそれは裁判官が刑を決定する時の考へで、一旦判決が下されて行刑官の手に引渡された以上、それは教育となるのである。刑務所にまで應報主義を持ち込んでほらないのである。悪いことをした人間だから苛い目にはあはしてやらうといふ考へは許さるべきでない。悪いことをした人間だから、これを

指導し、啓發して、再び惡事をしない眞人間にしてやらうとの理解と同情を以てかゝらなければならぬ。刑の言渡しと、行刑とではその間に、自ら相違がある。刑に應報主義の入るのは免れないとしてもそれは刑の言渡しですんでゐる。それ以後は、應報といふやうな觀念はなれて、むしろ同情の心を以て心の入れかへを行つてやらねばならぬものと思ふ。しかし同情といふても、受刑者を甘やかしてはいけない。徒に甘やかすことは、教育とは反對のものである。それは子供を教育するのと同じである。老人や母親ばかりで育つた子は、慈愛がありすぎてとかく甘やかされる、その結果スボイルされて、大きくなつて役立たずになるといふやうなことはよく世間に見受ける例である。慈愛は勿論なければならぬが、ありすぎてもいけない。嚴父慈母といふか、父は嚴格に、母は慈愛に、それで調節がとれて、子供はよく育つて行くのである。嚴に過ぎても、慈に過ぎ

でも、子供はよくならない。それでは教育の目的とは凡そかけはなれたものとなる。行刑亦然りで、嚴に失せず、慈に失せず、中庸を得なければならぬ。受刑者といふものはいはゞ社會の落伍者で、とかくに怠け者が多い。だから特に甘やかしては一層結果が悪くなる。時としては嚴正なる態度を以て、指導鞭撻してやる必要がある。要するに受刑者の教育といふことは、役人が自己の人格を以て、相手を感化善導するといふことである。徳を以て率いて引くことである。相手を自分に悦服せしむるだけの人格がなければ、受刑者の教育といふことは六ヶしい。徳育には自己の人格の向上といふことが第一の條件である。先づ己れを正しうして而る後人を正しうするのである。これは受刑者の教育に限つたことではないが、相手が受刑者である場合特にそれが需要である。教育は教師の仕事であるなど、教誨師任せにしてゐてはならない。一言一行、坐臥進退悉く教育

なのである。作業の際は、作業に教育あり、戒護の際は戒護に教育がある、その他すべて然りである。非常に稀な例ではあるが、行刑官吏が囚人と通謀して私腹を肥すといつたやうな例もなくはなかつたが、かやうなことでは教育など思ひも寄らぬことである。しかしそんなことは非常に稀なことで、大體行刑官吏はその點に潔白であるのは喜ばしいことである。要するに行刑官は常に、自己の人格の向上を圖り、嚴父の如き威信と、慈母の如き温情とを以て、囚人の感化改善に努力して行かなければならぬ。そこに刑務官の立場の困難さと、使命の重大さがあるのである。聞けば諸君は、全國刑務官の中でも最も優秀な方々として選拔された方々であるさうであるが、よくその邊の意味合ひを納得されて、任地へ歸られたならば、他の同僚の人々に對し、良き御手本を示されたいものと希ふのである。

(六)

次に官吏といふものは、とかく自分に與へられた職務にばかり没頭して、他の官吏との交渉を餘り顧みないといふ風があるが、これは餘程注意を要すべきことである。自己の職務だけはそれで足せるとしても、他との關係がうまく行はれなければ、官廳互に獨立の姿となり、相互の連絡を缺くことになる。一つの官廳の仕事は、他の官廳の仕事と互に連絡協調して始めて圓滑に行はれるといふ場合が多い。國家の事務は多岐多端なので、夫々分擔の官廳は分れてゐるが、目的は自ら共通なものが多い。例へば、警察、検事局、裁判所、刑務所とかやうに官廳は分れてゐるが、犯罪を檢舉し、社會の安寧秩序を維持するといふ點に至つては、目的が共通である。その目的のために官廳が四つに分れ、各自職務を分擔してゐるのである。従つてそれ等の官廳の間の交渉關係が圓滿に行かないと、共通の目

的の達成に自ら差支を生ずる。それも検事局、裁判所、刑務所はひとしく司法省の管轄に属してゐるので、比較的交渉が圓滿に行つてゐるが、警察は内務省の管轄だけに、刑務所と警察の關係がやゝとすれば交互に枵格を來す場合があるやうに思ふ。私は双方の側からよく苦情を聞くのであるが、警察側は刑務所側のやり方に不満を持ち、刑務所側は警察の處置に遺憾を感じてゐるといふ實情に在るやうである。これは甚だ遺憾なことでも、國家の大きな目的を遂行する上からいへば兩者變りがなく、當然圓滿なる連絡協調の下に出來得る限りの効果を擧げなければならぬものである。兩者の立場は決して矛盾するものではなく、並行一致して行くべきものである。特に私が氣付けてゐるのは、釋放者保護に關してである。刑務所側からいへば、刑を終へて世の中へ出た以上、過去の罪科をいつまでも身にまつはらして置いてやりたくな

い、前科者と知れると社會生活に何かと困ることだから、出來るだけは、それを世間にかくすやうにしておいてやりたいと考へる。こゝに刑務所側といふのは釋放者保護者側といつた意味合ひでいふのであるが、この考へは釋放者を保護し、生活を保護してやらうと思へば理の當然のことであらう。ところが警察の方からいへば、刑務所から出て來たものは事實犯罪を犯すことが多い。常習犯人は多く前科者である。だから刑務所の釋放者については特に要視察人として、注意を拂ひ以て犯罪の防止に努めなければならぬ。だから釋放者は是非刑務所から通知してもらはねば困る。とかういふのである。成程警察の立場としてはそれも無理からぬことである。保護者側では前科を秘して就職させてやつたのに、警察から視察に行つてそれがバレて失職したといつた例はしばしば聞く。しかし警察では、前科者には事實犯罪傾向が多いから、捜査方針としてどうしても前科者に

目をつけるやうになる、それは當然ではないかといふ。かやうに双方の言分に理屈はあるのだが、理屈があるだけに兩者の關係がうまく行かない、どうも六ヶしいのである。そこで一見矛盾する如きこの警察側の言分と保護者側の言分とが互に歩みよつて、この矛盾を解消する兩者の連絡協調を圖るの方法はないのか。私はないことはあるまいと思ふ。例へば保護者側が前科を秘して就職させるといふ心遣ひも、勿論一面の理屈はあるが、その態度に終始するのが果して策の得たものであるかどうか、私には多少疑へる。國家が官吏を採用する場合には前科者は決して採用しない。その點は嚴格なものである。その他前科者には普通人と同様の權利を與へられてゐない場合がある。それ等の問題についてもいろ／＼議論はあらうが、とにかく國家が採用を拒否してゐる前科者を、民間だからとてその前科を秘して採用せしむるのはどんなものであらう

か。そこに一種の無理があるのではあるまいか。フランス等では、例へば民間の會社で人を採用する際には、裁判所から前科なきことを一々證明して貰ふ、そして證明がなければ採用しないといふ有様である。成程これも一つの流義ではあらうが、さうすると前科者は殆んど就職の機會がなくなり免囚保護の精神を貫くことが出來ない。そこで私は考へるのであるが、保護者が前科者を世話する場合など、その前科を秘しておくことは、これはどうも面白くないことであるから、さつぱりと前科を打ち明けて、雇主の理解の下に採用して貰ふやうにしたらよくはないかと思ふのである。前科といふても大したことでないのが多い。實質的にいへば、更生者として就職するに何等差支なきものである。唯前科といふ名をいふのである。だから雇主との間にその間の了解があれば前科と知れても少しも差支ない場合がむしろ多いのではないかと思ふ。尤もスリの親分とか竊盜常習者な

どを就職せしめやうとするのは、これは土臺が無理である。就職せしむるといふ以上、就職してもかくやつて行けると見込のついたものであるべきだらう。犯罪常習者としていかんともしやうのないものはこれは問題外である。前科を打明けて就職すれば、本人も脛に疵持つ思ひをせず、心ものんびりすると思ふ。前科を秘して押しつけるのは慈悲に似て却つて發覺した折など本人に心の衝撃を與へて、結果のよくない場合がある。尤も前科者の中には素質的に人に雇はれるに適しないものがある。無理に就職せしめやうとすると却つて反抗心を挑發するといふやうな人間がある。さうしたものに対しては、又別に方法を考へて、成るべく自計の道を講じてやるやうにするがよいと思ふこれが釋放者保護の本義に合するものでないかと思ふ。人と調和して行けるものは雇人に推薦し、さうでないものは、自分で働いて食ふやうにしてやるべきだと思ふ。釋放者の保護も要するに

本人によつて方法を異にすべきで、考へて見るとなか／＼六ヶしい問題である。もし秘密主義でなしに就職がうまく行くやうにすれば、警察側との了解も何とかうまく行くやうになるだらうと思ふ。しかし實際は随分厄介な問題で、經驗家が十分に研究しなければならぬ問題と思ふ。ともかく官廳間の連絡協調といふことは實に大切な問題である。目的は一つであるのだから、十分研究すればやつてやれぬことはあるまいと思ふ。右取りとめもないことだが、思ひ出づるまゝに、官吏特に行刑官吏の心得について愚見の存するところを述べた。多少なりとも諸君の御參考にもなれば幸と思ふ。諸君はこれから任地へ歸つて、夫々職務に従事するゝ方々であるから、何卒右申述べた點等をよく御考慮下されてわが國行刑のために御努力あらんことを希望する次第である。諸君も百も御承知のことであり、釋迦に説法とは知りつゝも一言妄言をつらねた次第である。

### 新年名刺交換會

明ければ昭和十一年一月一日、大らかに、から、耀としてさし上る初日の出と共に、多幸なるべき新春が来た。わが刑務協會でも、恒例によりこの日、午前十一時から協會樓上に於て新年名刺交換會を行つた。すでに各家庭に於て屠蘇、雑煮を祝ひて早くも迎年の壽ぎをなしたることはあり、且つはカラリと晴れ渡つたこよなき元日日和とて、何れも初春の喜びを面に輝かせながら、續々と協會目ざして繰り込んで来て、「御目出度う〜」と新年の賀を述べる微笑まじき元日風景が到る處に展開され、この年の前途を祝福するげに見えた。定刻ともなるや一同樓上に參集し、冷酒を酌み交しつゝ年頭の心祝ひをしたが、伊藤協會主事の挨拶に次ぎ岩松協會々長は起立して、

一陽來復してこゝに昭和十一年の新春を迎ふるに際し、私共は先づ第一に、

聖壽の萬歳、皇室の彌榮を祝ぎ奉り、次で各位が、目出度く多望なる新春を御迎へなされたことに對し心からの御喜びを申上げる次第であります。わが刑務協會も皆様の御後援の下に追々と基礎が強固となり、仕事も發展してまゐつたのであります。今年も多年待望されてゐた新館建築のこともやうやく實現の運びとなり、多分年内に竣工を見ることゝなるであらうと思ふのであります。協會としては誠に訓期的な躍進でありまして御同様慶賀に堪えない次第であります。かやうに年一年と協會が發展してまゐりましたのも、勿論當事者として相當苦心の存するところでありますが、要するに會員各位の一方ならぬ御後援と御指導の賜に外ならぬのであります。その點各位に對し厚く御禮申し上げる次第であります。

す。協會として今後爲すべき仕事はただ、澤山あります。し、又何かにつけ各位の御期待にも副ふやうにいたしたいと考へてゐるのであります。昨年も申上げたやうに政府の低金利政策の影響により資金關係が思はしくない點もあり、又新築については多額の費用も要るといふやうなわけであります。今後共各位の倍舊の御援助を御期待いたさねばならぬことであります。年頭に際しその點豫め御願ひ申し上げます。年頭に際しその點豫め御願ひ申し上げます。

と挨拶され、更に會長の發聲にて 天皇皇后兩陛下の萬歳を三唱して、祝宴に入つた。

岩松會長は更に別室に於て新年の心祝ひをなしつゝあつた刑務官練習生に對し、

先づ新年に際し聖壽の無窮、皇室の彌榮を祝ぎ奉り、更に各位が目出度く多幸ある新年を迎へられたことを御喜び申し上げます。年新たなると共に、

吾人は一層心を新にして奉公の誠を盡さなければならぬのであります。各位としては、講習期間中よく勉學につとめて、優秀なる成績を以て卒業さるゝことが即ち國家に御奉公する所以に外ならぬのであります。何卒各位は、その御心掛けを以て、年と共に心氣を新にし、健康に注意して十分の御研鑽を逐げられんことを年頭に際し特に希望いたす次第であります。

と訓示されひとしく 天皇、皇后兩陛下の萬歳を三唱した。かくて兩室に於てしばらく歡談に時を移し、元旦氣分で三々五々退出した。尙ほ當日の出席者は約二百五十名左の通りである。

#### 新年名刺交換會出席者芳名

##### ○行刑局

- 岩松 玄十 岡 五郎
- 中尾 文策 清原 邦一
- 芥川 信 大竹 武七郎
- 野崎陽之輔 中林 勘次

##### ○小菅刑務所

- 掛樋 松治郎 鹽見 市郎
- 牟田 初太郎 山崎 壽馬
- 榎本 高義 野崎 重雄
- 松富 哲 布施 寛三
- 小川 太郎 寺光 忠
- 荻生 治雄 奥田 將
- 横山 和義 宮城 昇
- 金田 榮三郎 久保田 眞太郎
- 河西 武夫

##### ○豊多摩刑務所

- 窪田 幸記 藤井 惠照
- 石井 文太郎 山田 寛
- 守山 宗雄 大森 佐登美
- 大坪 春治 伊東 正一
- 福山 家賢 安藤 定美
- 黒柳 政雄 茂木 義次
- 山下 存行 本城 徹之
- 眞田 英昭 柴内 春治

##### ○市谷刑務所

- 椎名 通藏 平川 浩一
- 木下 榮樹 中谷 源一
- 増山 喜三郎 岸野 春一
- 野上 義夫 山下 忠太
- 乙山 葵基 大河内 恭三郎
- 吉田 益雄 西 榮
- 濱田 稔 桐島 太一
- 稻葉 雄次郎 藤田 米次郎
- 會田 隆顯 田口 房治
- 吉留 義憲 上野 慧空

##### ○浦和刑務支所

- 谷内 庄太郎 森口 藤松
- 松岡 修一 水上 友吉
- 清水 重光 宮内 精介

- 難波 哲雄
- 府中刑務所
- 岡部 常
- 柏木直九郎
- 香川千巖
- 小室華雲
- 多治比宗興
- 豊田 浅一
- 中原 哲章
- 長谷場正壽
- 米岡弘泰
- 小松友龜
- 中谷了壽
- 西巢鴨事務所
- 根田兼治
- 山根信松
- 鈴木隆夫
- 張崎 幸爾
- 横濱刑務所
- 東 邦彦
- 寺岡 辰辰
- 菊地 卯吉
- 常石政次郎
- 都 福常
- 近藤 梁二
- 井川 信一
- 守田千松
- 森山新之助
- 齋藤茂三郎
- 源 數一
- 神酒澤孝四郎
- 種田 寧
- 竹津 眞一
- 武本 宣正
- 黒田常三郎
- 金 杉 濟
- 無 盡 馨
- 戸 正 義
- 黒田常三郎
- 渡邊 義勝
- 木村 行雄
- 一、大月義平二
- 刑務官練習生
- 高野 恭藏
- 高山 他吉
- 中里見龍造
- 仲里 宗士
- 中村與四郎
- 鈴木 信雄
- 平田 諒純
- 小田原少年刑務所
- 鍵山 俊治
- 川越少年刑務所
- 泉 武 斌
- 小玉 賢道
- 田中 克巳
- 岩堀 徳太郎
- 八王子少年刑務所
- 金澤 公炳
- 鈴木 環
- 青木 善助
- 輔成會
- 香川 又二郎
- 渡邊 義勝
- 木村 行雄
- 一、大月義平二
- 刑務官練習生
- 高野 恭藏
- 高山 他吉
- 中里見龍造
- 仲里 宗士
- 池田詮季
- 藤谷 玄雄
- 行定 形治
- 太田 卯八
- 林 英 太郎
- 津 島 衛
- 玉井 策郎
- 菊池 鐵象
- 近藤 亮雅
- 遠藤 理一
- 根本 仙三郎
- 錦 織 譽富
- 池谷 政男
- 山口 英三
- 南 直 市
- 三代 尚一
- 木下喜太郎
- 今井比佐義
- 宮廻久次郎
- 古賀 和夫
- 廣渡 恒緒
- 堤 一 行
- 山川 鷹次郎
- 藤本 宗利
- 丸川 佐治郎
- 張 錦 春
- 田 士 和
- 王 錫 濤
- 彭 書 麟
- 金 明 徳
- 金 顯 泰
- 刑務協會
- 伊藤 忠次郎
- 野尻 交六
- 野口 幸喜
- 大森 日榮
- 阿部 清衛
- 澁谷 善藏
- 松隈 獅郎
- 畑山千代吉
- 藤田 新一
- 原 田 高
- 桑 原 文 哉
- 荒 木 悟
- 庄 子 慶 藏
- 吉 田 吉 雄
- 榑 原 了
- 清水 長 貫
- 龐 鴻 恩
- 那 全 祥
- 徐 洪 民
- 李 文 英
- 北島 寅之助
- 森 行 春
- 大原 虎夫
- 能 勢 弘 忍
- 平野 宗一郎
- 平居 三郎
- 大石 武
- 大坪 與一
- 以上

### 刑務所だより

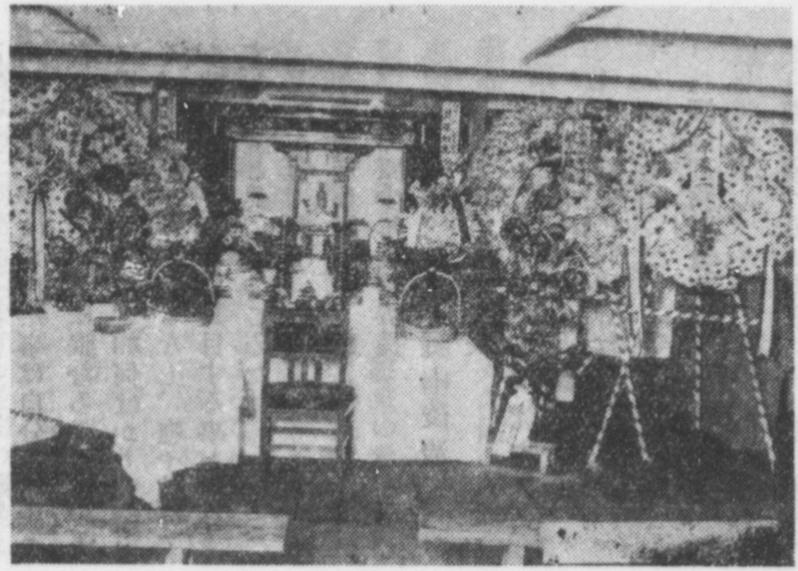
#### ◎快天丸遭難受刑者 葬儀執行状況

浦賀少年刑務支所

客年十二月五日浦賀少年刑務支所々屬快天丸は太平洋上九〇〇哩の漁場に向け、雄途勃々遠洋漁撈の壯途に就いたのであつた。乗組員は職員十三名、少年受刑者二十名、何れも勇躍大漁を誓つて、残留の者と別れの握手を交はしたのである。

而し運命の神は我々人間に幸福ばかりを與へては呉れなかつた。快天丸は豫期以上の大漁が出来て、乗組員一同は欣喜雀躍、一時もはやく母港に歸へり、皆と共に其の喜びを分かたんと、十一日に漁場を引きあげて、ホーム・スピードの船足も軽く歸港の途に就いたのであ

る。然るに天我々に何の怨かやある。嬉しい入港も後三日に迫つてから打ち續く荒天の爲、決死的な難航を續けてゐたが、二十七



日夜に至りて、暴風豪雨は其のクライマツクスに達し、狂亂怒濤凄惨言語に絶し、暗

黒の海面は咫尺も辨せず文字通りの一大修羅場を現出し、如何にしても人力の及ぶ處にあらず、遂に快天丸は伊豆七島沖にある一孤島、鵜渡根島といふ無人島の岩礁に乗り上げ、見る／＼其の片影も残さずして海底の藻屑と化したのである。而し不幸中の幸ひと言ふべきか乗組員は決死的努力に依つて同島に上陸、三日間を今様ロビンソンの様な生活をして、漸く救助船に助けられて三十日の夜歸港したのである。然るに其の遭難の際唯一人乗組員中の受刑者一名が逆巻く怒濤に吞まれて遂に海底の鬼と化した事は一大痛恨事で、如何に不可避的な遭難とは申し乍ら誠に遺憾な事であつた。

十一年一月四日今日は其の犠牲となつた受刑者の英靈を懇に葬ひ、永久に其の冥福を祈る可く盛大な葬送の式が舉行されたのである。式場は當浦賀支所たる大和の教誨堂である。祭壇の中央には犠牲者鈴木喜與の位牌

と寫眞が奉置せられ、祭壇の兩側には鍵山所長及英保支所長、並に浦賀少年刑務所職員一同快天丸船長大原春二等の各位より送られた花環が所せまき迄に飾られ、正面には、鈴木部長其他有志から送られた供葉が山と積まれ、法燈に晝を欺むくばかり輝き揺らぎ其の壯嚴にして盛大なる有様は言語に盡す事を得ず。

午後三時一同式場に入場するや、英保支所長より簡單なる開式の辭があり、續いて、東本願寺代表横須賀西來寺住職大塚昭師氏が導師となり、寺間教務主任、藤谷教誨師、廣瀬教誨師等に依り、莊嚴裡に讀經が始められ鐘の音は餘韻蕭々として式場に響き無情感を咬りて、哀切の情胸に迫りて一同涙に袖を濡す。

鍵山所長東所長の焼香に引續き參列の來賓職員焼香あり、終つて遺族並に收容者代表の焼香、次に行刑局長閣下の弔辭代讀鍵山小田原所長、英保浦賀支所長の弔辭の朗讀、何れも哀情切々として、涙なきを得ず、斯くて午後四時式を終了。犠牲者の遺族は涙を流して語る、今回

自分の子が上の御用の爲に死すと雖も、其の身は囹圄の身なるに不拘、今日高位高官の方々の列席を辱ふし斯くも盛大に葬儀を執り行はされた事は自分達遺族の者は勿論の事、地下に眠むる子供も、之に過ぐる名譽はなく、如何ばかりか嬉しく、唯々感謝の言葉もなし、嗚や彼の子も地下で心安らかに冥目する事と思ひますと、涙と共に語つてゐた。

- 主なる參列者は
- 横濱刑務所長 東邦彦氏
  - 小田原少年刑務所長 鍵山俊治氏
  - 三崎水産試験分場長 本田光吉氏
  - 東本願寺代表 大塚昭師氏
  - 小田原少年刑務所教務主任 寺眞均氏
  - 横濱刑務所教誨師 藤谷玄雄氏
  - 遭難犠牲者の遺族 三名
  - 外に浦賀少年刑務支所長英保初生以下職員收容者共全部列席
  - 行刑局長 弔辭

鈴木喜與君の靈に捧ぐ。君は今回快天丸に乗り組み漁撈作業に従事中、大自然の而も不可避的な海難に依り、前途ある身を犠牲に供せられたりといふ。

國家は近代行刑の先驅として海上漁撈作業を訓練し、以て行刑本來の大使命たる改善教化の大理想を實現せんとして、將來に大なる期待を懸けてゐたのである。

余等の其の期待は着々と實現されつゝ、益々前途の光明に向つて勇躍しつゝ、あつた時、不幸にして今回の遭難を受け、君は前途に希望を残して不歸の客となつた。

誠に痛恨哀切之に過ぐるもの無し。然れども誰か君の死を意味なしと云ふ可きや、君の死こそは軍人の戦場に於ける名譽の戦死と同じく、國家に對し最大の奉公を捧げたものとして、我が國行刑史上に於いて永久に其の名籍は残さるであらう。

余は斯る意味に於て君が我國漁撈作業の第一の犠牲者となりたる事を心に銘じ

以て、將來の漁撈訓練の爲微力を盡し君が功績に報ひんとす。君願はくば地下に冥せよ。

昭和十一年一月四日  
行刑局長 岩松玄十

小田原少年刑務所長弔辭  
犠牲者鈴木喜與君の靈に告ぐ。

今回快天丸非常の遭難に依つて君は不幸にも激浪のために吞まれたりと云ふ。思へば浦賀少年刑務支所は既に君も知る如く、近代行刑の精神に準らひ漁撈並に其の加工作業を以て勞作教育の主體とせる世界唯一の海上刑務所として我が海軍當局よりは武藏、大和の移管を蒙る等幾多の名譽を忝くし、收容者諸君の責任は甚だしく加重したりとは申し乍ら、我々に於ては未だ曾つて見ざるところの實験を齎すものとして遠大の理想を抱懐してゐたのである。

斯くして我が浦賀刑務支所は、快天丸を新造し、由緒ある軍艦の移管を受け、各方面の理解と同情に依り一段の飛躍を

試みんとせるとき、我々に報ゆるに此の如き未曾有の不祥事を以てせり、物質的損害は固より大にして吾々當事者は深く責任を感じるところなるが、更に最大の痛恨事と云ふべきは、君が不歸の客となられたことである。親を持てる君としては、再び社會に立ちて、更生以て、孝養の日を待ち焦れてゐたに相違ない。

申すまでも無く、君が當所への收容は親權者の同意と、君が優秀の健康と君の志望の三拍子の具足とにより、許されたるところなるがその永き將來の希望を思へば、余は全く同情に堪へず、眞に血を吐くが如き感を致すのである。

然れ共謙つて靜かに考ふるなれば、極みなき悲しさの一面と共に慰さめらるゝものあるを認むるを得る。そは即ち、君は身を囹圄に置き乍ら、既に國民理想の大半を成就せりと云ふことである。

君は海上刑務所に於ける最初の犠牲としてその身は大海の藻屑と朽ち果つとも君が英靈は國家と共に永へに甦へるであ

らう。

願はくば鈴木君安らかに冥せよ。

昭和十一年一月四日  
小田原少年刑務所長

鍵山俊治  
浦賀少年刑務支所長弔辭

謹みて鈴木喜與君の英靈に捧げます。君は此の度快天丸遠洋漁撈の壯途に伍し不幸にも激浪の爲め浦賀支所未曾有の遭難によつて貴き身を犠牲にせられたのであります。顧みますれば、當浦賀刑務支所は君の既に承知の如く、近代行刑の本旨より漁撈の知識を授け實際の訓練を爲して君等を精神肉體兩方面に、將來力強き希望を投げかけようと云ふ目的から生れ出でたものでありまして、決して君等がかつての行刑の如くに徒らに苦痛を以て遇せんとするものではなかつたのであります。然るに、今回不可避的な大自然の暴威に遭遇して尊き身を犠牲に供せられたる事は、誠に同情に堪へない次第であります。明るい行刑、教育と叫んで

居りました吾人の行刑理想とは全く反対の不幸事を惹き起したのであります。

固より君は吾々の主旨を理解し又親権者の方々の御賛助を得て當所に收容せられたるものとは申し乍ら、將來に幾多の希望を残したまゝ再び歸らぬ人と爲られた事は、返す／＼も残念で、全く身を切らるゝ思ひが致します。然し一步退いて靜かに考へます時、君の逝去が無駄である

と誰が申しませう。君としては、實際社會に、再び出で、國家のため奉公致し孝養の念願に驅られて居られたでせう。其の心中を思ひ見れば轉た感慨無量斷腸の念が致しますが、吾が浦賀支所が世界的注視の行刑を試みつゝある點より致しまして、國家のため最大の犠牲を拂はれたものであり、其の功績は我が名譽ある行刑史を永遠に飾られるであらうことを堅く信ずるものであります。

十五日	良品製作日	生産能率向上日
十六日	忍耐日	誠實日
十七日	全身全靈日	沈黙實行日
十八日	協調日	協調改善日
十九日	感謝報恩日	感謝日

◎非常召集並犯人逮捕演習概況

姫路少年刑務所

昭和十年十二月十五日午前一時、姫路少年刑務所に於ては、全廳員に對し、非常召集令書を發し、同時に假裝逃走受刑者の逮捕演習を行つた。左に其の概況を記すことにする。

一、發令の前後

見上ぐれば、拭ふが如く晴れたる冬の夜空、星斗燦として煌き、陰曆二十日の片破れ月は冴えて、遙に東方増位山上の中空に懸つてゐる。玆數日來頓に加はりし寒氣は、此の夜一入きびしく、其處此處の軒端には霜白く結ばれて、月光に映え、萬籟なく、ものみな凍るの感があ

て御功績を汚すまいと思ひます。

昭和十一年一月四日

浦賀少年刑務支所長

英保初生

◎岡崎の自治的週間

岡崎少年刑務所

當所は收容者の自治制に付て輝しい歴史を持つてゐるが、昭和十一年を迎へ年頭第一の試として自治的訓練の一として收容者の代表者が所長面會に於て自治的週間制の實施を希望するとの願出がありたるを以て其の眞剣さに依り之を許可し、其の實施方法に關しては各工場を單位とせる自治班毎に自發的に立案せしめ、其の内容を嚴重審査し、之が實施に關しては成可く職員の手渉を避け、左の様な項目に依つて一月十三日から十九日迄施行することにし、この週間制度は昨年からは始めて試みたのであるが勞作教育を主眼とする少年教化上に非常な好成绩を挙げたので本年も亦職員一同其の効果を

月 日	第一班(第一工場炊所)	第二班(第二工場)
一月十三日	作業能率増進日	清潔整頓日
十四日	同上	緊張日
十五日	禮儀規律勵行日	能率増進日
十六日	同上	忍耐日
十七日	清潔整頓日	反省日
十八日	同上	奉仕日
十九日	感謝反省日	感謝日

月 日	第三班(第三、四工場)	第四班(第五工場)
一月十三日	能率増進日	禮式訓練日
十四日	言語日	從順日

つた。微風だになき師走の夜は次第に更けて、人も物も、木も草も、總て皆深き眠りに陥つてゐる。靜寂の深夜、五百有餘の若き罪人を收容せる、我姫路少年刑務所の内外、亦唯間寂、時に非常を警むる巡邏の看守の靴音のみ、遠く近く、微に耳朶に響く。

此の嚴寒靜寂の夜半、午前一時、永田所長は突如官服姿にて、刑務所の表門前に現はれ、門衛看守の怪訝な表情を後に、無言の儘玄關の扉を排して、靜に所長室に入つて行つた。やがて宿直の田中看守長の姿が所長室に吸ひ込まれたが、間もなく出て來た其の面上には、異常の緊張が溢れ、あたふたと戒護室へと急いで行く。數分の後、當直事務員及使丁は、床を蹴つて起ち、待機の姿勢を取つた。夜勤の看守部長一名及看守の數名は孰れも稍焦躁の面持にて、戒護室より滑り出で、鐵扉の開閉も慌しく、先を争つて自轉車に跨り一散に表門外に走り去つた。と同時に、玄關の扉は大きく左右に

を期待して再度の成功を望んでゐる。觀念的教育よりも實行勞作に基く教訓の方がどれ程貴重であるかを體得させたいものである。

開放せられ、廣場には百燭光の電燈が、明々と輝き、一脚の卓子は其の燈下に据ゑられた。事務所の周圍數ヶ處の闇は、提灯に照らされ、使丁が忙しげに右往左住する。言ふまでもなく非常召集命令が發せられたからである。斯かる間に、戒護主任春藤看守長初め、官舎居住の看守長は勿論、教誨師、保健技師等、何れも相前後して登廳、其の都度、所長室の扉が、目まぐるしく開閉される。やがて所長室の入口に、「非常召集本部」と筆太に記された標示が貼り出され、玄關廣場には、左記の想定事項に併せて、警備配置圖及警備員心得書などが掲示された。春藤、田中の兩看守長は、官服に頰紐姿も凛々しく、玄關廣場の卓子の側に陣取る。斯くして召集本部の陣容全く整ひ、各員の面上、生氣頓に漲るに至つた。時正に午前一時三十分。

想定事項

本十五日午前一時、第六舎ニ收容セル第一級獨歩受刑者、甲野太郎、同乙山

次吉、同丙田三平ノ三名ハ戒護看守ノ隙ヲ窺ヒ、共謀ノ上舍房ヲ脱出、北門外塀ヲ乘リ越エ、何處ヘカ逃走シタリ、發見ハ逃走直後ナルヲ以テ、未ダ遠ク市外ニ脱出セザルモノト思料セラシ、各員ハ非常警備配置圖ニ依リ、警備員心得書ノ各條項ヲ遵守シ、即時指定ノ警備地點ニ張込ミ、又ハ遊動警備ノ任ニ就キ、所屬小隊長ノ指揮ニ從ヒ、協力之レガ逮捕ニ努メラルベシ。尙逃走者ノ人相、着衣、特徴等左ノ如シ。

- 一、人相
  - (一) 甲野太郎、身長五尺四寸、年齢二十三歳、特徴、色白ク一見好男子、
  - (二) 乙山次吉、身長五尺二寸、年齢二十五歳、特徴、稍吃音、
  - (三) 丙田三平、身長五尺一寸、年齢二十三歳、特徴、右頬ニ小豆大ノ黒子アリ、
- 二、着衣
 

孰レモ第一級作業衣ヲ着用セルモ、

如何ナル變裝ヲ爲スヤモ計ラレズ、但シ寒威烈シキヲ以テ全然脱ギ棄ツルガ如キコトナカルベシ。

十二月十五日午前一時五分  
姫路少年刑務所長

召集令書は既に傳達せられた。思ひ思ひの私服姿（服装は逃走犯人逮捕を目的とした爲め私服に指定されてゐた）をした應員は、此の頃より息急切つて、應召集し、事務室の内外、異常の緊張状態を呈し、時ならぬ昂奮のざはめきは捲き起つた。或者は演習と聞きて安堵の胸をなで、或者は服装を誤りて官服を着用し來りしを悔み、或者は參集の遅れしを憾み、或者は演習と聞きつゝ尙不安の念に堪へやらぬ面持をしてゐた。

陸續として馳せ付けた此等應員は、春藤、田中兩看守長より、夫れ々々服装及携帯品其の他の點檢を受け同時に注意指示等を受けられ、各自直に指定の警備地點に急行する。

是れより先、非常召集命令を發するや、永田所長は夜勤當務の上村弘一、三田忠、藤尾和一の三看守を選んで、假裝逃走受刑者と爲し、第一級受刑者の作業衣を着用せしめた後、大要左記の趣旨を訓授し、應員の眼を避けしむるが爲め、密かに北門より構外に逃走せしめたのであつた。

訓授要綱

- 一、警備員ハ市内要所數ヶ所ニ配置シアリ、尙別ニ遊動警備員ヲ派遣シアレバ、此等ノ警戒線ヲ突破スルハ頗ル至難ト思料セラシ、諸君ハ宜シク巧ニ此等ノ警戒網ヲ潜行、深甚ノ注意ヲ拂ヒツツ、午前五時三十分迄ニ必ず指定ノ地點ニ到達スベシ
- 二、逃走潜行區域ハ、南ハ山陽線、東ハ播但線、北ハ中學校前道路、西ハ夢前川ヲ限ル
- 三、作業衣ハ決シテ脱グベカラズ、但シ作業衣ノ上ニ他ノ衣類ヲ纏

ヒ又ハ着用シ、若クハ適宜ノ變裝ヲ爲スハ隨意トス

四、警備員ニ誰何セラレ又ハ發見セラレタル場合ト雖モ、隙アラバ逃走差支ナシ、但シ逮捕セラレタル場合ハ決シテ抵抗スベカラズ

五、到着地點ハ(イ)野里驛、(ロ)市川橋(ハ)書寫橋ノ三トス、上村看守ハ(イ)ニ、三田看守ハ(ロ)ニ、藤尾看守ハ(ハ)ニ向ヒ逃走シ、其ノ經路ヲ證スル爲メ各自左ノ地點ニ所定ノ用紙ヲ貼付シ去ルベシ

(イ)方面、赤十字社病院前、船場小學校前、市立高女前、舊警察署前、縣立高女前、野里驛

(ロ)方面、景福寺門前、姫路神社前、教化隊前、京口驛前、縣立高女前、市川橋

(ハ)方面、高等學校前、裁判所前、景福寺門前、柿山伏町ポスト

前、孝幸園前、書寫橋

六、巧ニ逮捕ヲ免レ目的地點ニ到達シタル場合ニ於テハ錦陵會(職員會)ヨリ賞品ヲ贈呈スル等ナリ

一方警備搜索隊は、豫め之を四個の小隊に分ち、第一小隊は春藤看守長、第二小隊は三喜看守長、第三小隊は佃看守長、第四小隊は泰野看守長、夫れ々々之が長となり、所屬隊員を統率指揮する。各小隊の本部は之を市内の要衝四ヶ所に置き、小隊長は孰れも現地に出張、各小隊間の連絡並に統制に當ると共に、自らも亦警戒の任務に服することにしてあつた。所長も亦自ら總指揮官として、各警備地點を巡視し、隊員の督勵其の他の務に當り、兼ねて假裝犯人の逃走經路の檢査をも行ふ手筈を定めてあつた。

二、演習の成績

午前二時四十分頃、姫路高等學校前の道路を、西より東に歩み行く一名の高等學校生徒があつた。白線二條の制帽眉深

に、マントを纏ひ、何となく人眼を避けるもののやう。偶々此の方面の遊動檢索に従事してゐた山本看守部長は、之を認めて直に不審の眉をひそめた。遊び過ぎで、寄宿舎に歸つて來るものならば兎も角、此の深夜ことさらに學校を後に、外出するさへ訝しきに、かてて加へて彼の學生の態度、何とはなしに落ち着かざる様子なるは、怪しき極みである。斯く考へた山本看守部長は、歩を早めて彼に近づき、試に先づ誰何の一聲を放つて見た。然るに彼は學生に似もやらず、しきりに逡巡、マントの袖に深く面を覆ひて容易に口を開かない。部長は更に其の面を覗き込むやうにするや、彼は隙を窺ひ、無言の儘一目散に小徑に逃げ去らむとしたので、此奴益々怪しと其の後を追うた。折柄月明を透して遙に此の有様を望見したる野村看守部長、田中看守の兩名は直に應援の爲め現場に馳せ付け暫く揉み合ひたる上、三名協力漸く之を取り押へ、帽子を脱がせて、其の面を熟視す

れば、何ぞ圖らむそれは變裝姿の藤尾看守であつたのである。『假裝犯人に相違ない』『釦を外つて見よ』『作業衣を着てはゐないか』など口々に叫びながら學生服のボタンをはづさせて見ると、下から第一級受刑者の作業衣が現はれた。そこで假裝犯人の一人に紛れなきことを確認し、更めて之を逮捕し、此旨本部に報告、茲に此の夜の演習に於ける功名の一番槍は、山本、野村、田中の三名に擧つた。藤尾假裝犯人の話によると、彼れは指定せられた地點である裁判所前より、景福寺前、柿山伏町ポストを経て、芳華園前を過ぎ、更に高等學校前を出で、それより一路到達地たる書寫橋に向はむとする途中、天運盡きて遂に此の警戒網に引懸つて了つたのだ、どうも氣が咎めて、平氣には歩まなかつたとのこと。變裝極めて巧妙、容易に警戒員の眼を眩ますことが可能であつたにも拘らず、却て容易に捕へられて了つたことは、要するに其の平靜を缺く何ものがあつた爲

めであらう。警戒員たるもの宜しく炯眼を備へて不審者の舉動に注意せねばなるまい。假裝犯人の一人、逮捕せられたとの報告、一度本部に達するや、所長は直に此の方面の警戒を解かしめ、餘力を市川橋及野里驛方面に注ぐべしとの命令を發した。各警戒員はひた押しに他の二人の逮捕に向つたことは言ふ迄もない。曉近づく午前四時三十分、本部に宛て囃らずも村上假裝犯人より電話がある。曰く『只今指定の到達地たる野里驛に到達したり、途中警戒員の姿を見ず』と。嗚呼、努力は遂に空しく、犯人の一名は完全に逃走を遂げて了つたのだ。遺憾やる方もない。引き上げ後、上村假裝犯人の話によれば、同看守は市内の地理に精通せる爲め、逃走後小路より小路へ、横丁より横丁へと、裏通りのみを潜行して、警戒員の視線を免れ、極めて平隠裡に目的地へ到着することを得たとのことである。さるにても到達地附近の要所に

は、二ヶ處の警戒網が張られてあつたに拘らず、之を逸し去つたことは、要するに警戒員自身が此の附近の地理に精通して居らなかつたことが、其の最も大なる原因であつたことに誤りは無い。應員は須らく如何なる小路、抜け道と雖も平素之を熟知して置くべきであらう。残るは最後の一人のみとなつた。各員宜しく全力を傾倒し、死力を盡くして、此の最後の一人を逮捕すべしとの、本部よりの命令は、各小隊に飛んだ。是に於て各小隊は地曳綱の如き包圍の隊形を取りつつ、市川橋方面に進む。兎角するうち、午前五時京口驛附近に張り込める警戒員木村看守部長及黒田看守の兩名より、犯人逮捕の報告があつた。其の報告によると天神町踏切附近に於て通行の牛乳配達夫に、市川橋への通筋を問ふ若者の風體、怪しき點あり、直に走り寄つて之を見るに、農家の青年に變裝せる三田看守なり、和服の下より作業衣の露出したるを確認したれば、犯人に相違なしと

認め、逮捕したりとのこと、又三田假裝犯人の述懐を聞けば、自分は餘り市川橋方面の地理に通じてゐない。逃走後指定された地點を通過するに當り、再三警戒員らしき人々のゐるのに脅かされた。發見されてはならぬと考へ、或時は味噌樽の蔭に隠れ、或時は小路に逃れ、時折疾走し來る自動車のヘッドライトをやり過して、街路を横斷し、苦心に苦心を重ねて、漸く京口驛まで辿り着きたるも、之れより先きの道を知らず、已むなく通り合せし牛乳配達人を捉へて其の道筋を問ひ合せたのが運の盡きとなつたもので、要するに地理に通ぜなかつたことが、自分の捕へられた原因だ。もう一と足といふ處まで来て、捕へられたのは如何にも残念至極だ、と語つてゐた。

これで三名の逃走犯人中、一名は完全に逃走を遂げ残りの二人は警戒員の手によりて逮捕せられた譯だ。斯くして演習の主要なる目的は略ぼ終了したので、本部からは直に全員の引上げ命令が發せら

れ、各小隊長は隊員を引纏め、一時元氣よく、些の疲勞も見せず、極めて快げに、曉の霜を踏んで、午前五時三十分、總て本部に引上げた。

三、所長の巡視

應召員が、夫れ、部署に就いたであらう午前三時、永田所長は本部員二名を帶同し、自動車を驅つて全警戒線の巡視に向つた。各警戒地點に達する毎に、警戒の心得、犯人逃走の経路等、參考資料を與へて、激勵したので、各員は一層緊張、吾れこそ逮捕の功名を擧げむと、意氣感々昂つたやうであつた。斯くして全線約四里に亘る地點の巡視を了つた所長は巡視時間一時間餘を費して、午前四時四十分無事本部に引上げた。

四、挨拶及講評

警戒員の引上歸還の後、全員を本部と定められたる所長室に集合、所長より大要左の如き挨拶並に講評を受けた。

受刑者の逃走事故は、民衆の不安を招き、社會生活に多大の脅威を與ふるの

みならず、行刑の威信を失墜し、刑務官吏の價値を疑はるるに至るは、今更呶々を待たず。當所は小職着任以來、約一年有半、幸にして何等の事故の發生を見ず、極めて平隠裡に經過し來りたるは、眞に同慶に堪へざる處にして、畢竟各位が克く協心戮力、戒護上萬全の努力を拂はれたるの致す處なりと信じ、此の機會に於て特に深く敬意と感謝の意を表するものなり。然りと雖も、刑務事故の如きは、素より豫期し得べきの限にあらず、吾等は平素深甚周到なる戒護上の注意を拂ひ、事故を未然に防止するに努むると共に、不祥事に處する應急の措置に對する準備をも怠るべからざること亦素より其の重大なる責務の一たるべし。

本日突如各位を召集して、假裝犯人逮捕の演習を舉行したる所以のもの、亦實に此の應急對策の準備訓練に努むるの趣旨に外ならず。惟ふに今日は、曆

に陰陽の差ありと雖も、元祿快擧の當夜に相當す。霜凍る夜半、寒威を克服し、夜を徹して此の演習に當る、亦大に意義あるを想はしむ。各位亦克く此の趣旨を諒とし、勇躍應召、徹宵奔馳、演習の務に従ひて毫も疲勞の色なし。満悦同慶、眞に大に意を強うするものありと謂ふべし。本日の演習に於ける各位の動作措置、概して適切眞摯、其の勞を多とする處なるも、尙一二の考慮を拂はざるべからざるものあるを痛感せり、其の一、張込に従ふものは濫に其の姿態を現はすべからず。姿態現はるれば、犯人を透視して逃避すべし、其の二、警備員は概ね二名を一組とす、妄りに交談し互に相寄らば犯人亦之を透視して其の警備員たるを洞察し、道を變じて遁逃すべきは言を俟たず。將來此等の點に關し、特に深甚周到なる注意と考慮とを拂はれんことを切望す。若し夫れ本日の演習に於て一名の假裝犯人を逸したるが咎き

は、素より時間の制限を受けたる結果にして、深く咎むるに足らず、若し緒すに時間を以てせば、各位の熱誠努力は必ずや完全に其の責務を果し得たるなるべきを信じて疑はざるなり。尙今回の演習により幾多の貴重なる資料の收獲ありたるを喜び、近き將來に於て各位と共に、是正、充實、萬一の非常に備ふる處あらむとす。其の詳細に涉りては之を他日の機會に譲らむとす、切に自重を祈る。

斯くして所長は、逮捕功勞者木村、野村、山本看守部長、黒田、田中看守の五名、並に假裝犯人として、巧に逃走を遂げたる上村看守に夫れ〴〵賞品を授與し、尙變裝の巧妙なりし藤尾、三田の兩看守にも別個の賞品を與へ、茲に全く此の日の演習を終了した。

時に午前六時二十分。

五、演習終了後の會食

斯くて午前六時三十分、夜はほのぼの、明け放れ、鳥啼き、雀囀り、旭日東天に

(完)



### 讀者の頁

#### 首

小菅 旺 洋

古い話ではあるが、時は大正十三年の師走それも大晦日に押詰つた或る日、場所が都會の某刑務所の文書室。戒護主任の轉勤缺員で一時その代理を命ぜられて席暖まる暇のない文書主任は、二十分程前に出てゆかれたまゝであり、また同僚も珍らしく皆出拂ひ、私獨りといふ、それはまことに静寂な一時であつた。

と、そこへ戻つてこられた文書主任、椅子に凭るや否や、  
「僕は今待命中だから事務は執らん！」と吐き出されるやうな一語、私はハツとして走らせてゐたペンを止めて主任の顔を見た。いつも溫和謙讓、事務に精勵され、所長の信任は素より、一般職員より

敬慕せらるゝ君子の如き主任のその美男とも言へる優しい顔は非常なる決意を示す興奮に蒼ざめてゐるではないか。  
「なんです、どうされましたか？」  
私は思はず自分の身の大事やうに、かう率直に眞剣に訊ねたといふよりも呼びかけた。すると主任は唇を顫はせながら

「所長はあすの朝三時の干潮時に〇〇工事の爲警締夫〇名を出せと言はれるが、僕は戒護上また人道上これに反對した。日出前あの場所に出役させることは此上ない危険だ、而もこの酷寒の夜中彼等を水浸しにさせるのは残酷だ、干潮時は晝もあると申上げたが所長は聴き容れて呉れん。逃げたら所長が責任を負ふから良いではないかと言はれるから、所長の責任だけでは濟まぬ、戒護主任としての責任があると言つた。所長の命令でも諾かれんかと言はれるから、戒護主任の職責上諾かれませんと答へた。それなら考へがある席に戻つて待つて居れと言はれたので僕はその命令を待つのだ——僕はこ

五彩を織り初めた頃、所長以下の各員一同は、豫て用意の卓に就き、互に功名失敗の談話に花を咲かせつつ、嬉々として、握飯に豚汁の簡素なる朝食を共にし、和氣眞に讒々裡に、午前七時、元氣よく解散した。

嗚呼愉快なりし非常召集よ、意義深かりし逮捕演習よ。

ツかれといふことだ。

何でも馬鹿になつておとなしくしてゐなければ損だ、阿諛迎合が立身の要道だと考へ、たゞ首の安全と昇給昇進を計ることのみに腐心し、戦々兢々只管上司の御機嫌を損せざらんことをこれ努むる功利、打算の根性を洗ひ直せといふことだ。

然らざれば折角の累進制度もまた課長制度も何にもならぬといふことだ。

夫れ、争臣なければ國亡ぶ。

看守も看守長も主任も課長も其他悉くが、その居る地位のまゝに於て、眞の争臣にならうではないか。昔の馬鹿殿様の如く無暗に、その生殺與奪の權を行使するやうな暴虐暗愚な上官は我が刑務界、我が本省にはたゞの一人も存在しないといふことをお互に深く確く信じて――。

### 雙刃の劍

鈴木一郎

行刑累進處遇令が實施せられてより既

放者保護に輝かしいホノカナ光明が射して來たことである。即ちその原文はかうである。『司法省秘書課長關宏三郎氏宛に奈良縣の某氏から大きな炭團ほどの重い物を送つて來た、時節柄檢察當局を狙ふ黒色テロからの爆弾を送つて來たのであるまいかと恐ツかなビツクリで庭先に持ち出しステツキの尖端で少しづつ、突ついて一時間もかゝつてやつと外包を破ると中には銀貨、銅貨取りまぜて四百餘圓、免囚保護の資金に使つてもらひたいたの篤志家からの贈り物とわかつて二度ビツクリ……』と、甚だ珍妙な滑稽的な記事であつたが、私はこれを單なる笑ひことではないと、深くある何物かを感じたのであつた。

從來に於ても國家や社會事業に對しかゝる資金を投じたる篤志家の出たことは決して尠くなく、このことが別に珍しいとも思はれないが、かやうに、釋放者の保護資金として投資されたことは稀に聞くものと言つても敢て過言ではあるま

に二箇年は過ぎ去つた。全國の刑務所が此の嶄新なる法令に立脚して犯人改善の實を擧げつゝあることは、行刑成績のバロメーターとも謂ふべき假釋放者の激増に依つても知らるゝところである。然るに偶々一二の芳しからざる事故の惹起せられた爲め世上やゝもするとこの法令そのものの價値を不當に疑ふものあるは、遺憾のことゝ謂はねばならない。

惟ふに行刑に於ける累進制度も世の中に於ける他の凡ゆる進歩したる制度が然るが如く、恰も雙刃の劍の如きものである。即ち累進制度は犯人の惡性斷絶については、最も秀れた名劍であるが、若し用方を誤つたならば遂に行刑自體が傷かざるを得ないのである。その規定する廣汎なる自由の緩和は受刑者の社會適應性獲得上必要缺くべからざるものであるが階級の累進に伴ふ受刑者の責任の遞増なき跛行的行刑に陥らんか、忽ち行刑自體は傷つくのである。

さはあれ、これは制度そのものの罪ではない、蓋し、社會に於ける諸々の制度

は、それが進歩的であればある程雙刃の劍たる特色は生ずるからである。用方さへ正しければ益々優秀なる制度の効果は現はれずにはゐないのである。

茲に於てか吾々は、累進處遇令と謂ふ名劍を取扱ふに當り如何に責任の重大なるかを痛感せざるを得ないであらう。昔日の應報的行刑にあつては單純素朴な人間でもよく行刑官吏たり得たのであらうが、今日の行刑に於ては豊富な智識と深き經驗とを要請せられる。累進處遇令なる名刀を如何に巧に鮮かに且つ正しく用ふるか、それは明かに吾等に與へられた現實の課題である。

### 某篤志家の出現と

#### その所感

名古屋 筑水 生

去る十二月三日東京日々新聞餘録の部に短文ではあるが、職務柄として微笑ましい記事があつた。かう言つて見るとすぐ刑務官待遇改善かの如くにも思はれるがさうではない。行刑最終の美をなす釋

い。このことが珍しいが如く釋放者保護に對しては社會一般が不認識であつた、それどころか前科者として手嫌ひされ所謂ノケ者扱ひにされてゐたのである。然れども、教育行刑の趨向はタゞ受刑者に對する改化選善のみにとゞまらず、釋放後と雖どもそれが保護を加へ且、又毎年九月十三日には全國的一切に司法保護デーが催され、その普及、宣傳に努められたる爲に、今日に於てはこの方面に對し社會の認識も深まり、かくの如き篤志家迄現れるに至つたのである。

しかしながら、かやうな認識を有するものは、ほんの一部と言ふ程度であつて、その多くは有識者階級にあると言ひ得よう。然るにこの觀念を扶植せねばならぬのは社會の一般に對してゝなくてはならぬ。このことは教化作用の是認と共に缺くべからざることであつて決して忽にすべきものではない。勿論、今日に於ては種々なる名目の下に、各地方々々に保護機關の設置をなし、かの關係ある人

々に依つて非常なる努力の拂はれてゐることは首肯し得られるのであるが未だ社會一般に對して理解されず、忌避の趣きさへ見受けられるは甚だ悲しむべきものと思はねばならぬ。が、それにしても今回の如く篤志家の現れたことは、かの道に輝かしい光明の射したるものとして喜ばねばなるまい。吾人はかやうに篤志家を多く出現せしめようと考ふるものではないが、かくの如き暖い心を持つて、かの釋放者を迎へ入れてくれる民衆を要するるのである。

思ふに、如何に行刑が技術化され、教育化され受刑者を改化選善せしめても、これを受入れる社會が認めてくれなかつたなれば、行刑の眞價もそこに根本から破壊されることになるは明らかなことである。故にわれ／＼は常に、出來得る範圍に於て行刑と釋放者に對する觀念を社會一般に普及することに努めねばなるまい。これが今日の刑務官に課せられた重大なる職務ではなからうか。

# 練習生見學記

東神倉庫見學記

上坂生

私達にとりて常に大きな驚異として深い感動を興ふるのはこの異常に進歩した大都會の形態でありその機械である。私達か未だ曾つて想像もし考へ至つた事もない文化がこの大都の凡てを造化し私達をして驚異惜く能はざらしむるのである。この大都の凡ゆる部門について新しい大きな視野と知識を興へるものは土曜日の見學である。

今日はその第五回目の見學で目的地は日本橋區笛崎町東神倉庫株式會社である。今日は文字通絶好の日和にて、私達は勇躍寮を立ち出で午前八時十分頃集合地たる永代橋に着いた。永代橋は丁度私の郷里金澤に水清くして風致に富む犀川

に掛れる大橋を大規模にせる構造にて、獨りその橋上に立ち暫し望郷の思ひに耽つた。

まことにこの隅田川こそは、その昔廣莫たる武藏野の原を延々蛇行旋轉し或るひは潺湲として流れ、或るひは合して洋々大河となり清流時に月を浮べ孤舟を流し、その名を角太とも墨田とも或は須田とも稱へしと云ふことである。かつて在原業平の東下りの折に蕭條たる黄昏の隅田の渡を莢舟に身をまかし一名にしおはばいざこととはむ都鳥わが思ふ人ありやなしやと一と詠み残してより流れ流れて幾多の史蹟を浮べ今日の文化を築き、今は大都の海の關門として黒煙蔽ひ上下する運搬船その數や幾百幾千私は唯啞然としてそのめまぐるしき河上に立ち今昔の感に耽るばかりであつた。

纏て集合命令に依り大森先生の引率にて永代橋より稍上流に遡れば五層の大近代樓俄かに眉に迫る。これこそ私達かその謎を解かんとする東神倉庫なのである。

る。私達七十六名は直にその近代樓に吸ひ込まるゝ如くエレベーターに依り屋上に案内せられた。當倉庫の地は日本橋區の南端に位するも遠く四方大都の展望を恣まにし私達は今や既に地上俗界のものにあらずして天上の人となり、此の大都の姿を俯瞰するのである。

先づ東は遠く深川區を通して洋々たる大平洋に通ずる東京灣の藍碧を望み近くは深川一帶に互り林立する幾千百の煙突、この大都の近代文化工業を建設しひいては我が國文化工業をリードし世界を風靡せんとして居るのである。

目を南に轉ずれば東京灣俄かに開け渺々として雲海の奥に廣がつてゆく。其處よりはこの大東京を活殺する多くの必需品が限りなく搬入さるゝのである。

近く月島の突端には私達行刑人にとりて夢寢にも忘るゝことの出来ない近代行刑の發祥地たる石川島を望み見ることが出来る。今は世界に工業文化を誇る石川島造船所があり今しも竣工近き一ひよと

り」がその棧橋に横たはつて居る。更に近く隅田川の西岸には五階の近代建築三菱倉庫ありて當東神倉庫と共に此處大都に搬入さるゝ物貨を併呑せんと遙か東京灣を睥睨して屹立する。

更に目を西に轉ずればその映ずるものは何ぞ、泰西の名畫より抜き出したるが如き景觀は私達望見するものをして思はず感嘆の聲を發せしめるのである。遠く天と地が接すところ紫色靄然として遙か宮城の緑樹海く霧にかくれ國會議事堂の塔はユートピアの夢を語るが如く、神田日本橋、京橋一帶に互りて櫛比する大家高樓は今しも朝陽にかがやきて多彩の調色をなし、私達をして唯偉大なる名筆の前に肅然たらしむるのである。

北は隅田川の上流瀟瀟たる清洲橋架り遡りて新大橋更に遡れば江戸で名高き兩國の大橋を望む。今は昔の面影を止めず曾つての忠臣を語ることもなく鐵骨を以て大東京の文化を誇つて居る。淺草の觀音堂及五重の塔はその邊りより聳え、國

技館の特異なる丸屋根は私達の目を特に引いた。かくのごとく東神倉庫はこの大都を一望の下に聚め而して隅田川を横に控へ搬入さるゝ貨物の大離合集散を爲して居るのである。

纏て當倉庫現場係長屋上に出でられその沿革的説明を爲される。それによれば當倉庫は明治三十九年三井銀行の附帶事業として創業せられたるものが同四十二年十月三井家諸事業組織變更に際し獨立を爲し現在は銀行、物産、鑛山等の諸會社と共に三井家直營事業の一となりたるものにして、創業當時は資本金二百萬圓東京、神戸、門司の三支店を基調とし漸次着實なる發展を遂げ大正四年には神戸支店事業を擴大し大正七年には大阪支店事業を更に擴大するところあり資本金五百萬圓に増加し、大正十年には横濱に大正十一年には名古屋と夫々支店を置き、こゝに於て東西各主要都市に事業の發展を期することゝなり、大正十二年には資

本金を増加して一千五百萬圓とし設備の擴張及改良に資し事業の基礎愈堅實を加へ今日の隆盛に至つたと云ふことである。當倉庫敷地は九千九百九十餘坪にして約一萬坪の廣大なる地域を有し、其の内建坪約二千餘坪總延坪約六千餘坪に及ぶ倉庫の構造や形式は木造及煉瓦造のもの數棟あるも其等は従たるものにして主要なる建物は、耐震火上最善の考慮を費せりと云ふ鐵筋コンクリート造近世式地下室及屋上事務室共七階建構造にしてこの建坪一千二十一坪餘、總延坪五千三百八十八坪餘、地上より塔屋パラベット上端迄實に九十四尺あり大正十二年大震災には數多建造物の悲惨なる被害を被り此處に昭和三年七月當會社が堅牢無比として最も誇りとする本建築が竣成せられたのである。而してこの大倉庫に納まる主要なる物資は臺灣砂糖にして一年平均砂糖滯庫高は臺灣產出額約二千萬ピルクの内約その一割即ち二百萬ピルクを取扱ひ、この倉庫を通じ大都の市場を誇すのであ

る。その他雜貨として毛糸、毛織物、蜂蜜、綿糸、及コーヒー等を取扱ひ主要物貨たる砂糖の約四割を占め寔にその滞貨料年額三百萬圓に上り、その外大藏省指定保税倉庫として搬入せられたる砂糖及輸入品に對する消費税及關稅未納品を之に格納し之が代納を爲す税額は實に年六百萬圓に上り、之が金融による収入が同額以上に達するのである。尙支店經常費としては人件費事務費及保險料にして保險料の如きは滞貨のみに對しても二千五百萬圓の契約高である。

職員は、現場係員其の傭人を合して約百名にして總て家族的親愛をモットーとして兎角移り易き官僚的氣分を廢除し上は重役より下は給仕人夫に至る迄常に明朗なる氣分を以て業務に従事すると云ふ事である。曾て岡先生が講義頭初に於て仰せられたことである、刑務官はその職責上先づ以て自身の人格徳性を涵養すべきである。その第一として明朗なる氣分を把持するとに努めねばならぬ、刑務所

とし載積物及數量は一見して之を明かにしその運搬に於ても至極丁寧に扱はれ未だ曾つて保管物の毀損等を爲したることなしと云ふことである。

貨物運搬に付ては多くの機械を使用しその主たるものは荷役場内に貨物用エレベーター壹臺を設置し積載量四千封度にして昇降速度毎分一五〇呎である。尙隅田川に面する外壁上部には容量一噸吊モノレールホイスト七臺を突出せしめ任意の階の貨物取入口に取付けたる扉兼用の荷受臺により直接解取を爲し之が運轉は各階外壁に運轉臺を許け安全且迅速に荷役する装置が爲され又次の三方面即ち日本橋側、入堀及背面各通路に面する外壁上部要所に容量半噸のホイップホイスト拾臺を設備しモノレールホイストと同じく各階貨物取入口に於て荷役すること、尙荷役場内には鋼鐵製螺旋形重力運搬機貳臺を設け各階の荷役場より任意の下層荷役場へ貨物を迅速に滑送運搬する設備をなせる外に十二人乗(容量二千封度)

それ自體が又其處に收容せらるゝ受刑者自體が既に隱性なるものである以上刑務官が彼等の教化に當らんとし釋放後の全き社會的生活を希ふならば其處に明朗なる氣分を涵養することがなかつたならば如何に社會生活的技能を授け教的育手段を講ずるとも再犯を防止すべき何物をも失つてしまふのである。社會生活に最も必要なるはこの明朗なる氣分でありそれが行刑教育の根柢を爲す所以のものであると。私は此處に不圖もその符節を合する言葉に接し深く感銘するところがあつた。當倉庫に於て取扱ふ對照は前述の如き無生物たる物資である。この物資に對し生命と價值とを與へるのは從業員のこの明朗性でありこの氣分より常に明快なる知識が養はれ職業に對する趣味と限りなき愛護の觀念が湧出せらるゝのである。職員には娛樂機關をも備へ又年二回以上慰安會を催はずと云ふ事である。

以上にて一應の概略的説明を終り其の設備に付ては實際につき説明せらるゝこ

客用エレベーターを設置し同時に輕量貨物の運搬にも兼用せられて居る。

かくのごとく物資の搬入搬出が頻繁に爲されるに對しその倉庫内は勿論階上階下の通路等何れを問はず清掃が充分に行届き清潔なりしことは私達の一瞥を喫したことである。

以上の如く貨物保管の方法は近代科學の利器を採り餘す處なく完備せられ終始私達の驚異として多くの學ぶべきものを得たが私はこの機械的設備より以上に從業員相互が常に貨物に對する眞摯なる愛護觀念を以て之に生命と價值とを與へて居ることに無限の或る美しきものを感得したのである。

行刑はその對照として死物を取扱つて居るのではなく生命ある人を取扱つて居るのであり而も行刑は之が改善と云ふ最も至難な大きな目標に向つて努力せられて居るのである。その對照は人と物とであり根柢的に觀念を異にし勿論之が對比をなさるべきものではないが私は業從員

となり、順次砂糖倉庫より雜貨倉庫に向つて案内せられた。

當倉庫の主要滞貨が砂糖なるため之に對する設備は特に完壁が期せられ各室は四圍内外とも總て白壁を以て之を塗布し火災上の防設が爲されると共に換氣溫度及濕度を調節する設備が爲されて居る。防火及消火設備としては各窓扉及換氣孔を特殊の防火裝置とせるの外電氣裝置による當社獨特の考案によると云ふ自動火災警報器が設備され、一旦庫内に於て火を發したる場合は自動的の直に宿直室並に消防手詰所に報知せらるゝこととなりその獨特の裝置が誇りとなつて居る。外に各階荷役場に於ては各三ヶ所に消火栓が特設裝備されて居る。

砂糖の濕度に對する鋭敏さを調節するため防濕設備として各倉庫換氣孔には濕氣を防ぐ爲特殊の防濕用の戸を施用し、常に七十%を限度とし平均六五%の濕度が保たれて居る。

保管の方法に付ては特に整然たるを旨

の眞摯なる態度につき多くの學ぶべきものを見出すのである。

刑務官が囚人に對する教化に限りなき眞の愛護を以てするならば行刑は敢て難事案たることではないのである。又行刑は又その對照か人のみにあらず教化作用の一として刑務作業を行ひ多くの貨物を取扱つて居る。私はこの人と物とに對する愛護の精神につき決して個々に觀念せらるべきものではなく囚人の改善の目的を達するものも、刑務作業がその教化目的を達し多くの收益を擧ぐるのも決してこの愛護觀念を離脱しては到底達成し得べきものではないことを深く信ずるものである。

府中刑務所見學記

原田 生

十一月三十日この日は練習生にとつて意義深き印象的見學の一日であつた。二三日前から雨模様で押し通した天候は前日と打つて代つた天空一碧鏡のやうな蒼空だ、思はずよかつたなあと心につぶ

やいた。やがて燦々たる初冬の太陽は萬物を呼び起しつゝ、靜に立ち昇つて行く。

實政の昔より組織的教育行刑の濫觴として我國最古の行刑歴史を有する府中刑務所は人足寄場の當時より、文化の進展に伴って理想を追ひ止む事なき無限の進歩發展を爲し、軍鴨刑務所となり、大正十二年大震災に遇ひ茲に於て近代行刑の理想は其の存在を許さず、先輩の苦心努力の結實によつて行刑思潮の表現として嶄新なる理想的豪華を誇り自他共に世界一と稱するに足る府中刑務所の出現を見たのである。かうした歴史を有し教育行刑の理想を遺憾なく發揮し堂々我國の代表刑務所として君臨する府中刑務所なるが故に、吾々練習生の胸には異常なる期待程に今日の見學が行はれた。

午前八時三十分新宿驛に集合し大森主事殿の引率の下に八時五十分車中の人となり、小春日和に恵まれた軟かい太陽の慈光を車窓に浴びながら九時二十五分國分寺驛に到着し、直ちに乗合自動車二臺

に分乗し、田園の並木道を行く事數分にして府中刑務所に到着、茲に見學の第一歩を印したのである。

幹部の方に案内せられて廳舎三階の控室に入り小憩の後屋上に到れば、四方の眺望雙眸の中に在り、遠山の連峰模糊たる中に芙蓉の富嶽が清らかな姿を見せてゐる、眼を下に轉ずれば所内の形態が一目瞭然である。官舎地帯は斷然一區街を形式し、其の數百ヶ所結構壯麗なる演武場、テニスコート其の他の運動場等も有り、舎房地帯と工場地帯とは地下道によつて連絡し舎房は戒護を中心として東西に別たれ其の一は雜居、一つは獨居、嚴然として表面相酷似して居るがその拘禁内容を異にして居るのは斷然他刑務所と異なる一異彩と謂はねばならぬ。其の建築様式は兩者共十字型二階建にして、採光換氣の裝置に苦心の跡が歴然として表はれ、舎房の各窓外に番號を付したるは又戒護上細心の注意を表はしたるものと覺知する事が出来、誠に理想

的建築と感ぜられた。工場地帯も亦幾多の大工場が區劃整然として並列し、それに接して省線に連絡する大倉庫等々人件

の節約戒護の便宜實に至れり盡せりの感がある。而して之れに要したる總工費實に二百八十六萬圓、總坪數八萬五千三百餘坪、建坪總數一萬六千四百坪、收容定員は二千五百人であるが三千人は收容する餘裕があると謂ふ事である。

看守長殿の御案内により所内を一巡するに、先づ醫務室に於ては實驗室、レントゲン室、消毒室、試驗室、診療室其他諸般の衛生設備完備し近代行刑施設の理想が遺憾なく採り入れられ、當路の人々の苦心の程が窺はれる。此の新施設は世の進歩に伴ふ當然の展開である。病舎は雜居及獨居に別たれ總てベットを用ひ、窓の面積も廣く採光は充分で換氣裝置も特に理想的なものであつた。獨居舎房は一翼上下共に八十四ヶ房あり總數六百七十二ヶ房であつて各房を示す番號表は報知器の代用もなし、房内は便器、水道の

構造配置殊によくその三階は獨居受刑者の教誨堂となつてゐる。

次に作業能率第一を以て任ずる當所だけあつて、就業者の如何にもきび／＼した作業振りには實に氣持がよい、聞けば火工廠と遞信省との大量生産を引受けて居られるとの事、流石に擔當看守も就業者も一團となつて働いて居る眞摯な態度には或る尊ささへ覺え、明朗行刑の氣分一態となつて表はれてゐる事に感銘した。主なる工場は木工、印刷、洋裁縫、軍手、鍛冶工場で一巡した範圍内では十八ヶ工場に及ぶが、大小合すれば三十有余も在ると謂ふ事であり、殊に食堂の設備は各工場毎に隣接した室を設けてある事は、衛生的見地からも行刑教化の點に於ても頗る明朗な設備である。

工場を一巡して雜居舎房に入る。一翼毎に一房より二十六房まであり、上下總數二百八房、一房定員九名だが十二名までは優に收容が出来、收容人員一千八百七十二名に達する。復房式にして廊下廣

く一見アバウトを見るの感あり、ここに特筆すべきは水洗便器の設備である。

何時かの刑政で知つた有名なかの將軍の孫の像は、教誨堂前に飾られてゐる。神の姿とも見える、此の無心の像こそは人々に何を教へるであらうか、各人各様見る人々の心に尊い何物かを與へずにはおかない。誰もが持つ童心への憧れに過ぎ越し思出に、夢と消えた半世の歲月とおぞましい姿とを見出した時思はずも失望と惱みと悔悵と懺悔の情が連れ出て人なくば歎きの嗚咽に地に伏す者もあらう。親子の情、兄弟妻子の情愛に憧れる人間本然の姿は彼等をして更に人類愛の欲求に拍車をかけ必ずや奮起せしめずにはおかぬであらう。この童像こそは、千萬言の事務的な訓戒や教誨にも勝る偉大なる存在である。聞けば岡部所長殿の御配慮に依つて設けられしものであるとの事である。

教誨堂は又最も理想的合理的近代建築技術の極致とも謂ふべきものであつて、

大體場内は扇型になつて居り天井には數條の裝があり反響を防止する設備をなす

此の建築たるや實に東洋はおるか世界一の建築であらうといふ事である。一時間半に互つて所内の見學を終つたが建築の明朗な事に感嘆せぬ者はなかつた。此の刑務所を參觀する者の中に刑務所としては綺麗過ぎる、明朗過ぎるといふことを口にする者が多いさうであるが、苟も囚人教化の要諦は明るい上にも明るく朗らかな氣分を以て收容者に接せねばならぬ事は言ふまでもない。岡部所長殿の御説明によれば職務執行に當つては富士山を見る氣持ち即ち明朗な氣分をもつて收容者の感化に努むべきであつて、あくまでも刑務所は入れる所ではなく出す所である事を常に念頭に置かねばならぬ事を御教示下さつたのである。

米國ワシントン大學社會學部長スタイナー氏がこの刑務所を見學して、人道的に總てが處遇されてをり、役人も收容者も明るく氣持ちよく活潑に働いてゐる世

界の行刑を指導しリードするものであると驚嘆せられたといふ事であるが抑々部所長殿のこの信念、高邁なる御人格と職員諸賢の眞摯なる指導精神、この建築設備、遙に聳る麗峰富嶽は無言の教へを垂れ、之等が渾然として有機體となり彼等をして必ずや良き日本人に立歸らしめ、彼等は又此の愛の行刑に驕然として良心に蘇り社會復歸の實を擧げるであらう事を信ずるものである。

本日の見學に際し、御多忙中幾多の御厚意を賜つた事に對して、練習生一同に代つて、衷心から感謝の意を捧げるものである。

かくて午後一時刑務所を辭し、次は立川飛行聯隊へ向つた。

市谷刑務所見學記

福岡 荒木 悟

十二月七日、凡そ見學はその目的とするもの、外に未知の地を踏みハイキング気分になり變つた風物に接することも亦

興味と愉悅の一である。だが今日の見學はお膝元であるからそのことがない。しかし、朝夕灰色のコンクリートの外廊と中央に聳え立つ只一本の煙突に吾等の刑務所としての親みを感じ、刑務所及び官舎一帯の區域警戒の爲めに設けられた特別見張りの擔當さんはすでに相當の顔なじみとなつたが、未だ見ぬ所の内部に異常の憧れを持つた點に於て蓋し前者のそれに勝るものがある。

麗かな陽光に一同元氣潑瀾、定刻午前八時四十分前に整列總員七十六名、大森先生先導直ちに所内に歩を進む。事務所横の廣場に停止すること暫くの後、三班に分れ直ちに見學に移る。大坪看守長殿、浦口看守長殿、公文看守長殿がそれぞれ御説明の勞をとられた。以下經路を追うての羅列に止めたい。

先づ第一に單房式獨居舎である。此處には思想犯人其の他の比較的重罪犯にして豫審繫屬の新しき被告人を收容して居

るが接見信書の禁止せられて居る者の相當多きは注目すべき點であり、同時に事件及び被告人取扱上の困難を想像するに難くない。續いて二階建の新獨居舎は當所隨一の明朗なる存在であつて保健衛生上の考慮が十分に拂はれたることは勿論、戒護上の見地から特別の考慮を用ひられ視察に便ならしむる爲め文化アパートのバルコニーを聯想する鐵製の外部突出視察路により監房の裏面より窓硝子を通じて視察出来るやうになつてゐる。この設備は獨り視察上便なるに止まらず職員勤務上心身に好結果を齎すものとして一鳥二石の利あるものと信ずる。

次は治安維持法違反事件の被告人を收容する目的を以て建てられた獨居房舎である。元來未決拘禁中に於て最も注意を要すべきことはいふまでもなく罪證湮滅を如何に防止し訴訟遂行の圓滑を全ふすべきかに重點の存することは言を俟たざる所なるも、兎角從來通謀等により訴訟の進行を害し或は其他の反則行爲を爲す

場合が多かつたが、それは單に人的戒護の欠陥に基因するものとは斷定し難く工作物の構造にも關係ある場合が少くなかつたのであらう。この設備は外壁平行線より約三尺位内部から房舎になり各房毎に區劃された椽を設け更に必要あるときは外部に硝子戸を建てるやうになつて居りこの考案は相當力を致されたものと思はれる。それと同時に上述の裏面視察路も併用せられて居るので被告人收容施設として最も理想的である。流石の思想犯人も人的、物的兩方面の戒護の充實に嗟嘆し或は轉向の因子を與へられたことであらう。感嘆時を久しうする間もなく死刑執行所前の教誨堂に至り死者の冥福を祈り同時に執行所を一見す。一年間約六七名の執行があり本年は今日まで四名を執行せられた由である。

獨居雜居の運動場では彼等は孰れも朝の新鮮なる大氣をうまさうに吸ひながら元氣よく運動して居る。彼等の最も心身爽快を感じるのは運動時であると或る被

告は洩らしたことがあるが一日狭い房内に起居する彼等にとつては、新らしい朝の空氣がたまらなくうまいのではあるまいか、それと同時に考へられるのは彼等の沈黙の鬱積を適當な方法で發散させてやりたい事だ。

病舎は傳染病舎、結核病舎及び普通病舎の三つに分たれ、すき間なきまでに建て込まれた構内にも病者の爲めに一個の庭園が設けられてゐる。普通病舎には獨居と雜居とがある、こゝに於て特に感ぜられることは出入口、廊下其の他限なく消毒について格段の意を用ひられて居ることである。次は工場であるが同所の作業は應用品及び職員の需要を満す程度のもので木工、洋裁工、靴工、印刷工其の他各種の作業が一工場内で行はれて居りその階上教誨堂を利用して經師工があり他方勞役場留置者の作業場があるがこれは一寸珍らしい。彼等は黙々として極めて不器用に紙風船を張つて居る。其他の勞役は掃除夫その他の經理作業に使役さ

るが接見信書の禁止せられて居る者の相當多きは注目すべき點であり、同時に事件及び被告人取扱上の困難を想像するに難くない。續いて二階建の新獨居舎は當所隨一の明朗なる存在であつて保健衛生上の考慮が十分に拂はれたることは勿論、戒護上の見地から特別の考慮を用ひられ視察に便ならしむる爲め文化アパートのバルコニーを聯想する鐵製の外部突出視察路により監房の裏面より窓硝子を通じて視察出来るやうになつてゐる。この設備は獨り視察上便なるに止まらず職員勤務上心身に好結果を齎すものとして一鳥二石の利あるものと信ずる。

接見所には獨特の設備がある。普通接見室に十一、辯護士接見室四あり一日の平均接見數三百件の多きに上りこの多數の接見をうまく整調するが爲めの、獨特の設備がある。接見室に近接して收容者の連出所がありそこから外來接見者控室に通ずる放送器があつてその間の連絡に寸分の無駄なく整然たるものである。接見が済めば直ちに連出所に通ずる電氣裝置がある。かゝる整然敏速なる動作あればこそ多數の接見者を統制し又思想犯の如き者にすら反則的行動に出る餘地なからしめたるものであらう。

最後が本監であつてパノプチオン式ではあるが木造の二階建、一見兵營を思はしむるものがあり議會に珍問百出の話題を作つたのも恐らくこゝであらう。内部は上下八舎より成り雜居と獨居とがあ

階下の中央に配置事務所がある。階上の書信室は頗る合理的の考案が施され、三十八名の認信者は三十八本の筆紙墨送還系により只一人の職員で用を十分に辯じしかも一目瞭然戒護し得る設備は蓋し奇なると同時に、未決に於ける戒護事務能率の極致なりといふべし。一日の郵券代約十圓に上る由、確定受刑者は主として在京各刑務所に移送されるが折しも護送自動車は新たな彼等を迎へに來た。二十名位もあらうと思はれ赭色衣の受刑者達は刑の確定に安堵してか、いそいそと領置物品の點檢を受けて居る。かやうに收容者の出入は頗る頻繁であるが現在員一六六五名とのことである。

以上戒護区域の見學を終へ事務所廊下を素通りして表に出れば刑務協會出張の收容者用自辨物販賣所があり反對側には保護會の外來者に對する物品販賣所、辯護士控所、外來者控所等あり、それ等を各々一瞥の後一同隊伍を整へて同所を出で俱樂部に至り茶菓の饗應にあづかり

藤井教務主任殿の御講話を拜聴した。

同所は明治三十六年加治橋監獄より當所に移轉、その動機は輦轂の下にある監獄施設は直ちにその國の文化の尺度なりとの思想に刺戟せられ半永久的に現在の刑務所を建てられたとのことである。而して彼の大震災に在京各所は何れもコンクリート建てなりし爲めその災禍に遭ひ新築せられたが、同所は木造なりし爲め被害少なくその爲め改築は遷延せらるゝの已むなきに至つたが、共產思想の擡頭と共に收容人員遂次増加の傾向ある爲め巢鴨刑務所跡に一千數百萬圓を投じ近代的不決拘留所が造られ近く移轉の運びになるとのことである。次に未決囚の教誨に關しての御話があつた。從來未決囚の教誨は二次的のものとされて居たが曩の「未決拘禁者ニ對スル教誨ノ件」(昭和七・五・行甲第八九九號)により本省に於て教誨施行を強調指示せられたが、眞に生々しい煩悶は未決時代であり、この煩

悶こそ教誨により解決を與へることが緊急でありそれが爲め一般職員の積極的な御援助が望ましいとの御趣旨であつた。

共產黨の思想轉向については全職員一丸となつて努力せられて居る。既決に至るまで轉向せしめざるは市ヶ谷刑務所の恥であるともまで強き御信念を閃かされた。この意味に於て訴訟上害なき限り努めて被告人をして教誨に親しむる觀念を扶植することは獨り本人の爲めのみならず、人道的にも刑事政策上の見地からも極めて重大なる意義を持つものであると結ばれた。この有意義なる御講話を敢て江湖に敷衍したい。それより一同晝食の御馳走にあづかり解散、時に午後零時半。終りに市ヶ谷刑務所長殿を初め職員各位の御厚遇に對し深甚の謝意を表したい。

協 會 記 事

刑務協會々則第八條第一項第五號の改正に就いて

退職者表彰の件

現在の刑務協會が、明治廿一年三月七日に大日本監獄協會として呱呱の聲を擧げてから、幾多の變遷はありましたが、明治三十三年三月に監獄協會と改稱される迄は創業時代で別段に取り立て、言ふ程の事業も無かつた様であります。明治三十三年三月に監獄協會と改稱されますと同時に、監獄協會規則と言ふものも出來まして色々の事業を行ふ様になり、初めて協會としての形式内容も整ひ、亦其の基礎も固まり始めて來たのであります。その監獄協會規則を見ますと第九條第一項第五號に左の通り書かれ爾來退職者を表彰してきたのであります。

五、在職十年以上ニシテ退職シ職務ニ功勞アル者

右の金額の範圍内で贈金表彰を行つたのであります、そうして其の贈金は退職者にして監獄協會々員たる者に限るとあつて

明治三十三年四月から實施され實際に行はれたのは其の翌々月の六月四日に第二回贈金表彰を行つた記録が残つて居ります。此が現在迄で毎月行つてゐる本會々則第八條第一項の在職十年以上にして退職した者に金員を贈つて表彰した最初であります。此れから十數年間に段々と發展しまして協會が明治四十四年九月三十日に法人組織としての認可がありまして、財團法人刑務協會の設立を見、遂に今日の隆盛を見るまで約三十有六年間の永い間に互つて金員を贈り表彰慰藉の意を表して來た次第であります。而して贈與金額には通常會員、維持會員、或は又在職年數の長短に依り又金額も其の後増率して表彰して來たことは已に會員諸君の御承知の通りであります。

然るに近年會員諸君が現今の様な一時的の贈金方法よりは何か永久的に記念となる記念品に代へて贈ることの要望があつたので、協會としても改正に付きましては相當の考慮を拂つてはゐたのであります。何分永年續けて來たことでもありますので一氣呵成に變更することに躊躇して居りましたが、最近益々其の希望の聲が高くなつて來たので、そこで其の希望に副ひ永久的の記念品に代へた方が却つて被表彰者に對しては有意義であるのでは無いかと色々詮議に詮議を重ね又經費をも考慮したが、さて變更するとすれば何が記念品として最も適當な品であるか甚だ選定するのに六ヶ敷い問題もあり、何れも一長一短で思はしい物はなく種々考慮の結果茲に從來廿五年勤続者並に十

五年皆勤者表彰に用ひます銀杯と同じく、退職者にも銀杯を贈呈することにした方が比較的無難であり且被表彰者の多くは右の勤績又は皆勤表彰を受けてゐられない會員が多数であるやうに思はれたので、好個の記念品となるのではないかとの私案を得た譯であります。然し此の様な事は輕々に決定すべきものでなく、一應會員各位の衆望を得まして何れとも決定すべきが至當であらうと思はれたので、客年十二月初旬に各支部長に其の由を申し送り會員諸君の變更に對する可否の意見を徴し其の報告方をお願ひ致しました處、幸ひ本年一月中旬に全支部長からの御意見を取り揃へることが出来たのであります。

今其の概要を示しますと左の通りであります。

會則第八條第一項第五號改正案(銀杯贈與)に對する回答總括  
全支部數 七三  
回答數 七三

- 内 譯
- 一、改正に賛成 六四
  - 一、從來通りを希望 三
  - 一、會員の内少數從來通りを希望 二
  - 一、時計又は床置物、花瓶等を希望 四

右の通り殆ど大多數が改正案に賛成の様認められるので、本年一月から從來の贈金方法を會員諸君の衆望に依つて改正し、銀杯を贈呈し表彰慰養することに變更決定し會則を改める

ことになり其の旨を各支部長に通知し愈々之が實施することになりました。然し前に述べました様に銀杯に變更しましても、會員の種別、或は在職年数の長短等に依りまして贈與金額に多少の高低のありましたと同様に被表彰者に依つて銀杯一個或は大型小型のもの、或は銀杯壹組の人もあらう、此のことは御了解を得て置き度いことであります。

本會々則第八條第一項第五號改正後  
銀杯贈與の第一回表彰

- 一、銀杯壹組宛 富井隆信 外二名
- 一、銀杯壹箇宛 河野基孝 外十八名
- 一、壹百五拾七圓也 故宮田長之助 外五名

### 神戸刑務所の火災

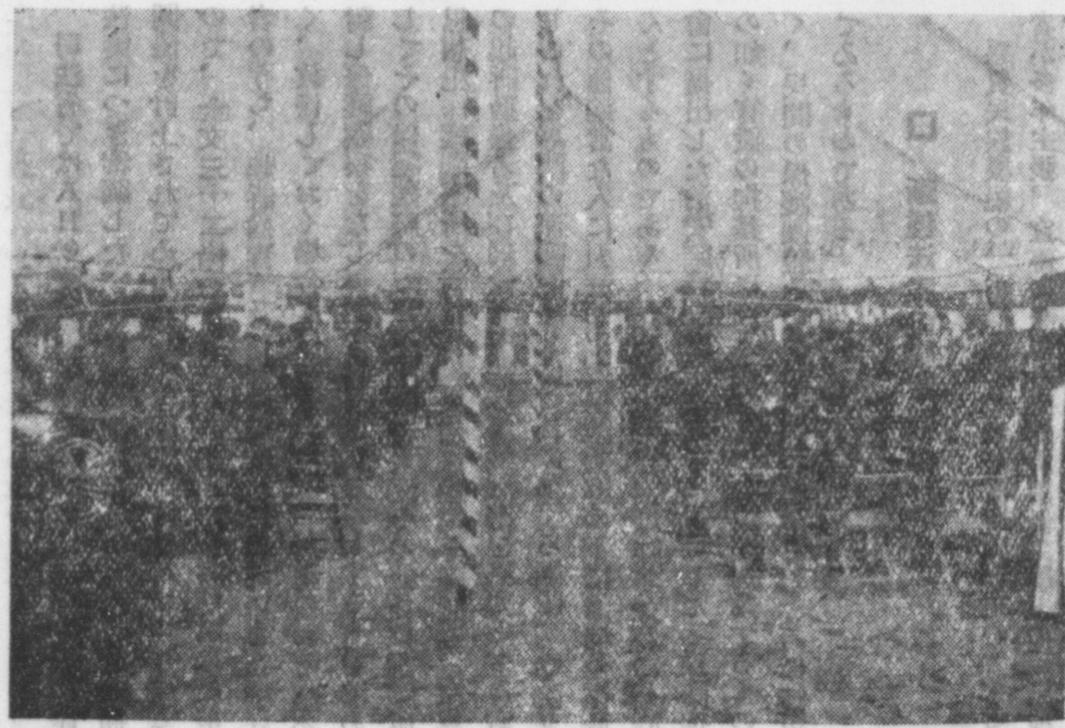
一月十七日午後八時廿五分頃神戸刑務所作業場洗濯仕上工場から發火し、折柄の西北の烈風にあふられて忽ち作業場十工場七舍房を焼き拂つて漸く鎮火した。此の報を知るや當會では直ちに大原主事に御見舞のため同所へ出掛けて貰つた。寒風凜烈の際とて所長以下職員一同の警戒並に其の後始末等の辛苦一方ならず、御見舞旁々その勞を稿ふために金壹封を呈した。

### 元本會支部長逝去

平野彌吉氏 不詳  
伊藤孝之氏 昭和十年六月十三日  
黒田源太郎氏 昭和十一年一月九日

### 刑務協會々館及法曹會館地鎮祭

司法省構内舊民事廳舎跡を卜して新築される事になつてゐる當協會々館及び法曹會々館の地鎮祭は、一月十五日午前十時半日枝神社宮司齋主となり、協會總裁司法大臣小原直氏、法曹會々長大審院長林頼三郎氏、同副會長檢事總長光行次郎氏、協會副總裁司法次官長島毅氏、協會々長行刑局長岩松玄十氏、法曹會役員代表東京控訴院長皆川治廣氏、同常務理事石井豐七郎氏、協會役員代表吉田豐多摩所長、清水、宇野各大審院部長判事、豊水、鬼頭東京民刑地方裁判所長、その他判事、檢事、都下刑務所長諸氏列席の下に、齋主祝詞を奏し玉串を捧げて拜禮、續いて小原法相以下各代表者の拜禮あり、十一時半式を閉じた。



寫眞(圖上)小原總裁の禮拜式(圖下)場式

刑 政 雜 記

司法省所管昭和十一年度豫算

司法省所管昭和十一年度豫算總額は經常部三六、四六八、七三一圓、臨時部三、〇八五、七二六圓で、合計三九、五五四、四五七圓となり、その内、新規事業の主なるものは

少年法施行地域擴張費（千葉縣、埼玉縣に施行） 五、九〇一圓

刑務所收容費の増加 五〇九、五二三圓

臨時部

名古屋刑務所拘置監新營費（總額二九九、二六二圓、二ヶ年繼續） 一五〇、〇〇〇圓

汐見町刑務所支所新營費（總額七九、八〇六圓、二ヶ年繼續） 三九、九〇三圓

思想犯保護觀察法施行費 二〇三、五五二圓

刑務所職員増員費（看守長一〇人、看守一二五人増員） 一一七、一四六圓

司法警察刷新費 二五五、九五七圓

思想犯保護觀察法案議會提出

司法省では八日午後省議を開き今議會に提案すべき保護觀察法案につき審議した。本法案は前項豫算にも出てゐる通り廿萬圓餘を計上されてゐる思想犯保護觀察法施行費の基礎となるもので、全文三十二條から成り、治安維持法違反事件に坐したる者のうち、起訴猶豫者及び刑餘者にして轉向いまだ十分でなく、放任しておく場合には地下に潜り、再犯のおそれある者に對し保護觀察をなし再犯の豫防をなさんとするものである。而してその保護觀察の方法は東京、大阪その他各控訴院所在地に思想犯保護觀察所を新設し、思想保護司を配置し、左翼思想犯の起訴猶豫者及び刑餘者中から保護觀察を必要とする者を選別しこれを専門の保護團體又はこれに準ずる團體、寺院又は父兄その他適當な人に引渡しその保護善導の下に轉向の徹底を期せんとするものである。なほ今次の法案は昨年並びに一昨年の議會に提出した治安維持法改正法案中に規定したる豫防拘禁制度の如く官設の拘禁所に個人の身體の自由を拘禁するものではなく、民間の保護團體その他に委託善導するところに特色を有つてゐるものである。

斷種法案の議會提出

悪質民族根絶の一手段として永井潜博士を中心とする生理學者が多年主張、宣傳に努めて來た所謂優生學上の『斷種法』の

法制化については、内務省をはじめ異説の醫學者や道學者間にいろ／＼の反對がありその具體化は困難とされてゐたが、同法主張の中心團體である日本民族衛生學會では今度これらの反對を押し切つて同法の法制化に邁進、その原案も出來あがつたので、いよ／＼今議會に衆議院の八木、荒川兩代議士、貴族院の松村氏等の肝煎りで議員提出の法律案として兩院に提出されることになつた。同法案の骨子は、

- (一) 精神病（早發性痴呆症、癲癇、躁鬱病）精神薄弱（白痴、痴愚、魯鈍）その他精神的若しくは肉體的に劣悪（盲目、聾啞）なる遺傳的素質を有する者の斷種を行ふ事を得
- (二) 斷種の適否を審議判定するため地方長官は命令の定むる處により斷種委員を任命す
- (三) 地方長官の許可を得たる者に非ざれば斷種を行ふを得ず
- (四) 斷種の手術は男子に在りては輸精管の切除、女子に在りては輸卵管の切除を行ふものとす
- (五) 違反者は百圓以下の罰金又は科料に處す
- (六) 判定委員會は地方長官が管掌し判檢事と醫師をもつて委員會を組織す

大體以上であるが、同案に依れば、これは決して強制的に行ふものではなく、意志能力ある者は本人を説得し、その他の者は親權者なり、法定代理人から申請してよいことになつてゐる。この法案は同會が一二年前から研究、東京控訴院の正木檢事が

法律的基礎を與へられ、二年がかりで作らげたものである。法案の採否は別として、議會に提出されることに依つて、同法の趣旨が國民に徹底するだけでも大きな收穫と云はねばならぬであらう。

指紋から眼紋へ

個性鑑別法には指紋のほか、個人の特色を表示するものがまだ一つあることが、最近ニューヨークのカルトン・サイモン及びイラ・ゴールドステン兩博士によつて發見された。それは『眼紋』或は『靜脈紋』ともいふべき瞳の筋の配置である。兩博士の發明にかゝる特殊な寫眞機で、數百人の瞳を撮つて研究した結果によると、未だ一つとして同一の筋の配置に出會はないといふ。検査の方法は、瞳孔を通して光線を眼底へ入れると、靜脈の網の目がすつかり網膜に映る。それを寫眞に撮るのであるが、靜脈の配置の變化をわかりよくするために、寫眞は碁盤目を通して現はれる仕組みになつてゐる。

最近、ヨーロッパ、殊にイギリスでは指紋を削り取つたり、變へたりする手術が行はれてゐるやうだが、瞳の靜脈は絶対に變更することが出來ないから、指紋よりも確實な個性證明となる譯であらう。合衆國の司法部及びニューヨークの警察では『眼紋』の研究が盛んに行はれるやうになつたとの事である。

新刊紹介

□高瀬安貞氏著「行刑心理學概要」(昭和十年)

「現代の行刑が教育である以上、個性的教育方法が取入れられねばならないのは當然である」監獄法に於ても、既に雑居の場合、作業賦課の場合等に於て、收容者の個別的條件を斟酌すべきことが規定せられて居り、「又昭和九年一月より實施せられつゝある行刑累進處遇令第五條、第九條、第十二條に於て受刑者の分類に當つて、個性を調査すべきこと、特に科學的に審査すべきこと、更に常に個性の觀察に注意すべきことを明瞭に規定せられてゐる」従つて我々刑務官は「個性審査に必要な科學的智識」を有つことを要求せられるのである。「この要求に應ずる一助として人格考査法の概要を述べよう」として、ものされたものが本書である。昭和六年の假釋放審査規程以後に於て我國行刑に採られて來た科學主義については今更多くをいふ必要はない。その科學主義を擔當する刑務官に行刑教育に關する人格考査の概要を理解せしむる「教科書」として本書は極めて恰好なものである。全篇は「行刑と個性教育」「人と生活」「智能と性能」「氣質と性格」「性格考査法」「受刑者の分類」「操行・責任・意志品等法」の七章に分れてゐて、單なる

心理學の直譯的な應用ではない。行刑に關する豊富な經驗に基づくものである。著者もいはれる様にこれは「犯罪生物學でも、犯罪心理學でもない。行刑技術學の一部としての人格考査の要領のみを取扱つたものである。」其處に心理學者として行刑に携つてゐられる著者の大きな抱負がしのばれる。挿入された各種の考査用紙に對する懇切な解説も、一般的に行文の平易なこともうれしいことの一つである。(〇)

□甲賀正亥氏著「行刑營養學」(昭和十年、定價三十錢)

府中刑務所の食糧囑託をされてゐる著者が行刑に於ける營養食の重要さを示さうとしてもされたもの。兼ねて營養食給與實驗の第一回報告でもある。曰く「營養改善の、誤つて身を固圀に送る人々の改過遷善に浩次頓沛も忽緒に附す事の出來ぬ事業であることを述べ、以て刑務官諸氏の御理解を得、近代行刑の目的である教育刑の完全な遂行のため一日も早く全國五萬の受刑者の上に本事業の實施されん事を希求して」本書を著はされたものとされる。百頁に足らざる小冊子であるが、此の種の文獻の全くない行刑方面に於て極めて有意義なものと思ふ。著者は現在のわが刑務所に於て營養攝取状態は必ずしも良好ならず、「總括的に之を評すれば、主食に偏し、副食物の不十分なるため相當多額の食糧費を費しつゝ、」なほ適正を得ざるものありとせられて、現在の獻立表を檢討されてゐる。そして營養改善のことは決して多額の費用を要するものではなく寧ろこれ

に依つて食糧費は低減せられるものであることを語つてゐる。刑務所管理の上に又受刑者教化の上に資すること大なるものありと思ふ。因に氏は營養學を專攻せられ、わが國行刑に於て特殊な専門家としての地位をもたれる。(〇)

□エルスター及リンゲマン編「犯罪學辭典」(Handwörterbuch der Kriminologie und der anderen strafrechtlichen

Hilfswissenschaften) 一九三二年第一分冊を出した本著は昨年

その第十五分冊と第十六分冊とを公にしてゐる。第十五分冊は

社會的司法補助 (Soziale Gerichtshilfe) より行刑 (Strafvollzug)

に至るまでの十五項目を收め第十六分冊は量刑 (Strafzumessun

g) より私生兒 (Uneheliche) に至るまでの二十一項目を收めて

ゐる。前者に於て特に注目すべきものは斷種 (Sterilisation) と

行刑。就中後者は、監獄法 (Strafvollzug als Rechtsangeleg

enheit) に(キ)ハンス・アイヒレルが、監獄學 (Strafvollzug als

Verwaltungsangelegenheit) に(キ)ハンス・エルガーが、教化

(Strafvollzug als Erziehungsangelegenheit) に(キ)ウィルヘル

ム・ブライトが、行刑統計 (Strafvollzugsstatistik) に(キ)エルン

スト・レスナーが夫々筆をとつて居る。筆者等は何れも行刑の

實際家にして行刑學者であるからそれ丈に本書の内容を信頼

することが出来る。第十六分冊に於て注目すべきものは死刑

(Todesstrafe) の項である。その歴史と立法の部分をエデュア

ルト・コールラウシュが書き、その統計の部分をレスナーが書

いてゐる。即ち死刑の歴史、死刑廢止運動及各國に於ける比較的な状態がそれによつて一覽される。(〇)

□マーガレッタ・ウィリアムソン著「犯罪の豫防と處置に從事する社會事業家」(Margaretta Williamson; The Social Worker in the Prevention and Treatment of Delinquency, Columbia University Press, 1935)

アメリカ社會事業家協會 (the American Association of Social

Workers) から出てる職務分析叢書 Job Analysis Series の第四

巻として公刊されたのが本書である。こゝに社會事業家 Social

worker とは「犯罪者を指導し社會に復歸せしめる對策、未成年

男女をまもるための諸種の保護方法などによつて、犯罪 delin-

quency and crime との戦ひに努力してゐる人々を指す。』その

社會事業家とのインターヴューによつて得た多くの資料と經驗

とに基き彼等の實際の活動を記述したものが本書である。われ

われは之によつて今日のアメリカに於けるこの種の社會事業家

の實踐を正しく認識することが出来る。其處には著者も述べて

居る如く哲學はない。が素材が投げだされてゐるところに、わ

が司法保護事業への他山の石たるべきものが豊富に收められて

居る。内容は二編に分れ、第一編が「保護觀察及假出獄 Pre-

vention and Parole」第二編は「犯罪の豫防 The Prevention of

Delinquency」である。本文二二五頁、別に詳細なる索引が附せ

られてゐる。(一)

# 海外異聞録

## ◇フランスの女囚生活 猫額大の自由の地

モンテヘリの女囚刑務所は経済的な原因から閉ざされ、又ハゲナオーの刑務所も遠からず同じ運命を辿るものと報道されてゐる。だから近い将来にはフランスには刑務所は唯一箇所だけになる譯である。ハゲナオーに居る百六十名の女囚連にも住み慣れた所を引拂ひ新しい所で顔を合せるだらう。同じ運命に繋かれた人々に逢ふ不安を感じてゐる邊りには女らしさが否めないといふものだ。まして彼女等の刑務所は最も近代的設備を誇つてゐるのださうだから、娯楽から隔離された囚れの身にとつては確に大きなセンセイションを捲起すのも尤だ。フ

ランスの刑務所では囚人に一定の自由が許されてゐる。終身刑を受けた者は猫の額程の畑が興へられてゐるが、冷たい囚屋で自由に寝ることは出来ないにしても、鐵格子を通して他の者と話をすることが出来る程度の自由さはあるとのこと。だから假令猫の額のやうな畑でも、その畑に立つてサンサンと降り注ぐ陽の中に銀色の鍬を打振る時には、定めし生の喜びを感じるだらう。

## ◇女は男より遙かに 残虐性、米國で發 表された説

女性の犯罪心理が各方面に問題となつてゐる折柄、最近米國で「犯罪は男性よりも女性の方が残虐性が濃厚で

る」との説が發表され、注目を惹いてゐる。この説を發表したのは司法省調査局長J・エドガー・フーヴァー氏で職掌柄數年に互り犯罪統計を作成研究した結果、以上の結論を得たのであるが、氏は「女性の犯罪者はその數においてこそ男性の犯罪者より少いがその犯罪の性質に至つては男性よりも遙かに残虐となる傾向があり、殊に殺人の傾向は男性よりも女性の方に顯著である、統計的に見ると男性百人の犯罪者中殺人犯は八名であるに比し、女性の方は九名となつてゐる。この事實は何に由來するか、自分としては目下の所女性には一種變質的な残虐性が潜在するかと考へてゐる、だからこれは今後の興味ある研究問題たるを失はない」と云つてゐる。

## ◇自殺權法案

イギリス上院議員で醫師會

長のモニハン卿が主となつて目下ロンドンで「自殺權」とでも云ふべき奇妙な法律案が準備されてゐる。周知の如くイギリスでは自殺は宗教的及び道徳的理由から一つの犯罪と認められてゐるのであるがこのモニハン卿等の法案なるものは、激しき苦痛を伴ふ疾病或は快癒の見込なき病患に罹つた者に對して、自分の一命を絶つことを許すことを目的としたもので、この條件に適つた者は、醫師の診斷書と一緒に、制規に従つた許可願を差出し、許可さへ下りれば醫師によつて適當な方法で生命を絶つて貰へるのである。この案に對しては、宗教界の有力者間にも相當賛成者が多いといはれてゐるが、果して議會で可決されるかどうか、イギリスでは一般に非常な興味を以て見られてゐると。

## ◇結婚生活よりも 監獄生活の方が幸福

フロリダ州テイドシティに住むグレース・エヴァンズ夫人は、最近夫殺しとして告訴され、公判廷に於て遂に終身懲役を宣告された。裁判官は宣告終つてからグレース夫人に「此の際何か言ふことはなにか？」と問ふと、今までうつむいて聽いてゐた夫人は、ニッコリと笑ひながら面を上げて曰く「判決に感謝します。今までの夫との十五年間の結婚生活より、これから死ぬまでの監獄生活の方が私にはずっと幸福です」とは、グレース夫人は死んだ夫からよく虐待されてゐたものと見える。

## ◇アメリカ刑務所 囚人罷業す

サンフランシスコ港内にあるアルカトラズ島刑務所の囚

## ◇超不死身の人間 四十万ヴォルトの 電流に平氣

電氣椅子に掛けるといへばシカゴ邊りに巢喰ふギャングの親分子分でも先づあまりいい氣持がしないものらしいがこゝに電氣椅子はおろかその五百倍も強力な電流を通されてもビクともしないといふ超不死身の人間が現れた、目下イタリーのトリノ市で開かれてゐる機械化學博覽會で呼び

物になつてゐる男がそれだが彼たるや四十萬ヴォルト——正にアメリカで電氣椅子に使用電力の五百倍である——の電流を身體に通はせてノホ、ンとをさまりかへつてゐるといふから驚く。電力が通じてゐる間、兩手の指を近接させるとスパラしいスパークが起り、アルコールに浸した毛糸には火がつき、更に少し彼から離れたネオンサインは、見る／＼中に青白く輝き、電球内では白熱化作用が起るといふから物凄く限りである。しかも實驗後醫師の診察したところによると、何等體內機關には異常を認められず、元來同君の身體には普通人と少しも變つたところがないから、いよ／＼以て奇怪である。實驗は科學者立會の下に行はれるので少しもインチキはないと云はれるが、不死身の原因

## ◇十六歳で死刑

北米ニュージャージー州マウントホリイでジャコブ・シミンゴといふ十六歳の少年が、電氣椅子に乗せられることになつた。強盜殺人犯で大人も及ばぬほどの不敵さに、陪審員も同情しなかつたもの。

## ◇人間顔まけ 看視人のロボット

或るドイツ技師によつて發明されたロボットの看視人がライブチツヒの博覽會に出たが、強盜の場合にはそれは自動的に警察に電話をかけ、當直の警官に報ずる、若し火事が起つたらそれは消防署に電話する、そしてどの部屋から發火したかを話すのださうである。

選句所感

松風君の句、海邊の早春の情趣がよく出てゐる。海からあがる寒い風が間断なく吹きつける海士の家の庭前には、春の魁をす

毎月 募集 刑政俳壇 題當季隨意 用紙官私製葉書

編輯部選

天 海士が子の着物干したり磯の梅 千葉松風
地 犬の子の庭に吠え立つ吹雪かな 熊本京台
人 大川の黒き淀みや雪もよひ 名古屋双葉
秀逸 爪あげや尾の短きはいそがしく 三重無恙柳
諸帳簿の固き表紙や事務始め 室蘭耕春
庭の柿一つ残りて暮るる秋 岐阜藪水
雪の上に店並びけり師走市 大曲秋郊
探梅にあやふき橋もわたりけり 三重總來
佳作 床の軸勅題の句や福壽草 旅順六連
外海は荒れて吹雪に暮るる村 新潟すゝき

るわけではないのだが、観方を變へればそこに生活を通じての調和があるのである。そして、その調和が情趣となつて句を生かしてゐるのである。

三十三歳土間に來てゐる吹雪かな 大曲存洋
霜よけの垣根に青し冬の草 名古屋筑聲
日の暮れて郵便届く吹雪かな 大曲刀羅
薄氷の門田に漁る鳥かな 青森紫淵
萬歳や玄關ひろく開け放つ 柳町花仙
淡雪や麥青々と二三寸 三重總堂
裸木の梢に牙えし冬の月 名古屋翠光
笹の雪踏みこぼしるる雀かな 大邱しがらみ
吹き暮れし空に月あり冬木立 岡崎冷月
巖が根に砕くる波や初日の出 釜山豊陽
初風の海一碧や鷗飛ぶ 新潟鳴雨
小鳥來てひそかにゐるや霜の庭 練習生春汀
鶴鴿の一羽遊べり冬の川 富山越人
物乞の霜に座れる社頭かな 旭川石亭
傾ける解體船や冬の海 大阪望海
殘菊のにはひ冷たし朝時雨 小倉素川
初空や帆柱並ぶ港口 高知高月
雪の山越えて來にけり初鳥 青森蛙聲
芒野や口笛吹いて郵便夫 盛岡覺治
初市や押されつつ持つ大達磨 栃木小村
たまたまにくづるる音や夜の雪 奈良良小







七級俸下賜	清津典獄補	堀江清次郎	各	全州同	三井滿治
六級俸下賜	全州保健技師	倉成晴虎	通	釜山同	李永守
八級俸下賜	光州同	伏見勇	給七級俸	西大門同	西村渡
各	公州同	宋炳哲	各	清州同	三輪秀人
通	西大門大教誨師	澤野彰	給月俸六十圓	木浦同	幸田永吉
九級俸下賜	開城看守長	金正培	各	新義州同	佐藤茂
八級俸下賜	大田同	工藤元勝	給月俸六十圓	金泉看守長	大江小市
給四級俸	咸興通譯生	韓正仁	各	京城監獄技師	井上健吉
各	晉州同	金環泰	十二月二十八日	全州看守長	趙根善
通	春川看守長	朱龍煥	十二月三十日	公州同	內藤數一
給五級俸	鎮南浦同	灘谷力	十二月三十日	西大門同	津末政雄
各	大田同	金顯泰	給八級俸	全西看守長	森木
通	西大門同	新井庄吾	各	光州同	長澤松次
給月俸七十圓	海州看守長	結城孝壽	給九級俸	元山同	中川一二
	清津同	上久保梁一	十二月十日	木浦同	
	大邱同	青柳義雄		公州同	
	西大門同	鈴木園吉			
	咸興同	白石關太郎			

刑 行 刑 統 計

昭和十年十二月中入出監月未入監人員  
Prison Population during the Month December 1935

受刑者	50,823	5,837	5,561	51,090	50,823	48,904	276	2,195
被疑者	285	1,481	1,619	120	958	80	138	40
刑事被告人	5,761	4,306	4,855	5,252	5,761	5,273	509	21
勞役場留置者	602	805	918	489	602	572	113	83
乳兒	13	6	5	14	13	8	1	6
男	56,544	12,140	12,634	56,059	56,544	53,861	485	2,198
女	913	326	324	915	913	976	2	61
總計	57,457	12,457	12,958	65,974	57,457	54,837	483	1,187

備考 受刑者現員中=朝鮮人 男 2,598人 女 7人

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルハ左ノ如シ

國名	取刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男 70	—	—	—	73	—	—	—	—	—
露西亞	男 2	—	—	—	2	—	—	—	—	—
總計	男 72	—	—	—	72	—	—	—	—	75

# 法學協會雜誌

第五十四卷 第二號  
昭和十一年二月一日發行  
定價金五十錢  
郵税金二錢  
東京帝大法學協會發行

□ 論 說  
審級制度と上訴の限界……………東京帝國大學教授 小野清一郎  
フランク時代の家族共同……………東京帝國大學助手 久保正幡  
體と自由分權の發展……………  
□ 資 料  
滿洲國に於ける土地制度……………東京帝國大學教授 我 妻 榮  
確立の企圖……………  
大明律直解致……………京城帝國大學教授 花村美樹  
□ 紹 介  
「フランソワ・ジェニー祝……………(福井勇二郎)——由井健之助著  
賀法源論集」

「賴母子講と其の法律關係……………(戒能通孝)」  
□ 判 例 研 究  
民事訴訟法判例批評(一六二)東京帝國大學名譽教授 加藤正治  
民事法判例研究錄(昭和一〇年度・九)  
穂積重遠——我妻榮——齋藤秀夫——菊井維大——川島武宜——兼子一  
——内田力藏——小町谷操三——山田晟——戒能通孝——有泉享——吾妻  
光俊  
□ 雜 報  
法理研究會記事「少年審判所の成績について」

# 法學論叢

論 說・資 料  
訴訟上の眞實義務について……………中田淳一  
將來の權利の處分(二・完)……………於保不二雄  
不動產賃借權の排他性……………村 教 三  
商法改正法案を評す(二)……………鳥賀陽然良  
批評と紹介……………池田 榮  
松本教授「ワイトロリヤ女皇の大權行使」……………長濱 政壽  
マイルシユ「コールに於ける國家及權威」……………

昭和十一年二月  
第二十四卷第二號  
發行所 京都帝國大學法學會  
發賣所 東京 有斐閣  
定價金五十錢  
送料金一錢五厘  
モルゲンント「規範的に國際法規範の現實性」……………田畑茂二郎  
□ 判 例 研 究  
〔民事法〕民法第四百七十八條……………近藤英吉  
に所謂債權の準占有……………田 島 順  
占有權の取得……………小野木 常  
破産管財人の否認と時効の完成……………宮本英脩  
〔刑事法〕朝鮮語を用ゐたる上告趣意書の效力……………  
雜 報 研究會記事

# 法學新報

## 中央大學法學部門機關

第四十六卷 第二號 昭和十一年二月  
企業讓渡に就て……………教授 升本重夫  
祖先崇拜と法制道德の淵源……………教授 天野德也  
單獨判事手續(一)……………中野峰夫  
特許權及び「特許を受ける權利」の性質……………宗宮信次  
ユスチニアヌス帝學說彙纂第九卷邦譯……………船田享二  
刑事判例研究(四六)……………講師 草野豹一郎

過夫犯と共犯……………民事判例研究(一三)……………民事判例研究會  
民法上の組合と訴訟當事者能力(岡村玄治)……………舉證者の  
作成に係る文書と其成立の肯定(前野順一)……………耕地整理  
法に依る徵收金債權の詐害行為と司法裁判所の管轄權……………  
(高橋靜一)……………假登記權利者と抵當權の滌除(岩田新)……………岩田 新  
船舶賃借人の責任(森清)……………  
外國判例研究(一六)……………  
外國法律事情……………  
親子關係確認の爲めに血液型試験を採用したる紐育州の……………  
成文法……………活動寫眞に據る保險金詐欺の立證(右田政夫)……………  
商法改正法律案略註……………教授 佐々 穆  
近着外國雜誌法律論題要目……………

# 法曹會雜誌

第十四卷 第二號  
昭和十一年二月一日發行  
定價金五十錢

司法省構内法曹會  
振替口座東京一五六七〇番

○豫審制度成立史……………東京控訴院判事 垂 水 克己  
○假處分命令に於ける自由裁量に對する制限(一)……………大阪地方裁判所 小 川 保 男  
○莊内の米券制度に就て(一)……………鶴岡區裁判所 吉 野 數 衛  
○名判官物語(十)○徳川幕府の法制と裁判所構成(その二)……………小 山 松 質 吉  
○司法沿革考(三)○司法長官其の他の一覽表(續)……………瀧 谷 山 松 質 吉  
○改正衆議院議員選舉法質疑回答集(三)……………司法省 刑 事 局  
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

東京帝國大學 教授法學博士 小野清一郎著

# 全訂刑事訴訟法講義

菊判總布裝函入  
總紙數六七八頁  
定價 金 四 圓  
送料内地 廿二錢

## 好評

訴訟法學の理論的構成の困難と其の政策的的重要性には、實體法のそれに優るとも劣らぬものがある。本書の高き學問的地位については更めて収々を要しない。「全訂第三版」に於ては新刑事訴訟法施行後の判例學說を参照せられたるは勿論、最近の訴訟法學殊にドイツ訴訟法學に於ける理論的及政策的方面の發展を充分に濾過せられつゝ、益々其の理論的構成の完成と實踐への指導性を高むるに至つた。學徒、法曹、學生は勿論、法律實務家諸氏の見逃すべからざる斯學の好著である。

小野清一郎博士著  
刑法 法理學と「文化」の概念  
刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫  
刑法に於ける名譽の保護

菊判總布裝 定價 四・〇〇  
送料内地 二二  
總頁六二四  
菊判總布裝 定價 三・八〇  
送料内地 一四  
總頁四五〇  
菊判總布裝 定價 二・五〇  
送料内地 一四  
總頁三六〇  
菊判總布裝 定價 三・八〇  
送料内地 一四  
總頁五〇〇

東京 有斐閣  
神田 神田  
町保神 町保神  
番〇七三京東替振

### 編輯餘録

□ 中尾書記官が懲罰の使命とその運用と題して刑務所の刑罰は社會の刑罰とは反對に一般豫防を主としなければならぬことをその思想の中心とされた。曾て正木學士が懲罰の刑事政策的意義の中に於て刑務所の刑罰も亦その理想は特別豫防でなければならぬと説破されたのに對照して面白い見方であると思ふ。

□ 中尾學士が懲罰の現在價值を主題とし正木學士が懲罰の將來價值を主題とした點に一般豫防中心と特別豫防中心との隔りが出來た、けれども、兩者は現實より理想への二つの離れぬ結び付きであることを忘れてはならぬ。同時に中尾學士をしてかく説破せしめる刑務所の住人達よ。早く正木學士の理想の懲罰で濟むやうにその品位と責任とを擧げること努力せよ。

□ 寺光學士の行刑自足の原則は自

給自足主義を徹底的に理解し、一面に於て教育行刑の眞理を述べつゝ、他方に於て刑務作業の經濟的倫理的價值を高唱し、民業壓迫論を論破しようとする力作である。

□ 新裝の快天丸が舊臘南海の藻屑と消えた。勃々たる閩南萬里の勇氣に燃えつゝあつたかの船を失つたと聞いて編輯子はいかに嗟嘆したことか。回顧すれば、快天丸のその船名は編輯子が罪の子等を海の上に更生せしめんとして選んだものであつたのに。

□ 神戸刑務所が又火災に見舞はれた。何すれぞ、それ造化のたはむれの行刑の上に多きことよ。

□ 造化これ以上にたはむれるべからず。そして造化のたはむれを未然に防止し得るものは矢張り刑務官全部の努力と意氣の外にはないのだ。さあ！ 諸君！ お互に双肌をぬいで行刑の爲に立たうではないか。

昭和十一年一月廿一日夜

阿き羅

定規文注	料告廣	表價定
●御注文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱に拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御注文の際は必ず送附先明記のこと、従つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし	一 一頁 二 一頁 普 通 一 頁	一 冊 (稅共) 金 二 十 五 錢 六 冊 (稅共) 金 一 圓 五 十 錢 十二冊 (稅共) 金 三 圓

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和十一年二月四日印刷納本  
昭和十一年二月七日發行

編輯兼 伊藤忠次郎  
東京市麹町區西日比谷町一番地

印刷所 竹田益平  
東京市葛飾區小菅町二二八四番地

發行所 刑務協會印刷部  
東京市麹町區西日比谷町一番地

電話銀座 二三四四・三八二五番  
振替口座 東京 二五〇五九番

49<sup>e</sup> Année N<sup>o</sup> 2

Février 1936

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

- Makino, E. — Sur le XI<sup>e</sup> Congrès Pénal et Pénitentiaire International.
- Nakao, B. — Peines disciplinaires au point de vue de la politique criminelle.
- Teramitsu, T. — Principe de "Self-supporting System."

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice